

高松市・塩江町合併協議会  
第 1 1 回 会 議

附 属 資 料 （ 新 規 提 案 分 ）

目 次

5	「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料（協議第 2 9 号資料）-----	1 ~	7
6	「障害者福祉事業について」に関する資料（協議第 3 0 号資料）-----	8 ~	2 1
7	「高齢者福祉事業について」に関する資料（協議第 3 1 号資料）-----	2 2 ~	3 4
8	「その他の福祉事業について」に関する資料（協議第 3 2 号資料）-----	3 5 ~	5 8
9	「保健衛生事業について」に関する資料（協議第 3 3 号資料）-----	5 9 ~	9 3
1 0	「環境対策事業について」に関する資料（協議第 3 4 号資料）-----	9 4 ~	1 1 0
1 1	「農林水産関係事業について」に関する資料（協議第 3 5 号資料）-----	1 1 1 ~	1 3 1
1 2	「交通関係事業について」に関する資料（協議第 3 6 号資料）-----	1 3 2 ~	1 4 0
1 3	「学校教育事業について」に関する資料（協議第 3 7 号資料）-----	1 4 1 ~	1 4 9
1 4	「社会教育事業について」に関する資料（協議第 3 8 号資料）-----	1 5 0 ~	1 6 6
1 5	「文化振興事業について」に関する資料（協議第 3 9 号資料）-----	1 6 7 ~	1 8 4

## 協議第29号資料

### 「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料

運 営 主 体 に つ い て	2
介 護 保 険 料 の 賦 課 ・ 徴 収 に つ い て	3
介 護 保 険 給 付 事 業 体 に つ い て	4
利 用 者 負 担 軽 減 事 業 に つ い て	5
介 護 認 定 調 査 事 業 等 に つ い て	6
介 護 サ ー ビ ス 事 業 所 運 営 事 業 に つ い て	7

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	運営主体等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 運営主体	高松市が保険者として運営 (被保険者数 :平成16年4月1日現在) 第1号 64,853人 第2号 466人 (要介護認定者数) 合計 65,319人  (介護認定者数 :平成16年 4月 1日現在) ・要支援 2,276人 ・要介護 1 4,239人 ・要介護 2 1,513人 ・要介護 3 1,165人 ・要介護 4 1,228人 ・要介護 5 1,300人 計 11,721人	塩江町が保険者として運営 (被保険者数 :平成16年4月1日現在) 第1号 1,324人 第2号 3人 (要介護認定者数) 合計 1,327人  (介護認定者数 :平成16年 4月 1日現在) ・要支援 73人 ・要介護 1 99人 ・要介護 2 24人 ・要介護 3 25人 ・要介護 4 17人 ・要介護 5 29人 計 267人
2 介護保険事業計画	(内容) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期として策定し、3年ごとに見直しを行う (期間) 第1期 平成12年度～平成16年度 第2期 平成15年度～平成19年度	(内容) 高松市と同じ。  (期間) 高松市と同じ。
3 介護保険事業財政調整基金	運用利子及び余剰金を積立 (基金残高 :平成16年3月31日現在) 1,128,579千円	高松市と同じ (基金残高 :平成16年3月31日現在) 56,085千円
4 香川県財政安定化基金拠出金等	(内容) 介護保険事業計画の保険給付額をもとに指示された拠出率(0.001)を乗じて拠出 (基金からの借入金) なし	(内容) 高松市と同じ。 (基金からの借入金) なし

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い																																								
分類	介護保険料の賦課 徴収																																								
	現 況																																								
項目	高 松 市	塩 江 町																																							
1 保険料	<p>第1号被保険者(65歳以上の者) (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料(円)</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>16,200</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>29,100</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>50,500</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>60,600</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>70,700</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料(円)	乗率	第1段階	16,200	0.4	第2段階	29,100	0.72	第3段階	40,400		第4段階	50,500	1.25	第5段階	60,600	1.5	第6段階	70,700	1.75	<p>第1号被保険者(65歳以上の者) (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料(円)</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>20,200</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>30,300</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>50,400</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>60,500</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料(円)	乗率	第1段階	20,200	0.5	第2段階	30,300	0.75	第3段階	40,300		第4段階	50,400	1.25	第5段階	60,500	1.5
段 階	年額保険料(円)	乗率																																							
第1段階	16,200	0.4																																							
第2段階	29,100	0.72																																							
第3段階	40,400																																								
第4段階	50,500	1.25																																							
第5段階	60,600	1.5																																							
第6段階	70,700	1.75																																							
段 階	年額保険料(円)	乗率																																							
第1段階	20,200	0.5																																							
第2段階	30,300	0.75																																							
第3段階	40,300																																								
第4段階	50,400	1.25																																							
第5段階	60,500	1.5																																							
2 賦課期日	毎年4月1日	高松市と同じ。																																							
3 納期	<p>第1号被保険者(普通徴収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期..... 7月1日から7月31日まで</li> <li>・第2期..... 8月1日から8月31日まで</li> <li>・第3期..... 9月1日から9月30日まで</li> <li>・第4期..... 10月1日から10月31日まで</li> <li>・第5期..... 11月1日から11月30日まで</li> <li>・第6期..... 12月1日から12月31日まで</li> <li>・第7期..... 1月1日から1月31日まで</li> <li>・第8期..... 2月1日から2月末日まで</li> </ul> <p>第1号被保険者(特別徴収) 年金額が年間18万円以上の者は、年金支給時</p>	高松市と同じ。																																							
4 滞納保険料の徴収方法等	主として非常勤の介護保険推進員が臨戸訪問し、収納している。 介護保険推進員の職務 介護保険料の徴収、納付勧奨、申告書の受領、口座振替の勧奨、居所調査等	職員が臨戸訪問し、収納している。																																							

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
保険料段階、保険料額、乗率及び滞納保険料の徴収方法に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目		23 介護保険事業の取扱い		部 会 名	健康福祉
分 類		介護保険給付事業			
		現 況		問 題 点 ・ 課 題	
項 目	高 松 市	塩 江 市 町			
1 介護 予防給付	現物給付 ・居宅介護サービス 1割自己負担 ・施設介護サービス 1割自己負担 (食事代は標準負担額 1日 780円)  償還払 ・福祉用具購入費の支給 年間 10万円購入限度 (1割自己負担) ・住宅改修費の支給 20万円改修限度 (1割自己負担)	高松市と同じ。	塩江町では、介護サービス利用者に給付費通知を行っていない。		
2 高額介護サービス	(内容) 1か月の利用者負担額の合計が上限額を超えた額を支給 ・一般世帯 37,200円上限 ・市民税世帯非課税 24,600円上限 ・生活保護受給者等 15,000円上限	高松市と同じ。	対 応 策 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。		
3 給付費通知	(内容) サービス事業者名、サービス種類、サービス費合計額、自己負担額を月毎に記載した利用明細書を4ヶ月に1回送付 (対象) サービス利用者 (時期) 年3回(5月、9月、1月)	該当なし。	調 整 案 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。		

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い											
分類	利用者負担軽減事業											
	現 況											
項目	高 松 市	塩 江 市 町										
1 法施行時の訪問介護利用者に対する助成	<p>(対象者) 法施行時に訪問介護を利用していた高齢者、障害者で要綱に定める一定の要件をみたしている者</p> <p>(助成内容) 負担割合(10%)を下記の負担割合に軽減</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年度</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>6%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> </table>	年度	15	16	高齢者	6%	6%	障害者	3%	3%	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(助成内容) 高松市と同じ。</p>	
年度	15	16										
高齢者	6%	6%										
障害者	3%	3%										
2 法施行後の新規の訪問介護利用者等に対する助成	該当なし。	<p>(対象者) 法施行後、新規の訪問介護・訪問看護の利用者</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護 法施行時の訪問介護の利用者と同様の助成</li> <li>訪問看護 1日当たり300円以上の支払額について助成</li> </ul>										
3 社会福祉法人減免に対する助成	<p>(対象者) 低所得者で特に生計が困難なサービス利用者に対し、利用者負担を減免した社会福祉法人</p> <p>(助成内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象サービス(老人福祉施設、通所介護等)</li> <li>減免した利用者負担の総額が本来受領すべき収入の1%を超えた場合、所定の要件で、その2分の1の額を市が助成する。</li> </ul>	該当なし。										
4 離島での介護サービス提供事業者への助成	<p>(対象者) 男木島及び女木島でサービスを提供した事業者</p> <p>(助成内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入を除き保険給付費に相当する額を助成するとともに全てのサービスについて旅客運賃および一部のサービスについては海上輸送費を助成する。</li> </ul>	該当なし。										

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>塩江町では、法施行後の新規訪問介護利用者等に対する助成を行っている。</li> <li>塩江町では、社会福祉法人減免に対する助成等を実施していない。</li> </ul>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い		部 会 名	健康福祉
分 類	介護認定調査事業等			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 介護認定調査 (直営)	<p>(体制) 正規職員 2人、非常勤嘱託職員 6人 (非常勤嘱託職員は 1年間の年度雇用)</p> <p>(調査対象) 原則として、新規申請分の調査を実施 直営による調査は、調査全体の約 2割弱</p>	<p>(体制) 非常勤嘱託職員 1人 (全体の 8割調査) (非常勤嘱託職員は半年契約での雇用) 老人介護支援センター (直営)職員 3人 (看護師 3人) (全体の 2割調査)</p> <p>(調査対象) 新規申請分及び更新分</p>	<p>介護認定調査について、塩江町では直営のみで実施している。</p>	
2 介護認定調査 (委託)	<p>(調査対象) 直営分を除く調査 (原則として、更新分)</p> <p>(委託先) 市内老人介護支援センター 17カ所、老健施設 4カ所、遠隔地等については随時</p>	該当なし。	対 応 策	
			<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>	
3 介護認定審査会	<p>高松地区広域市町村圏振興事務組合による運営 (参考)</p> <p>委員構成 医療機関 49 人 保健関係者 28 人 福祉関係者 44 人 委員の任期 2年間 (平成 15.4.1~ 17.3.31) 合議体数 24 (1合議体 5人) 委員数 121人 報酬 1回当たり 21,760円</p>	高松市と同じ。	調 整 案	
			<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い		部 会 名	健康福祉
分 類	介護サービス事業所運営事業			
	現 況			
項 目	よ	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 居宅介護支援事業所	該当なし (香川県の指定を受けた民間事業所が実施)	設置場所 塩江町保健福祉総合施設 (通称 塩江町保健福祉センターすこやか) 運営形態 塩江町が直営で運営 業務内容 香川県の指定を受けて、要介護者等の依頼によりケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整を行う	塩江町では、居宅介護支援事業所及び訪問看護事業所を直営で運営している。	
2 訪問看護事業所	該当なし (香川県の指定を受けた民間事業所が実施)	設置場所 ・塩江町保健福祉総合施設 ・塩江病院 運営形態 塩江町が直営で運営 業務内容 香川県の指定を受けて、要介護者等にケアプランに沿って、訪問看護サービスを提供する。	対 応 策	
			塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする 塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合し、塩江町保健福祉総合施設内で引き続き業務を行うものとする	
			調 整 案	
			塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする 塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合するものとする。	



## 協議第30号資料

### 「障害者福祉事業について」に関する資料

障害者手帳の交付について	9
支援費等の支給・変更決定業務について	10
育成医療等負担費用助成事業について	11
補装具給付費用負担額助成事業について	12
訪問入浴サービス事業について	13
心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業について	14
障害者(児)社会参加推進事業について	15
手話奉仕員養成事業について	16
手話奉仕員等派遣事業について	17
福祉タクシー設置補助事業について	18
身体障害者パソコン教室事業について	19
在宅重度心身障害者訪問診査事業について	20
心身障害者医療費助成事業について	21

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業		部会名	健康福祉
分類	障害者手帳の交付			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 市 町		問 題 点 ・ 課 題
1 身体障害者手帳の交付	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、市で審査・決定の上、申請者へ交付する。 (申請から交付まで) 申請 市窓口(市長に申請) 市で審査 決定 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:2,590件</p>	<p>(実施機関) 香川県において実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査 決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:33件</p>		<p>身体障害者手帳の交付事務について、実施機関に差異がある</p>
2 療育手帳の交付	<p>(実施機関) 香川県において実施 (内容) 知的障害のある者から、療育手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:236件</p>	高松市と同じ。		<p>対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一するとともに、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関を香川県から高松市へ移行する。</p>
3 精神障害者保健福祉手帳の交付	<p>(実施機関) 香川県において実施 (内容) 精神障害のある者から、医師の診断書または精神障害を事由とする障害年金証書を添え、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:324件</p>	高松市と同じ。		<p>調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業		部会名	健康福祉
分類	支援費等の支給・変更決定業務			
現 況				
項目	高 松 市	高 塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 身体障害者・知的障害者支援費支給・変更決定業務	<p>(内容) 居宅介護等の在宅サービス支援や施設等訓練の施設サービス支援を受けようとする身体障害者・知的障害者は、支援費の支給を申請することができる。 (申請から決定まで) 申請 審査 決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり H15年度実績:956人</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績:2人</p>		
2 障害児支援費支給・変更決定業務	<p>(内容) 居宅生活支援を受けようとする障害児の保護者は、支援費の支給を申請することができる。 (申請から決定まで) 申請 審査 決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり H15年度実績:194人</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績:2人</p>		
3 精神障害者居宅生活支援事業の決定業務	<p>(内容) 居宅生活支援事業を受けようとする精神障害者は、支援事業の申請をすることができる。 (申請から決定まで) 申請 審査 決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり H15年度実績:46人</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績:0人</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業		部会名	健康福祉									
分類	育成医療等負担費用助成事業												
	現 況												
項目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題									
1 事業内容	育成医療等の給付を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。	該当なし。											
2 適用医療	育成医療（身体に障害のある児童に対し、その障害を除去し、又は軽減し、生活の能力を得るために必要な医療） 更生医療（身体に障害のある者に対し、その障害を除去し、又は軽減し、職業能力の増進や、社会・日常活動を容易にするために必要な医療）												
3 助成額	所得に応じた利用者負担額			対 応 策									
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。												
5 助成方法	口座振込												
6 助成実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>適用医療</th> <th>延べ人数</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成医療</td> <td>132人</td> <td>2,870千円</td> </tr> <tr> <td>更生医療</td> <td>1,698人</td> <td>10,770千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>	適用医療	延べ人数	助成額	育成医療	132人	2,870千円	更生医療	1,698人	10,770千円			調 整 案
適用医療	延べ人数	助成額											
育成医療	132人	2,870千円											
更生医療	1,698人	10,770千円											
				高松市の制度を適用する。									

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業			部会名	健康福祉											
分類	補装具給付費用負担額助成事業															
	現 況															
項目	高 松 市		塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題											
1 事業内容	補装具(身体障害者(児)の失われた部位、損傷のある部分を補い、必要な身体機能を取り戻し、又は補うために使用される補聴器、つえ、車椅子などの用具)の交付または修理を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。		該当なし。													
2 助成額	所得に応じた利用者負担額															
3 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。				対 応 策											
4 助成方法	口座振込															
5 助成実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障害者</th> <th>身体障害児</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付</td> <td>173件</td> <td>80件</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4,459千円</td> </tr> <tr> <td>修理</td> <td>318件</td> <td>70件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>			身体障害者	身体障害児	助成額	交付	173件	80件	4,459千円	修理	318件	70件			調 整 案
	身体障害者	身体障害児	助成額													
交付	173件	80件	4,459千円													
修理	318件	70件														
					高松市の制度を適用する。											

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業		部会名	健康福祉
分類	訪問入浴サービス事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業内容	身体障害者の家庭に巡回入浴車を派遣して入浴を支援する。	該当なし。		
2 対象者	家庭内において入浴困難な寝たきり身体障害者で、医師が入浴可能と認める者			
3 費用負担	入浴1回につき生計中心者の所得に応じた額 (0円～12,500円/回 18階層に区分して徴収)			
4 実施方法	高松市社会福祉協議会など3事業者に委託し実施			
5 助成実績	訪問入浴回数 延べ145回(委託料2,888千円) 平成15年度			
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 6 障害者福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 事業内容	心身障害者(児)の生活の安定を図るため、香川県心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を助成する。  【参考】香川県心身障害者扶養共済制度 昭和45年度から香川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき実施されているもので、心身障害者(児)を扶養する保護者が死亡または重度障害となったとき、掛金1口につき月額2万円の年金が支給される制度	該当なし。		
2 対象者	香川県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、特別障害者手当の所得制限を超えていない者			対 応 策
3 助成額	低所得世帯の加入者(市民税非課税世帯、市民税均等割世帯、所得税非課税世帯): 1口目の掛金の1/2の額 -その他の世帯の加入者(所得制限世帯を除く): 1口目の掛金の1/3の額  【参考】1口目の掛金(月額) 0円~13,300円(加入時の年齢、所得によって異なる)			
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請			調 整 案
5 支給方法	口座振込			高松市の制度を適用する。
6 助成実績	121人(助成額 2,692千円) 平成15年度			

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 6 障害者福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	障害者(児)社会参加推進事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 市 町		問 題 点 ・ 課 題
1 障害者社会見学事業	<p>日ごろ外出する機会の少ない障害者が見聞を広め、相互の親睦と交流を通して社会活動への参加意欲を高めるとともに、日常生活での活力を養うため、社会見学事業を実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 市民会館で「福祉のつどい」(演芸鑑賞と交流)を開催 参加人数 :1,036人</p>	該当なし。		
2 障害児社会見学事業	<p>日ごろ外出する機会の少ない障害児が見聞を広め、相互の親睦を図るとともに社会参加を促進するため、社会見学事業を実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 「あすたむらんど徳島」の見学を実施 参加人数 :1,247人</p>	該当なし。		対 応 策
3 街頭キャンペーン	<p>「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障害児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンを実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 田町コミュニティー広場から丸亀町商店街まで、障害者施設鼓笛隊とともに横断幕を先頭に啓発品を配布しながら行進する。 参加人数 250人</p>	該当なし。		
4 障害児作品展	<p>「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、障害児が作成した絵画、工作などによる作品展を市役所本庁舎で開催し、市民の障害児に対する理解を深める。</p> <p>(平成15年度実績) 参加者 :724人 作品 :541点</p>	該当なし。		調 整 案
				高松市の制度を適用する。



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業		部会名	健康福祉
分類	手話奉仕員養成事業			
現 況				
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業内容	聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員を養成する。 ・入門課程 35時間 / 基礎課程45時間 ・定員 40人	該当なし。		
2 対象者	市内に住所を有する満18歳以上で手話奉仕員活動をしようとする者 全課程80%以上出席できる者 ・入門・基礎課程とも参加できる者			
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施			
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。 ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。			
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担			
6 開催場所	高松市総合福祉会館内会議室			
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業		部会名	健康福祉
分類	手話奉仕員等派遣事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 手話奉仕員派遣事業	<p>(内容)            重度の聴覚障害者で社会参加を営む上で手話通訳を必要とする場合に、高松市身体障害者協会に委託し、手話奉仕員を派遣する。            (派遣対象者)            社会生活上外出を必要とする場合で手話通訳をする者がいない重度の聴覚障害者            (費用負担)            派遣対象者 無料 ただし、外出に必要な交通費は奉仕員分についても派遣対象者が負担            (申込窓口)            委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課            (派遣実績)            720回 (3,170千円) 平成15年度</p>	該当なし。		
2 要約筆記奉仕員派遣事業	<p>(内容)            手話のできない聴覚障害者等の社会活動への参加を促進するため、要約筆記を必要とする場合に、要約筆記サークル「ゆうあい」に委託し、要約筆記奉仕員を派遣する。            (派遣対象)            社会生活上、外出を必要とする場合で適当な意思伝達の仲介者が得られない者、市内で開催される大会、講演会等の主催者で、聴覚障害者等のために奉仕員の派遣を必要とする者。ただし、営利を目的とする場合等は派遣を受けることができない。            (費用負担)            無料            (申込窓口)            委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課            (派遣実績)            64回 (400千円) 平成15年度</p>	該当なし。		
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 6 障害者福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	福祉タクシー設置補助事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業内容	身体障害者が利用しやすい福祉タクシー（リフト付きタクシー）設置の推進を図るため、タクシー会社に対して、福祉タクシー用車両購入費の一部を補助する。	該当なし。		
2 補助対象者	市内に住所を有するタクシー会社			
3 補助基準	福祉タクシー購入費の3分の2以内 (補助限度額260万円)			
4 補助実績	助成件数 3台 (3,455千円) 平成15年度			
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業	
分類	身体障害者パソコン教室事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 事業内容	障害者の情報バリアフリー化を支援し、社会参加を促進するため、高松市身体障害者協会へ委託し、身体障害者を対象としたパーソナルコンピュータの操作等に関する講座を開設している。 開催回数 年2回（昼・夜 定員各10人）	該当なし。
2 対象者	市内に住所を有する18歳以上の身体障害者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集（申込）方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。 ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催実績	年2回開催（6月・10月） 1開催につき、昼の部・夜の部を同時に開催 31人が参加（958千円）	
7 開催場所	（平成15年度）高松市総合福祉会館内会議室 （平成16年度）高松市生涯学習センター	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 6 障害者福祉事業	
分類	在宅重度心身障害者訪問診査事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 事業内容	身体障害者 知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者であつて、地理的条件等により 受診の機会が少ない者を対象に、医師等を派遣して診査及び更生相談を行う 訪問診査の担当医は、医師(身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師)、看護師等とする	該当なし。
2 対象者	市内に住所を有する18歳以上の者 歩行困難のため、身体障害者 知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者 地理的条件等により 受診の機会が少ない者	
3 実施方法	社団法人 高松市医師会に委託して実施	
4 訪問診査の内容	重度身体障害者 ・全身状態の所見及び障害局所の診断と助言、指導等 重度知的障害者 ・健康診査及び保健の指導 ・生活指導及び介護指導 相談 指導	
5 費用負担	無料	
6 利用実績	平成15年度 2回	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	心身障害者医療費助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	高 塩 江 町
1 助成対象者	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳④、A、⑤、Bまたは戦傷病者手帳全項症に該当する者 (その世帯における所得による制限はなし。)	高松市と同じ。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	4級及び療育手帳のBについては、自己負担額の1/2。 その他の者については、高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成内容及び助成方法に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

## 協議第31号資料

### 「高齢者福祉事業について」に関する資料

高齢者と地域の交流事業について	23
高齢者を地域で支えあうまちづくり推進事業について	24
敬老会事業について	25
老人介護支援センター事業について	26
敬老祝品贈呈事業について	27
高齢者訪問事業について	28
高齢者生きがいデイサービス事業について	29
軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス事業）について	30
単独福祉訪問事業について	31
老人福祉施設整備事業利子補給について	32
老人クラブ活動促進事業について	33
シルバー人材センター運営費補助事業について	34

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者と地域の交流事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象者	地区社協の区域内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等	該当なし。
2 実施内容	地区の公民館を利用し、会食方式により食事サービスを実施する。(月1回)	
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	
4 費用負担	市 190 円 社会福祉協議会 190 円 利用者 170 円	
5 実施状況	地区数 26 地区 延べ食数 23,151 食 事業費 9,964,617 円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。



行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 実施主体	市内35地区を実施単位とし、各地区において活動している多様な団体の参加のもと、地域支え合いネットワークを構成する団体	該当なし。
2 実施内容	<p>地域が創意工夫をし、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を支え合い、支援する事業に対し、助成を行う。</p> <p><b>事業例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時・災害時の支援体制づくり事業</li> <li>ひとり暮らし高齢者等の安否を確認する事業</li> <li>地域との交流を推進する仲間づくり事業</li> <li>地域での孤立防止を図る相談援助事業</li> <li>孤独感の解消を図る訪問事業</li> <li>世代間交流事業</li> <li>等</li> </ul>	
3 補助内容	事業に要する経費のうち、1地区あたり50万円を限度として交付	
4 その他	平成16年度から平成18年度までの3年間の事業	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	敬老会事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 対象者	75歳以上の在宅高齢者 老人福祉施設入所者	73歳以上の高齢者
2 対象者数	在宅 28,315人 施設 1,371人 (平成 15年度)	在宅、施設 819人 (平成 15年度)
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	塩江町が実施
4 開催場所	市内35地区ごとの会場(小学校等) 老人福祉施設 各地区 施設で決定	町民体育館
5 開催時期	敬老の日を中心に各地区 施設が日程調整	10月
6 実施内容	式典 記念品等授与 演芸 アトラクション など 各地区で実施内容を決定	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者に差異がある。 運営方法及び開催場所など、実施方法に 差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	老人介護支援センター事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 地域型 支援センター	<p>事業内容 要介護高齢者の実態把握 在宅介護に関する相談 保健福祉サービスの情報提供 など</p> <p>運営方法 社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会 などへ委託</p> <p>センター数 17箇所（特別養護老人ホーム、老人保健施設 に併設）</p> <p>職員配置 - 配置基準） 1施設につき常勤1人以上（ワ-サルワ-カー、 保健師、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー） 他の業務との兼務可</p>	<p>事業内容 高松市と同じ。</p> <p>運営方法 塩江町が運営</p> <p>センター数 1箇所（塩江町総合保健福祉施設に設置）</p> <p>職員配置） 看護師2人（ケアマネジャー）- 町職員 看護師1人（ケアマネジャー）- 社協出向職員 居宅介護支援事業所（町直営）を兼務</p>
2 基幹型 支援センター	<p>事業内容 地域型支援センターに対する指導・助言 地域ケア会議の開催</p> <p>運営方法 直営（高松市が運営）</p> <p>センター数 1箇所（高松市長寿社会対策課内に設置）</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
地域型支援センターの運営方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、地域型支援センターの委託化に伴い、塩江町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	敬老祝品贈呈事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象者	90歳以上の高齢者 (年齢基準日 :12月31日現在)	90歳以上の高齢者 (年齢基準日 :9月15日現在)
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者に敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。
3 対象者数	90～97歳 2,618人 計2,804人 98歳以上 184人 (平成15年度)	90～97歳 50人 計50人 98歳以上 0人 (平成15年度)
4 祝品内容	90～97歳 (1,000円相当) (平成15年度においては、タオルセット) 98歳以上 (5,000円相当) (平成15年度においては、カタログにより選択) 男女最高齢者は10,000円相当	90歳以上 6,000円相当) 平成15年度は商品券
5 贈呈方法	90～97歳 民生委員児童委員が贈呈 98歳以上 市長等が高齢者訪問時に贈呈 訪問辞退者は職員が贈呈	町長が高齢者訪問時に贈呈

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
祝品内容及び贈呈方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者訪問事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象者	98歳以上の高齢者	90歳以上の高齢者
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者宅を訪問し、敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。
3 対象数	・在宅 120人 合計184人 ・施設 64人 (実訪問者数) ・在宅 26人 合計67人 ・施設 41人 (平成 15年度)	・在宅、施設 50人 (実訪問者数) ・在宅、施設 44人 (平成 15年度)
4 訪問時期	9月上旬(2日間)	敬老の日前後
5 訪問者	市長、議長など	町長

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者及び訪問時期等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業		部会名	健康福祉
分類	高齢者生きがいデイサービス事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 対象者	(要件) おおむね65歳以上の要支援 要介護認定を受けていない者 ・ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯で、家に閉じこもりがちな者 ・日常生活を営むのに支障のある者(日常生活動作が一部介助1項目以上、痴呆 問題行動ありが1項目以上)	(要件) おおむね65歳以上の要支援 要介護認定を受けていない者 ・家に閉じこもりがちな者 ・介護状態になるおそれのある者		対象者、利用回数及び費用負担に差異がある。
2 サービス内容	日常動作訓練 入浴サービス 送迎サービス レクリエーション 健康チェック 食事サービス 趣味活動 創作活動	高松市と同じ。		対 応 策
3 実施方法	社会福祉法人(デイサービスセンター)へ委託	高松市と同じ。		高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り 現行のとおりとする。
4 利用登録者	579人 (平成 15年 12月 31日現在)	85人 (平成 15年 12月 31日現在)		
5 利用回数	利用回数 2回 / 月	利用回数 1回 / 週		調 整 案
6 費用負担	生活保護世帯 市 ... 3,155円 / 回 利用者... なし その他の世帯 市 ... 2,772円 / 回 利用者... 383円 / 回 間食代や教養講座の材料費等は利用者から別途徴収	全世帯 町 ... 3,830円 / 回 利用者... 850円 / 回		高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り 現行のとおりとする。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 7 高齢者福祉事業	
分類	軽度生活援助事業 (ホームヘルプサービス事業)	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 事業名	軽度生活援助事業	町単独老人ホームヘルプサービス事業
2 対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯	高松市と同じ。
3 サービス内容	軽易な日常生活上の援助 外出時の援助 食事・食材の確保 大きな物の洗濯・日干し 家周りの清掃 家屋内の整理整頓 など	家事援助 調理 生活必需品の買い物 衣類の洗濯 住居等の掃除 住居等の整理整頓 相談 助言 など
4 実施方法	高松市シルバー人材センターへ委託 援助者 ... シルバー人材センター 会員	塩江町社会福祉協議会へ委託 援助者 ... ホームヘルパー
5 利用登録者	609人	1人
6 利用回数・時間	利用回数 2回 / 月 利用時間 3時間 / 回	利用回数 回数制限なし (H14平均月5回) 利用時間 時間数制限なし
7 費用負担	生活保護世帯 市 ... 800円 / 時間 利用者... なし その他の世帯 市 ... 720円 / 時間 利用者... 80円 / 時間	所得税非課税世帯 町 ... 運営費方式による委託料 利用者... 80円 / 時間 所得税課税世帯 町 ... 運営費方式による委託料 利用者... 250円 / 時間

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
サービス内容、実施方法、利用回数・時間及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	単独福祉訪問事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象者	該当なし。	ひとり暮らし高齢者 高齢者夫婦世帯
2 実施内容		対象者宅に対し、定期的に安否を確認し、声かけ訪問を行う。
3 対象者数		ひとり暮らし高齢者 128人 高齢者夫婦世帯 94世帯
4 実施方法		塩江町社会福祉協議会へ委託 訪問者 ... ホームヘルパー
5 実施回数等		1回/月 (0.5～1時間/回)
6 費用負担		町 ... 運営費方式による委託料 利用者... なし
<p>参考  <b>関連事業</b>                  福祉電話貸与                  緊急通報装置貸与                  配食サービス(施設交流事業等)の提供時における、安否確認等                  【「24-10 その他の福祉事業」において協議】</p>		

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では実施していない。

対 応 策
塩江町の単独福祉訪問事業については、関連事業の実施により対応するものとし、合併時に廃止する。

調 整 案
塩江町の単独福祉訪問事業については、合併時に廃止する。



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 7 高齢者福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	老人福祉施設整備事業利子補給			
	現 況			
項 目	高 松 市	高 塩 江 町		
1 対象	(要件) 老人福祉法第5条の3の老人福祉施設を設置する社会福祉法人に対し行っているが、新規事業への利子補給については、平成 15年度から廃止している。	(要件) 社会福祉 医療事業団 (現独立行政法人福祉医療機構) から資金の借入を行う社会福祉法人に対し、実施している。	問 題 点 ・ 課 題	
2 利子補給対象事業	社会福祉・医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から貸付を受けて施設の整備を行う事業	高松市と同じ。	高松市では、新規事業への利子補給を実施していない。	
3 利子補給期間	20年以内	高松市と同じ。	対 応 策	
4 利子補給対象事業者数	11法人	1法人	高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において塩江町が利子補給している対象事業については、現行の塩江町の利子補給利率を適用するものとする。	
5 利子補給利率	元金5,000万円以内 年利 2%以内 (ただし、実際償還利率を上回らない。)  元金5,000万円超 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 (ただし、上限 2% で、実際償還利率を上回らない。)	元金5,000万円以内 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率  元金5,000万円超 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率	調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	老人クラブ活動促進事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 組織等	クラブ 老人クラブ連合会 単位老人クラブ 334 クラブ 会員数 19,234人 60歳以上の加入者 (平成14年度末)	クラブ 益社会 会員数 893人 満73歳以上全員加入 (平成14年度末)
2 主な活動内容	教養活動..... 老人大学、教養講座、講習会の開催、社会見学等 社会奉仕活動..... 公共施設清掃、施設慰問、友愛訪問等 スポーツ振興..... スポーツ大会、ゲートボール大会、ペタンク大会等	春 秋各1回 日帰り旅行 (希望者約100人) 秋1回 1泊旅行 (希望者約40人) 研修会 年2回 (無料温泉入浴) 友愛訪問
3 補助内容	老人クラブ連合会活動事業補助金 5,588千円 老人クラブ連合会運営事業補助金 8,000千円 老人クラブ活動助成金(単位クラブ) 18,042千円	町補助金(益社会助成) 1,500千円 老人クラブ補助金 300千円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
組織及び補助内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 塩江町老人クラブについては、高松市老人クラブ連合会への統合を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	シルバー人材センター 運営費補助事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	高齢者の就業の機会を確保し、提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資する。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	名称 社団法人 高松市シルバー人材センター 会員数 1,067人(平成14年度末現在) 年会費 1,000円	名称 塩江町シルバー人材センター 会員数 50人(平成14年度末現在) 年会費 500円
3 補助内容	運営費助成 16,740 千円 人件費助成 3,721 千円 生活援助事業助成 1,750 千円	運営費助成 896 千円 人件費助成 1,104 千円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
補助内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 塩江町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促す。 ただし、シルバー人材センターの統合に伴い、塩江町におけるセンター業務の円滑な執行に支障が生ずることのないよう留意する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

## 協議第32号資料

### 「その他の福祉事業について」に関する資料

遺族団体事業補助について	36
戦争犠牲者追悼式について	37
民生委員・児童委員活動事業について	38
特定疾患者援護事業について	39
原子爆弾被爆者援護事業について	40
災害援護関係について	41 ~ 42
ふれあいのまちづくり補助事業について	43
地域福祉計画について	44
社会福祉協議会運営補助等事業について	45 ~ 46
障害者小規模作業所助成事業について	47
福祉資金貸付金利子補給事業について	48
紙おむつ給付事業について	49
福祉タクシー事業について	50 ~ 51
福祉電話等貸与事業について	52
介護見舞金支給事業について	53
緊急通報装置貸与等事業について	54
住宅改造助成事業について	55
配食サービス事業について	56
福祉金等支給事業について	57 ~ 58

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	遺族団体事業補助			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 遺族会事業補助	<p>(補助団体名) 財団法人高松市遺族会 市内の遺族、地区遺族会等で構成</p> <p>(補助対象事業) 戦没者の慰霊行事、援護相談事業などの年間活動事業</p> <p>(補助額等) 年額 567,000円 柱数 1,952柱</p>	<p>(補助団体名) 塩江町遺族厚生会 安原・塩江・上西 3地区の遺族会で構成</p> <p>(補助対象事業) 戦没者の慰霊行事などの年間活動事業</p> <p>(補助額等) 年額 180,000円 柱数 128柱</p>		<p>塩江町では、日本戦災遺族会事業補助及び地区遺族会補助を実施していない。</p>
2 日本戦災遺族会事業補助	<p>(補助団体名) 社団法人日本戦災遺族会香川県支部</p> <p>(補助対象事業) 戦災犠牲者慰霊祭、遺族相互の交流などの年間活動事業</p> <p>(補助額等) 年額 209,000円</p>	該当なし。		<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・塩江町遺族厚生会については、財団法人高松市遺族会への統合を促す。</li> <li>・塩江町の地区遺族会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとする。</li> </ul>
3 地区遺族会補助	<p>(補助団体名) 地区遺族会(25地区)</p> <p>(補助対象事業) 各地区における戦没者の慰霊祭</p> <p>(補助額等) 1地区当り 柱数 × @ 250+ 20,000円</p>	該当なし。		<p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	戦争犠牲者追悼式			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 内容	戦争犠牲者の冥福を祈るため、市主催の追悼式を開催するもの。	戦争犠牲者の冥福を祈るため、町主催の追悼式を開催するもの。	開催時期・場所に差異がある。	
2 開催時期・場所	(開催日) 毎年10月中旬 (場所) 高松市民会館 平成16年度は、高松市文化芸術ホールを予定	(開催日) 毎年5月中旬 (場所) 3地区持ち回り(安原・塩江・上西地区遺族会)で各地区の小中学校体育館		
3 対象者	太平洋戦争陸海軍犠牲者 6,751柱 市内の戦災犠牲者 1,359柱 市外の戦災犠牲者 46柱 外地犠牲者 678柱 計 8,834柱 参列者 約800人	塩江町戦災犠牲者及び外地犠牲者  参列者 約145人	対 応 策	
			高松市の制度に統一する。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業	
分類	民生委員 児童委員活動事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 委員数(定数)	656人 委員数の決定基準 中核市及び人口10万人以上の市に係る国の定数基準(170~360世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、地域性も考慮する中で、委員数を決定	14人 委員数の決定基準 町村に係る国の定数基準(70~100世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、委員数を決定
2 地区数	34地区	1地区
3 活動費	・委員活動費(1人当たり) 年額120,600円 ・会長活動費(1人当たり) 年額12,000円 ・地区協議会開催経費等(1地区当たり) 年額@6,500×委員数 ・地区協議会活動費等(1地区当たり) 年額@5,905×委員数+30,000円	・委員活動費(1人当たり) 年額83,000円 ・会長活動費(1人当たり) 年額10,000円 ・地区協議会開催経費等 実費を支給  ・地区協議会活動費等 実費を支給
4 研修事業	・県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会に委託して実施 ・県外で実施される研修への派遣 香川県社会福祉協議会に委託して実施	・県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会の実施する研修に参加 ・県外で実施される研修への派遣 木田・香川地区民生児童委員協議会が県社協東讃支部と合同で実施する研修に参加
5 民生委員推薦会	・委員定数 14人 ・委員報酬 6,700円(1開催当たり) ・任期 H13.10.1~H16.9.30	・委員定数 7人 ・委員報酬 9,100円(1開催当たり) ・任期 H13.12.1~H.16.11.30
6 地区民生委員推薦準備会	準備会 34地区 ・委員数 14人以内 ・準備会開催経費交付金 1,000円×委員数 ・任期 H13.9.1~H16.8.30	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一した場合、塩江町地区の民生委員が減員となる場合がある。</li> <li>・活動費に差異がある。</li> <li>・民生委員推薦会の委員報酬等に差異がある。</li> <li>・塩江町では、地区民生委員推薦準備会が組織されていない。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・塩江町地区の民生委員数については、現行のとおりとする。</li> <li>・塩江町民生委員推薦会は、高松市の地区民生委員推薦準備会として取り扱う。</li> </ul>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業	
分類	特定疾患者援護事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	原因が不明であって治療方法が確定していない、いわゆる難病のうち、特定の疾患に罹患している者に対し、援護金を支給することにより、福祉の増進を図る。	該当なし。
2 対象者要件	<p>国の治療研究事業対象(45疾患)、県単独の治療研究事業対象(6疾患)の疾患に罹患している者</p> <p>当該年度の市民税が非課税または均等割のみの者</p> <p>市内に引き続き1年以上居住している者</p> <p>上記 ~ の要件を全て満たしている者</p>	
3 支給額等	<p>患者1人につき年額10,000円</p> <p>支給実績</p> <p>12年度 672人</p> <p>13年度 727人</p> <p>14年度 693人</p> <p>15年度 679人</p>	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
塩江町では、特定疾患者援護事業を実施していない。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。</p> <p>ただし、居住要件については、合併時において、塩江町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。</p>



行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	原子爆弾被爆者援護事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 援護金	(対象者要件) 被爆者健康手帳の交付を受けている者 市内に引き続き1年以上居住している者  (支給額) 年額 15,000円 / 人	該当なし。	問 題 点 ・ 課 題	
			塩江町では原子爆弾被爆者援護事業を実施していない。	
2 死亡弔慰金	(対象者要件) 援護金支給対象者が死亡した場合、その者の葬祭を行った者 (支給額) 15,000円 / 人	該当なし。	対 応 策	
			合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。 ただし、居住要件については、合併時において、塩江町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。	
			調 整 案	
			合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	災害援護関係			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 災害時緊急物資備蓄事業	<p>(内容) 大規模災害発生時に、被災者及び避難者に対し、物資の流通が回復するまでの初期対応として緊急物資を備蓄する。</p> <p>(備蓄状況) 備蓄数量 想定被災者数 7,000人 備蓄期間 平成 15 ~ 19年度 備蓄物資 毛布、タオル、おむつ、アルファ米、レトルト食品、飲料水、食器セットなど 備蓄場所 小学校体育館 16箇所、保健所、保健センター</p>	該当なし。		<p>・塩江町では、災害時緊急物資備蓄事業及び小規模災害弔慰金の支給を実施していない。</p> <p>・小規模災害見舞金に差異がある。</p>
2 災害弔慰金	<p>(内容) 対象災害となる災害で死亡した場合に、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。</p> <p>(弔慰金額) 生計維持者・・・500万円 その他の者・・・250万円</p>	高松市と同じ。		対 応 策
3 災害障害見舞金	<p>(内容) 対象災害により負傷し、または疾病にかかり始めたときに、法に定める程度の障害がある者に対し、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 生計維持者・・・250万円 その他の者・・・125万円</p>	高松市と同じ。		<p>高松市の制度に統一する。 なお、災害時緊急物資については、塩江町地域の耐震施設に備蓄することとし、備蓄場所については、合併時まで調整する。</p>
				調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	災害援護関係			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 災害援護資金貸付	<p>(内容) 対象災害により 住居等に被害を受けた世帯に再建のための資金を貸し付ける。</p> <p>(貸付額 / 例) 住居の全壊・・・250万円～350万円 住居の半壊・・・170万円～270万円</p> <p>(金利) 年3パーセント(据置期間中は無利子)</p> <p>(償還方法等) 年賦または半年賦,元利均等償還。10年</p>	高松市と同じ。		
5 小規模災害弔慰金	<p>(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により死亡した場合に弔慰金を支給する。</p> <p>(弔慰金額) 1人当たり100,000円</p>	該当なし。		
6 小規模災害見舞金	<p>(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により住居の全損、半損または1ヶ月以上の負傷をした者に対し見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 住居の全損・・・1世帯当たり50,000円 住居の半損・・・1世帯当たり30,000円 1ヶ月以上の負傷・・・1人当たり20,000円</p>	<p>(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により住居に被害を被った者に対し見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 床下浸水・・・1世帯当たり10,000円 床上浸水・・・1世帯当たり20,000円 住宅火災・・・1世帯当たり30,000円</p>		
			対 応 策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-10 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	ふれあいのまちづくり補助事業			
	現 況			
項目	高 松 市	高 塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 目的	地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図る。	該当なし。		
2 事業内容	(1) ふれあい相談センターの設置 広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・指導を行い、その福祉の向上を図るため、高松市社会福祉協議会内に相談センターを設置している。 ・総合相談・年3回(専門委員による相談) ・弁護士相談・月1回(弁護士による相談) ・一般相談・毎週月・水・金 (2) 社協広報誌「福祉だより」の発行 (3) 福祉協力校の指定		対 応 策	
3 実施主体	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会			
4 経費負担	事業費2,550千円 市補助金 500千円 県社協 800千円 市社協 1,250千円		調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	地域福祉計画			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 計画の概要等	「自助・公助・共助」の各種施策・活動の協働により生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域でその人らしい安心のある生活をおくることができる地域社会の実現を目指し、平成16年度末を目途に計画の策定を行っている	該当なし。	塩江町では、地域福祉計画の策定を予定していない。	
2 推進体制	庁内組織・地域コミュニティづくり推進本部  策定組織・地域福祉計画策定委員会 (公募委員2人を含む15人)		対 応 策	
3 策定スケジュール	・H15.8 計画策定要領の承認 ・H15.10 市民意識調査を実施 ・H16.1 地域福祉計画策定委員会の設置 ・H16.9 パブリックコメントの実施 ・H17.2 計画決定の予定		高松市の制度を適用する。 ただし、合併時までに塩江町地域の住民の意向把握に努め、計画策定の参考とする。	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	福祉サービスが必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会</p> <p>組織 会長 1人、副会長 3人、理事 15人 (会長、副会長を含む) 評議員 40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課</p> <p>活動内容 介護保険事業 市委託事業 社協自主事業 (生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)</p>	<p>名称 社会福祉法人 塩江町社会福祉協議会</p> <p>組織 会長 1人、副会長 1人、理事 10人 (会長、副会長を含む) 評議員 30人 事務局 事務局長、職員 (各 1人)、 介護保険事業職員 (ケアマネージャー 1人、ヘルパー 6人)</p> <p>活動内容 介護保険事業 町委託事業 社協自主事業 (生活福祉資金貸付、友愛訪問、満 1歳児誕生祝 等)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
補助内容及び委託事業内容に差異がある。 法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。

対 応 策
社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
3 補助内容	運営補助 ・人件費補助 介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助 管理費補助 管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。 ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。 ・社会福祉協議会運営費補助 事業補助 ・在宅福祉サービス事業補助 ・福祉事業団体補助	運営補助 ・人件費補助 職員 2人分を全額補助 ・事務局経費補助 パソコン保守費、連絡用車両任意保険料、電話 ファクシミリリース料・使用料  事業補助 ・福祉事業補助 ・心配ごと相談事業
4 委託事業内容	身体障害者入浴サービス事業 精神障害者ホームヘルプサービス事業 難病患者等ホームヘルプサービス事業 敬老会事業 老人介護支援センター事業 在宅介護者支援事業 福祉電話架設対象者連絡サービス業務 老人と地域の交流事業	塩江町配食サービス事業 塩江町老人ホームヘルプサービス事業 上記ホームヘルプサービス事業に「自立訪問 介護事業」や「独居老人等の見守りサービス」が 含まれている。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	障害者小規模作業所助成事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 身体障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な身体障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模作業所に、運営費の補助を行う (助成額) 対象施設 7施設 補助実績70,160千円 (平成15年度実績)	該当なし。		
2 知的障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な知的障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模作業所に、運営費の補助を行う (助成額) 対象施設 9施設 補助実績82,067千円 (平成15年度実績)	該当なし。		
3 精神障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な精神障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ社会復帰の促進を図る小 規模作業所に、運営費の補助を行う (助成額) 対象施設 2施設 補助実績9,400千円 (平成15年度実績)	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	福祉資金貸付金利子補給事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 障害者生活福祉資金貸付金利子補給事業	<p>(内容)</p> <p>香川県社会福祉協議会が事業主体となり実施している生活福祉資金貸付事業の借受者のうち、障害者のみが借り受けできる資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。</p> <p>(利子補給件数)</p> <p>平成 15年度実績 :12件</p>	該当なし。		
2 母子・寡婦福祉資金貸付金利子補給事業	<p>(内容)</p> <p>母子・寡婦福祉資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。</p> <p>(利子補給件数)</p> <p>平成 15年度実績 :19件</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	紙おむつ給付事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 心身障害者 (児)紙おむ つ給付事業	<p>(内容) 市内に住所を有する3歳～64歳の身体障害者手帳1級(下肢、体幹、内部)または療育手帳㊦の所持で、概ね6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする者に、紙おむつを給付する。</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月60枚の紙おむつを給付 (2カ月毎に、契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:192人</p>	該当なし。
2 寝たきり高齢者 等紙おむつ給 付事業	<p>(内容) 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、6カ月以上寝たきりまたは痴呆の状態にあり、おむつを必要とする者に、紙おむつを給付する。</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月にパンツタイプに換算して60枚の紙おむつを給付(2カ月毎に契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:1,913人</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉タクシー事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 障害者福祉タクシー助成事業	<p>(目的) 障害者が社会生活上、外出する必要がある場合に、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図る。</p> <p>(助成対象者) ・身体障害者手帳1級及び2級の者 ・療育手帳<sup>㊤</sup>及びAの者 ・常時車いすを使用している者 ・精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の者</p> <p>(助成内容) 1枚500円(精神障害は550円、車椅子は+500円)のチケットを年間30枚または15枚交付する。 30枚 身体障害者手帳1級、療育手帳<sup>㊤</sup>、車椅子、精神障害者保健福祉手帳1級 15枚 上記以外の者</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 3,400人(平成15年度)</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(助成対象者) ・視覚障害もしくは下肢不自由で1級及び2級の者 ・療育手帳<sup>㊤</sup>及びAの者 ・精神障害者保健福祉手帳を有する者</p> <p>(助成内容) 利用1回につき1,000円(1,000円未満は、その額)を助成する。 1人1年間20回まで。</p> <p>(助成方法) タクシー利用後に領収書を添付して香川県身体障害者協会塩江分会へ申請し、後日、申請者の口座へ振込みする。</p> <p>(助成実績) 5人(平成15年度)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・障害者福祉タクシー助成事業について、助成対象者、助成内容及び助成方法に差異がある。 ・塩江町では、高齢者福祉タクシー助成事業を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	福祉タクシー事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
2 高齢者 福祉タクシー 助成事業	<p>(目的) 外出することが難しい在宅高齢者に、タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の外出支援を図る。</p> <p>(助成対象者) 65歳以上で要介護認定(要介護1～5)を受けている市民税非課税の在宅の高齢者</p> <p>(助成内容) 年間15枚交付する。 (1枚当たり法人タクシー550円、個人タクシー540円 身体障害者手帳・療育手帳所持者500円)</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う)</p> <p>(助成実績) 2,098人(平成15年度)</p>	該当なし。	問 題 点 ・ 課 題	
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	福祉電話等貸与事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 障害者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、ひとり暮らしの外出困難な重度障害者または難聴者に対して、電話またはファクシミリ の貸与を行う</p> <p>(貸与台数) 平成 15年度 :12台</p>	該当なし。	問 題 点 ・ 課 題	
			塩江町では、障害者福祉電話等貸与事業を実施していない。	
2 高齢者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して電話の貸与を行う</p> <p>(貸与台数) 平成 15年度 :184台</p>	<p>(内容) おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らしの高齢者等に対して電話の貸与を行う</p> <p>(貸与台数) 平成 15年度 :なし</p>	対 応 策	
			高松市の制度に統一する。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業	
分類	介護見舞金支給事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 在宅重度障害者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 身体障害者手帳 1級及び 2級を所持し日常生活動作評価表 8点以上、療育手帳 及び Aまたは、精神障害者保健福祉手帳 1級を所持し日常生活能力判定表 12点以上の 20歳～ 64歳の在宅重度障害者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に 1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が 800万円以下</p> <p>(支給額) 月額 6, 000円</p> <p>(支給実績) 平成 15年度 : 173人</p>	<p>該当なし。</p>
2 在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 65歳以上の在宅の寝たきり・痴呆性高齢者を介護している家族に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に 1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が 800万円以下</p> <p>(支給額) 月額 6, 000円</p> <p>(支給実績) 平成 15年度 : 892人</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(居住要件) なし</p> <p>(所得要件) なし</p> <p>(支給額) 月額 15, 000円</p> <p>(支給実績) 平成 15年度 : 24人</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩江町では、在宅重度障害者介護見舞金支給事業を実施していない。</li> <li>・在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の居住要件等に差異がある。</li> </ul>

対応策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう段階的に調整するものとする。</p> <p>また、居住要件については、在宅重度障害者介護見舞金支給事業にあつては、合併時において塩江町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとし、在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業にあつては、合併時において塩江町地域に住所を有する者は、居住要件を満たす者として取り扱うものとする。</p>

調整案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	緊急通報装置貸与等事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 身体障害者 緊急通報装置 貸与等事業	<p>(対象者) 市内に住所を有するひとり暮らし重度身体障害者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付 (通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 15台 (平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) 身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与 (通報システム) 協力員通報方式 通報 協力員 (安否確認) 関係者へ連絡</p> <p style="text-align: right;">町役場 出動</p> <p>(貸与台数) 0台 (平成15年度末現在)</p>		<p>対象者、内容及び通報システムに差異がある。</p>
2 高齢者緊急 通報装置貸 与等事業	<p>(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付 (通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 1,580台 (平成15年度末現在)</p> <p>(給付台数) 112台 (平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、これに準ずる世帯</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与 (通報システム) 協力員通報方式 通報 協力員 (安否確認) 関係者へ連絡</p> <p style="text-align: right;">町役場 出動</p> <p>(貸与台数) 42台 (平成15年度末現在)</p>		<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p>
				対 応 策
				<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p>
				調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	住宅改造助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	身体が虚弱な高齢者または重度障害者の自立を助長するため、自宅を改造する場合に、住宅改造費の一部を助成する。	65歳以上で介護を必要とする者、身体障害者手帳所持者で介護を必要とする者またはこれらに準ずる障害者の自立を助長するため、住宅改造費の一部を助成する。
2 対象者	・65歳以上で寝たきりまたは準寝たきり状態の者 ・視覚または肢体の身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳④・Aの障害者 ・その他市長が特に必要と認める者	・65歳以上で介護を必要とする者 ・身体障害者手帳1～3級の障害者 ・その他身体障害者手帳1～3級に準ずる者
3 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に住所を有する者
4 所得要件	生計中心者の前年所得が500万円以下	同居する親族等の前年所得合計が800万円以下
5 対象工事	改造工事 新築・増築または全面的な改築工事を除く	増築または改築・改造
6 助成金額等	・生活保護世帯、所得税非課税世帯： 対象工事費用の3/4の額(限度額75万円) ・その他の世帯 対象工事費用の1/2の額(限度額50万円)	・改造場所により基準額を定め、70%の助成 ・助成限度額 100万円
7 助成実績	・高齢者 171件 ・障害者 23件 (平成15年度実績)	・高齢者 3件 ・障害者 3件 (平成15年度実績)

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、居住要件、所得要件、対象工事及び助成金額等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に塩江町地域に住所を有する者については、居住要件を満たす者として取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業	
分類	配食サービス事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 事業名	高齢者と施設の交流事業	配食サービス事業
2 対象者	<p>高齢者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯であって、食事の調理が困難で「食」に関する支援を必要とする者</p> <p>身体障害者 該当なし。</p>	<p>高齢者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯</p> <p>身体障害者</p> <p>もしくは の要件を満たす者で、かつ、老衰、心身の障害、疾病等の理由により食事の調理が困難な者</p>
3 事業内容	老人ホームで調理した食事を対象者の自宅へ配食	高松市と同じ。
4 利用登録者	<p>高齢者 132人</p> <p>身体障害者 該当なし。</p>	<p>高齢者 24人</p> <p>身体障害者 0人</p>
5 実施方法	<p>実施区域 市内9地区 (全35地区中)</p> <p>委託先 調理... 社会福祉法人 (5老人ホーム) 配食... ボランティア (民生委員等)</p> <p>配食回数 2回 / 週</p>	<p>実施区域 塩江町全域 (ただし20食限定)</p> <p>委託先 調理... ひぐらし荘 配食... (塩江町)社会福祉協議会</p> <p>配食回数 2回 / 週</p>
6 費用負担	<p>市 ... 400円 / 食 (調理)</p> <p>利用者... 200円 / 食</p>	<p>町 ... 300円 / 食 (調理) 500円 / 食 (配食)</p> <p>利用者... 150円 / 食</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、実施方法及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り 現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り 現行のとおりとする。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 10 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	高齢者、障害者、障害児及び母子家庭児等に対し、市民福祉金を支給することにより福祉の増進を図る。	心身障害者及び心身障害児に対し、障害者年金等を支給することにより福祉の増進を図る。
2 福祉金等の種別	(1) 敬老祝金 (2) 障害者福祉金 (3) 障害児福祉金 (4) 母子家庭児等福祉金	(1) 該当なし。 (2) 心身障害者年金 (3) 心身障害児福祉手当 (4) 該当なし。
3 支給額 支給実績	(1) 敬老祝金 77歳 年額 10,000円 (2,807人) 88歳 年額 20,000円 (791人) 99歳以上 年額 30,000円 (91人) (2) 障害者福祉金 年額 15,000円 (8,428人) (3) 障害児福祉金 年額 20,000円 (502人) (4) 母子家庭児等福祉金 年額 15,000円 (3,604人) 平成15年度実績	(1) 敬老祝金 該当なし。 (2) 心身障害者年金 年額 24,000円 (18人) (3) 心身障害児福祉手当 月額 2,000円 (年額 24,000円) (6人) (4) 母子家庭児等福祉金 該当なし。 平成15年度実績
4 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	心身障害者年金については、居住要件なし 心身障害児福祉手当については、町内に1年以上住所を有する者
5 所得等要件	なし	心身障害者年金については、公的年金を受給していない者 心身障害児福祉手当は所得要件なし

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・塩江町では、敬老祝金及び母子家庭児等福祉金を支給していない。</p> <p>・障害者(児)に対する福祉金等の支給額、居住要件、所得等要件及び対象者要件に差異がある。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り対象者とみなすものとする。</p> <p>また、居住要件については、合併時において、塩江町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り対象者とみなすものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
6 対象者要件	<p>(1) 敬老祝金 77歳, 88歳, 99歳以上の者</p> <p>(2) 障害者福祉金 ・身体障害者手帳所持者 1～3級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉡の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～2級の者</p> <p>(3) 障害児福祉金 ・身体障害者手帳所持者1～3級で20歳未満の者 ・療育手帳所持者㉠、A、㉡で20歳未満の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者1～2級で20歳未満の者</p> <p>(4) 母子家庭児等福祉金 ・父母又はそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでない者 ・児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母又は養育者の監護・養育を受けている者 ・父母又はそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでない者 ・児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母又は養育者の監護・養育を受けている者</p>	<p>(1) 敬老祝金 該当なし。</p> <p>(2) 心身障害者年金 ・身体障害者手帳所持者 1～4級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉡の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～3級の者</p> <p>(3) 心身障害児福祉手当 ・身体障害者手帳所持者1～4級で18歳未満の者 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項に定める者(20歳未満)</p> <p>(4) 母子家庭児等福祉金 該当なし。</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

## 協議第33号資料

### 「保健衛生事業について」に関する資料

医 事 監 視 指 導 に つ い て	60
介護老人保健施設整備及び指導監査等について	61
地 域 保 健 推 進 に つ い て	62
健康づくり推進プランについて	63
営 業 許 可 等 に つ い て	64 ~ 65
監 視 ・ 指 導 ・ 講 習 等 に つ い て	66 ~ 68
食 中 毒 予 防 推 進 に つ い て	69
公衆浴場施設改善事業等助成について	70
狂 犬 病 予 防 に つ い て	71
野 犬 対 策 に つ い て	72
犬猫不妊去勢手術費補助事業について	73
エイズ予防・相談指導事業について	74
感 染 症 予 防 事 業 等 に つ い て	75 ~ 76
結核予防等結核関係事業について	77 ~ 79
精神保健福祉相談等指導事業について	80 ~ 82
精神障害者社会復帰支援等事業について	83 ~ 84
保健センター施設・機能について	85
予 防 接 種 に つ い て	86
母 子 健 康 教 室 に つ い て	87
妊 婦 ・ 乳 幼 児 健 康 診 査 に つ い て	88
健康教育・健康相談について	89
健康診査・がん検診について	90 ~ 91
地 域 保 健 組 織 に つ い て	92
初 期 救 急 医 療 に つ い て	93

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	医事監視指導			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 医療監視	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 【実施医療機関数】 113医療機関 (病院34有床診療所26、無床診療所28、歯科診療所25) 【監視体制】 無床及び歯科診療所は薬剤師、診療放射線技師、事務職の3名体制(有床診療所・病院には、医師、管理栄養士、保健師などを適宜増員) 【回数】 病院は毎年、有床診療所は3年に1回、無床及び歯科診療所は5年に1回医療監視を行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>		<p>問 題 点 ・ 課 題</p> <p>実施機関に差異がある。</p>
2 医療機関の開設許可等	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (開設許可申請等) 124件 (開設届等) 813件 (医療法人決算等の届出) 225件</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>		<p>対 応 策</p> <p>高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。</p>
3 医療関係従事者の免許申請等	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (対象) 医師、歯科医師、看護師等医療従事者 (件数) 医師免許の交付等492件 医師免許の書換等260件 医師免許の再交付等58件 医師免許の抹消等21件</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>		<p>調 整 案</p> <p>高松市の制度を適用する。</p>

数字は平成14年度実績

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	介護老人保健施設整備及び指導監査等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 介護保険施設の状況	(施設数) 8 施設 (定員) 574 人	(施設数) 1施設 (定員) 80人
2 施設整備	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (募集・選定) 高松圏域における整備枠に基づき募集し、社会福祉施設整備等審査会での審議、県との開設許可に係る協議を経て整備予定事業者を内定し、国庫補助協議を行う	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 介護老人保健施設の変更許可等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 介護老人保健施設の開設者から、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更の申請があった場合の処理 (体制) 1名(ただし、現地確認が必要な申請については2名)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 介護老人保健施設実地指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 市内の介護老人保健施設に立ち入り、その設備、帳簿書類等を検査する。(実地による検査と書面による検査は、毎年交互に実施) (指導體制) 薬剤師、保健師、事務職(2)、診療放射線技師、管理栄養士の6名体制	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	地域保健推進			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 地域保健対策	(目的) 市民の健康増進に関する施策についての計画を定め、生涯にわたる健康の保持・増進に係る施策の総合的な推進を図る。 (活動) 保健・医療・福祉その他地域保健に係る団体等との緊密な連携を図っている。	高松市と同じ。	塩江町では、地域保健推進協議会が設置されていない。	
2 地域保健推進協議会	(設置日) 平成11年7月19日 (委員数) 15名 (活動内容) 中核市として保健所を設置している事に伴い、毎年2回程度開催し、各年度の保健所の運営状況及び事業計画等について協議するなど、地域保健の総合調整を行っている。	該当なし。	対 応 策	
			高松市の地域保健推進協議会において、塩江町地域を含めた活動を行うものとする。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	健康づくり推進プラン	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 計画推進	<p>(内容)</p> <p>市民の健康と生活の質の向上を目指すとともに、健康づくりを基盤に交流とふれあいによる生き生きとした地域づくりを推進するため、2012年までの健康づくり推進プラン「健やか高松21」を推進するため、関係団体代表等で構成する推進部会で、健康づくりの具体的な取り組み方等を協議するとともに、各種広報媒体を通じて計画の啓発・実践に努めている。</p>	<p>(内容)</p> <p>2013年までの健康づくり推進プラン「しおのえワクワク健康のまちづくり」を推進するため、関係団体代表等で構成する、しおのえワクワク健康のまちづくり実行委員会で、健康づくりの具体的な取り組み方等を協議するとともに、各種広報媒体を通じて計画の啓発・実践に努めている。</p>
2 推進体制	<p>(名称)</p> <p>高松市地域保健推進協議会「健やか高松21」推進部会</p> <p>(目的)</p> <p>「健やか高松21」を推進するため、一団体一運動の推進等、計画の実践に向け協議している。</p> <p>(委員)</p> <p>地域保健関係団体代表等12名</p> <p>(活動)</p> <p>推進部会を年2回程度開催</p>	<p>(名称)</p> <p>しおのえワクワク健康のまちづくり実行委員会</p> <p>(目的)</p> <p>「しおのえワクワク健康のまちづくり」を推進するため、計画推進、実践に向け協議する。</p> <p>(委員)</p> <p>推進会議及び各自治会から選出した約70名の健康推進員</p> <p>(活動)</p> <p>実行委員会を年1回程度開催</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
計画の内容及び推進体制に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 高松市健康づくり推進プラン「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、塩江町の現行のプラン「しおのえワクワク健康のまちづくり」を踏まえ、塩江町地域を含めた計画に改訂するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	営業許可等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 食品営業許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食品による事故(食中毒など)を防ぎ、安全な食生活を確保するため、食品衛生法に基づき、各種営業施設等に対して食品営業許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 医薬品販売業・ 薬局開設許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品・医療用具の提供と適正な使用を図るため、薬局・医薬品販売業者・医療用具販売業・賃貸業者等に対して、許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 温泉利用の 許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、温泉利用施設に対し、許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 毒物劇物販売 業登録	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、登録を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 旅館業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 興行場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 公衆浴場の 許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 理容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
9 美容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	営業許可等	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
10 クリーニング業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
11 化製場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	監視 指導 講習等	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 市 町
1 薬局 医薬品 販売業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品の品質、有効性及 び安全性の確保と適正な使用を図るため、薬局及び 医薬品販売業者に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 温泉利用施設 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、 温泉利用施設に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 毒物劇物販売 業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保 健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、 監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 旅館業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 興行場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 公衆浴場の 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場の監視指導を行い、環境衛生の向上に 努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 理容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 美容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施 機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	監視 指導 講習等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
9 クリーニング業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
10 化製場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
11 専用水道・簡易水道の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 専用水道及び簡易専用水道などの衛生管理指導を行うことにより市民が安心して飲用することができる水の確保に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
12 食品関係営業施設の指導等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (監視指導・食品の収去) 各種営業施設等に対して監視指導 食品の収去業務を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
13 プール・海水浴場等指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 プール等の水質検査等の監視指導を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
14 香川県食品衛生協会委託事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (食品関係営業者自主管理体制) 食品衛生指導員が、食品関係営業施設を巡回し、施設の衛生状態、食品の取扱い状況等を調査指導し、自主管理体制の確立と食品衛生思想の普及向上を図るため、食品関係営業者自主管理体制事業を委託している。 (食品衛生教室) 食品の安全性に対する不安を解消するため、消費者に食品衛生知識の普及啓発を図るため、委託して実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	監視 指導 講習等			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
	<p>(食品衛生責任者養成講習会) 食品衛生責任者の養成を行うことによって、営業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生責任者実務講習会) 食品衛生責任者の実務教育を行うことによって、営業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生行政情報普及事業) 食品衛生行政情報を営業者に普及することにより食品衛生思想の普及向上を図り、食中毒防止に資するために、委託して実施している。</p> <p>(食品関係業者種別自主管理事業) 食品関係業者種別に自主管理要領を作成し、営業者による自主管理の徹底を図ることによって、食品の事故の発生を防止するため、委託して実施している。</p>			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	食中毒予防推進			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。 H14年度実績 食中毒発生状況 4回 患者数 752名	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		実施機関に差異がある。
2 病原性大腸菌食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 病原性大腸菌食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		
3 腸炎ピブリオ食中毒等防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 腸炎ピブリオ食中毒等防止対策のために5月～12月にかけて生食用魚介類の買上検査および啓発活動を実施している。 H14年度実績 腸炎ピブリオ検査検体数 16検体	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		対 応 策
4 フグ中毒防止啓発事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 フグ中毒防止のための啓発活動及びフグを収去し、フグ毒性検査業務を実施している。 H14年度実績 ナシフグ毒性検査 20検体	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
				調 整 案
				高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	公衆浴場施設改善事業等助成	
	現 況	
項目	高 松 市	高 塩 江 市 町
1 施設改善事業補助金	一般公衆浴場の浴室等の施設改善事業に対し助成を行っている。 H14年度実績 4業者 7件 補助金額 3,866千円	該当なし。
2 活性化事業等補助金	高松公衆浴場組合の実施する活性化事業等に対し補助金を支出している。 H14年度実績 活性化のための相談業務・イベント等 補助金額 2,000千円	該当なし。
3 公衆浴場業者への水道料金の助成	一般公衆浴場の公衆浴場業者に対して水道料金の2分の1の額(1ヶ月につき10万円を限度)を助成している。 H14年度実績 公衆浴場業者数 24軒 補助金額 12,029千円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	狂犬病予防	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 狂犬病予防注射	<p>狂犬病予防法に基づき、4月(11日間103箇所)、5月(4日間42箇所)に各地域を車2台(各2名)、土・日のみ車3台で巡回し、狂犬病の予防のための集合注射を実施している。なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H14年度実績 注射数 10,425件</p>	<p>狂犬病予防法に基づき、4月の休日(3日間)町内の各地域を(1班にて)巡回し、狂犬病予防のための集合注射を実施している。なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H14年度実績 注射数 233件</p>
2 犬の登録管理	<p>狂犬病予防法に基づき、犬の登録等の業務を実施している。なお、犬の登録等についての事務の一部は、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H15.3.31現在 登録頭数 15,473頭 H14年度登録頭数 1,461頭</p>	<p>狂犬病予防法に基づき、犬の登録等の業務を実施している。なお、犬の登録等についての事務の一部は、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H15年3月31現在 登録総頭数 303頭 H14年度登録頭数 45頭</p>
3 香川県動物管理指導所周辺環境美化事業補助	<p>香川県動物管理指導所(野犬等の抑留及び処分施設)周辺の環境美化事業を実施している地元自治会に補助金を支出している。</p> <p>H14年度実績 施設周辺の一斉清掃 年4回 施設周辺の緑化事業 随時 補助金額 1,000千円</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。



行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	野犬対策			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 野犬等の捕獲・保護 抑留	<p>中核市の事務として、狂犬病予防法に基づいて、野犬等の捕獲・保護 抑留を実施している。</p> <p>H14年度実績 抑留 633件 返還 18件 捕獲体制等 獣医師 3名 非常勤捕獲員 2名 捕獲車 1台 軽捕獲車 1台 軽トラック 1台</p>	<p>狂犬病予防法に基づいて、香川県東讃保健所と連携し、野犬等の捕獲及び保護を実施している。</p> <p>H14年度実績 返還 2件 捕獲体制等 捕獲担当 1名 軽トラック1台</p>	<p>塩江町では、野犬等の抑留を行っていない。</p>	
2 捕獲箱貸出し・引取り	<p>野犬対策のため、捕獲箱の貸出し及び引取り業務を実施している。</p> <p>H14年度実績 捕獲箱延べ貸出日数 12,321日 捕獲箱数 50台 (サークル式含む。)</p>	<p>野犬対策のため、捕獲箱の貸出し及び引取り業務を実施している。</p> <p>H14年度実績 捕獲箱延べ貸出日数 約320日 捕獲箱数 15台</p>	対 応 策	
			<p>高松市の制度に統一する。</p>	
			調 整 案	
			<p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	犬猫不妊去勢手術費補助事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 犬猫不妊去勢手術費補助	<p>犬猫の不必要な繁殖防止に寄与するため、犬猫不妊去勢手術費の一部を助成している。</p> <p>犬または猫 1頭につき 3,000円          ただし 猫は1世帯につき1年度2頭まで。          犬は制限なし(登録している犬のみ)。</p> <p>H14年度実績          補助金申請数 1,146頭          補助金額 3,438千円</p>	該当なし。		
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	エイズ予防・相談指導事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 エイズ予防啓発事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 世界エイズデーに合わせて市民を対象にイベントを開催し、正しい知識の普及啓発を行っている。また、文化祭や大学祭等の機会をとらえて、若年者に対してエイズの予防啓発を行っている。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	実施機関に差異がある。	
2 エイズ相談・検査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) エイズやHIV感染の不安のある人を対象に月2回、医師による個別相談や血液検査を実施するとともに、日常においても保健師による相談を行っている。エイズ検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名が担当、日常の相談は保健師2名が担当している。 平成14年度エイズ相談 202件 平成14年度エイズ検査 74件	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施	対 応 策	
			高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	感染症予防事業等			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 感染症予防啓発事業	広報への記事掲載、リーフレットの配布等を行い、市民等に対しO157、インフルエンザ等感染症の予防啓発に努めている。	保健だよりのへの記事掲載、リーフレットの配布、無線放送によるインフルエンザ等感染症の予防啓発に努めている。		実施機関に差異がある。
2 B型・C型肝炎検査	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) B型・C型肝炎検査を希望する人を対象に、月1回、医師による個別相談、血液検査を実施し、感染への不安解消及び正しい知識の普及を図っている。検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名で担当している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		
3 感染症発生動向調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症の発生状況の収集・分析を行うため、指定した患者定点医療機関から27の疾病の発生件数を週または月単位で報告を求めている。また、病原体定点医療機関からインフルエンザウイルスの型等を調査するための検体の採取を依頼している。患者定点医療機関18か所、病原体定点医療機関4か所。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		対 応 策 高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。
4 感染症発生時調査 健康診断	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症のまん延防止を図るため、2・3類感染症に感染しているおそれがある者に対し健康診断(検便)を実施している。 (実績) 平成14年度 細菌性赤痢3人 / O157 286人 / 26 4人 計293人	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		調 整 案 高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	感染症予防事業等			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
5 感染症診査協議会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が設置 (内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院勧告及び入院期間の延長について審議するため、必要時、感染症診査協議会を開催している。委員は医師4名(内2名は感染症指定医療機関の医師)学識経験者2名。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
6 感染症患者入院医療費公費負担	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院に際する医療費について公費負担をしている。平成14年度は1・2類感染症の発生はない。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	結核予防等結核関係事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 結核定期外検診事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者の家族等接触者に対して、ツベルクリン反応検査、胸部エックス線検査など定期外の健康診断を月 2回実施している。従事者は医師会委託の医師 1名、保健師 2名、看護師 (嘱託) 1名、放射線技師 1名。平成 14年度はツベルクリン反応検査については 52人、胸部レントゲンについては 390人に実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		実施機関に差異がある。
2 結核患者管理	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 地区担当制で 2名の保健師が結核登録患者の初回対応から削除まで、相談 指導、医療機関等連絡、管理検診の実施などにより管理している。 平成 14年度末結核登録患者 165人 平成 14年度新登録患者 74人	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		対 応 策
				高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。
3 結核予防対策	結核予防週間等の機会をとらえ、市民等に対して広報への記事掲載、各地区保健委員会等を通じてのリーフレットの配布等、広く結核予防意識の普及啓発に努めている。 結核対策の総合的な推進について協議するため、結核対策会議を開催している。委員は医師 5名と保健所長。年 1回開催するほか、集団感染のおそれがある場合などは随時開催する。	結核予防週間等の機会をとらえ、保健だよりを利用して、広く結核予防意識の普及啓発に努めている。		調 整 案
				高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
4 結核健康診断補助事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、私立学校または政令で定める施設が実施する定期健康診断の費用の2/3を補助している。平成14年度は26施設、3,363人に対して補助した。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
5 結核医療費公費負担	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対し、結核診査協議会において承認された医療について公費負担を行っている。平成14年度は174件について医療費の公費負担を実施した。 平成14年度末命令入所患者5人。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
6 結核対策特別促進事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核医療従事者等の資質の向上を図るため、医師研修会の開催、結核の後遺症等で低肺機能となった患者とその家族を対象に呼吸器教室を開催するほか、一般市民への結核予防についての意識啓発を図るため平成14年度は事業所衛生担当者を対象とした研修会を開催するなど事業を実施している。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
7 結核定期病状調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 治療を終了し経過観察中の患者の病状等について、文書で照会し、これをもとに患者に対する適切な指導を行っている。平成 14年度は70件の定期病状調査を実施した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 結核診査協議会運営費	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対する医療の適否を審査するため、月2回結核診査協議会を開催している。委員は医師4名と保健所長。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
9 結核指定医療機関関係事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により 結核についての医療を担当する医療機関の指定及び解除を申請に基づき行っている。事務職1名が担当している。平成14年度は58件の指定 解除を行った。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
10 結核健康診断実施報告	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により 市内における学校、施設、事業所等からの定期健康診断の実施状況についての報告を受けている。主に事務職1名が担当している。平成14年度は246件の報告を受けた。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	精神保健福祉相談等指導事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 こころの健康相談	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) こころの健康についての個別相談を随時実施している。この相談は保健師4名が担当している。医師による相談として、精神一般相談を月1回、思春期こころの相談を月1回、酒害相談を年6回実施している。平成14年度は保健師による相談977件、医師による相談22件。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		実施機関に差異がある。
2 訪問指導	精神障害者の社会復帰支援等のため、保健師4名が訪問指導を実施している。 平成14年度は463件訪問。	精神障害者の社会復帰支援等のため、保健師3名が訪問指導を実施している。 平成14年度は12件訪問。		対 応 策
3 こころの健康セミナー	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 精神保健福祉の意識啓発の一環として年1回(3回コースで1回2時間)実施している。講師は医師等。 平成15年度の参加者は延べ139人。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。
4 アルコール問題を考えるつどい	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) アルコールを飲むことによって、健康を害したり社会や家族間の人間関係で悩んでいる本人や家族を対象に、アルコール問題について学ぶことを目的に年1回、3回コースで実施している。講師は医師・臨床心理士(講演)、酒害者・家族(体験発表)。3回目は自助グループの紹介もしている。平成14年度は、参加者延べ150人。従事者は保健師3名。(内1名嘱託)	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		調 整 案
				高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	精神保健福祉相談等指導事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
5 若年者に対する酒害啓発	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 毎年 1回実施。 平成 14年度は、高松大学の大学祭にて、アルコールパッチテストいっき飲み防止等を行い、若年者のアルコール問題の啓発を図った。 平成 15年度は、小中学校の養護教諭と保健主事を対象にアルコール関連問題の知識普及とアルコール予防教育実践への意識啓発を行い、150人参加する予定。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>		
6 統合失調症家族教室・OB会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 統合失調症の患者を持つ家族(15人程度)を対象に統合失調症家族教室を年 1回(4回コース)実施している。講師は精神科医師、ソーシャルワーカー、保健師等。 また、家族教室修了者を対象に、統合失調症家族教室OB会を毎月 1回実施している。 従事者は保健師 2名。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>		対 応 策
7 アルコール問題を考える家族のつどい	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) アルコール問題を持っている家族を対象に、病気への理解を深め、相互に支え合い酒害者の回復を支援するため、平成 14年度は試行的に 8月 から毎月 1回開催している。 参加者は 10~ 15人程度。従事者は保健師 2名。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>		調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	精神保健福祉相談等指導事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
8 精神障害者ホームヘルパー研修会	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 高松市社会福祉協議会等ホームヘルパー約 20人を対象に、精神障害者への対応が円滑に行えるように精神障害者に関する基礎知識等の研修を3回コースで実施している。講師は精神科医師、精神科PSW、ホームヘルパー、当事者、保健師。修了者には修了証を交付している。担当は保健師 3名。(内 1名嘱託)	該当なし。		
9 家族会支援	(実施機関) 高松市が実施 (内容) 高松精神障害者家族会(むつみ会)に対して運営補助を行うとともに、同会が毎月 1回開催する定例会に側面的な援助を行っている。保健師 1名が担当している。	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	精神障害者社会復帰支援等事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 デイケア	在宅の精神障害者(主に統合失調症)を対象に、昼間の居場所の一つとして毎週1回、話し合いや各種活動(俳句、絵画、紙粘土、おやつ作り等)を実施している。主に保健師2名(内1名嘱託)で担当している。	在宅の精神障害者を対象に、昼間の居場所の一つとして、また、仲間づくりの場として、毎月1回保健福祉総合施設で、折り紙、絵手紙、おやつづくり等の活動を実施している。
2 社会適応訓練事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 保健所が窓口となって、精神障害者に協力事業所を紹介し、希望者の面接、作業支援、月1回の事業主と本人との面接などを行い、社会復帰への支援をしている。保健師1名が担当。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 社会復帰施設等との連携	年3回開催されるネットワーク会議に参加している。毎月1回開催される精神障害者家族会むつみ会に参加するほか、必要時関係者会を開催している。	地域支援ネットワーク会議に参加している。
4 医療保護入退院届等受付	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 医療保護入退院届等について随時受け付けし、3週間ごとに開催される香川県精神医療審査会までに提出している。担当は保健師2名。(内1名嘱託) 平成14年度は、県に対し577件進達した。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関に差異がある。</li> <li>・デイケアの内容に差異がある。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。</li> <li>・塩江町地域のデイケアについては、現行のとおりに実施するものとする</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度を適用する。 ただし、塩江町地域のデイケアについては、現行のとおりに実施するものとする</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	精神障害者社会復帰支援等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
5 病院月報受付事務	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 毎月5日付けで精神科病院月報(病床数、入院形態別患者数等)を受け付け、点検し、県へ進達している。 担当は保健師2名。(内1名嘱託)</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
6 市町長同意関係事務	<p>(実施機関) 高松市が実施 (内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を市長が行う際の事務。 平成14年度は5件市長同意を行った。事務は主に保健師1名が担当している</p>	<p>(実施機関) 塩江町が実施 (内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を町長が行う際の事務。 ここ数年該当なし。</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	保健センター施設 機能			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 施設の概要	<p>名称 高松市保健センター</p> <p>所在地等 高松市桜町一丁目9番12号 (鉄筋コンクリー造 地下1階 地上6階建)</p> <p>開設日 平成6年7月1日</p>	<p>名称 塩江町保健福祉総合施設 (通称 塩江町保健福祉センター すこやか)</p> <p>所在地等 塩江町大字安原上東99番地1 (鉄筋コンクリー造 3階建)</p> <p>開設日 平成10年4月13日</p>		設置の経緯等及び併設機能に差異がある。
2 設置の経緯等	<p>(経緯) 市民の保健ニーズの増大・多様化に対応し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業を総合的に行う拠点施設として整備</p> <p>(位置付け) 市町村保健センター</p>	<p>(経緯) ・隣接する国保直診施設(塩江病院)と一体となって保健・医療・福祉サービスを総合的に行う施設として国庫補助を受けて整備 ・施設運営費として国民健康保険調整交付金(国庫補助)を受けている</p> <p>(位置付け) 国民健康保険総合保健施設</p>		対 応 策
				塩江町保健福祉総合施設については、設置の経緯等を踏まえる中で、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐものとする。 なお、併設機能の取扱いについては、他の協定項目により協議する。
3 機能	<p>保健センター 機能 &lt;施設における主な実施事業&gt; 母子健康手帳交付、乳児相談、1歳6か月児・3歳児健康診査、健康教室、健康相談、歯科保健など</p> <p>併設機能 ・夜間急病診療所</p>	<p>保健センター(健康管理センター)機能 &lt;施設における主な実施事業&gt; 母子健康手帳交付、1歳6か月児・3歳児健康診査、健康教室、健康相談、歯科保健など</p> <p>併設機能 ・老人介護支援センター ・居宅介護支援事業所 ・訪問看護事業所</p>		調 整 案
				塩江町保健福祉総合施設については、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐものとする

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業																																																							
分類	予防接種																																																							
項目	現 高 松 市	況 塩 江 町																																																						
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合(2期)</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応検査・BCG接種</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター等で実施</p>	予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合(2期)</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応検査・BCG接種</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応検査・BCG接種	集団	無料
予防接種名	実施方法	自己負担額																																																						
三種混合	個別	無料																																																						
二種混合(2期)	個別	無料																																																						
急性灰白髄炎	集団	無料																																																						
麻しん	個別	無料																																																						
風しん	個別	無料																																																						
日本脳炎	個別	無料																																																						
インフルエンザ	個別	1,200円																																																						
ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別	無料																																																						
予防接種名	実施方法	自己負担額																																																						
三種混合	個別	無料																																																						
二種混合(2期)	個別	無料																																																						
急性灰白髄炎	集団	無料																																																						
麻しん	個別	無料																																																						
風しん	個別	無料																																																						
日本脳炎	個別	無料																																																						
インフルエンザ	個別	1,200円																																																						
ツベルクリン反応検査・BCG接種	集団	無料																																																						

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
ツベルクリン反応検査・BCG接種の実施方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業																					
分類	母子健康教育																					
項目	現 況																					
	高 松 市	塩 江 町																				
1 主な事業の実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マタニティ教室</td> <td>妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習</td> </tr> <tr> <td>はぐくみ 学級</td> <td>乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等</td> </tr> <tr> <td>すくすく学級</td> <td>1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等</td> </tr> <tr> <td>母子保健セミナー</td> <td>子育て中の保護者等を対象にした運動指導士等による講義等</td> </tr> <tr> <td>母子健康教育</td> <td>子育て中の保護者等を対象にした医師による健康保持増進のための講義</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(はじめてのババママコース)</td> <td>初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)</td> <td>幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等</td> </tr> <tr> <td>育児支援事業「ひまわり」</td> <td>育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導</td> </tr> <tr> <td>親子の歯の健康教室</td> <td>幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内 容	マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習	はぐくみ 学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等	すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等	母子保健セミナー	子育て中の保護者等を対象にした運動指導士等による講義等	母子健康教育	子育て中の保護者等を対象にした医師による健康保持増進のための講義	日曜子育てひろば(はじめてのババママコース)	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等	日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等	育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導	親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等	該当なし。
事業名	内 容																					
マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習																					
はぐくみ 学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等																					
すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等																					
母子保健セミナー	子育て中の保護者等を対象にした運動指導士等による講義等																					
母子健康教育	子育て中の保護者等を対象にした医師による健康保持増進のための講義																					
日曜子育てひろば(はじめてのババママコース)	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等																					
日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等																					
育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導																					
親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等																					

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業																																																																										
分類	妊婦・乳幼児健康診査																																																																										
現 況																																																																											
項目	高 松 市		塩 江 町																																																																								
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>妊婦歯科健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児一般健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4か月児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4か月児健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>10か月児健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2歳6か月児健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>幼児歯科健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施            集団 = 保健センター等で実施            健康診査 = 医師による診察あり            相談 = 保健師等による相談 (医師診察なし)</p>		事業名	実施方法	自己負担額	妊婦健康診査	個別	無料	妊婦歯科健康診査	個別	無料	乳児一般健康診査	個別	無料	4か月児相談	集団	無料	4か月児健康診査	該当なし		乳児相談	集団	無料	10か月児健康診査	該当なし		1歳6か月児健康診査	集団	無料	2歳6か月児健康診査	該当なし		3歳児健康診査	集団	無料	幼児歯科健康診査	集団	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>妊婦歯科健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児一般健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4か月児相談</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児相談</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2歳6か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>幼児歯科健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>乳幼児健診として4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児健康診査を同時実施</p>	事業名	実施方法	自己負担額	妊婦健康診査	個別	無料	妊婦歯科健康診査	集団	無料	乳児一般健康診査	個別	無料	4か月児相談	該当なし		4か月児健康診査	集団	無料	乳児相談	該当なし		10か月児健康診査	集団	無料	1歳6か月児健康診査	集団	無料	2歳6か月児健康診査	集団	無料	3歳児健康診査	集団	無料	幼児歯科健康診査	集団	無料
事業名	実施方法	自己負担額																																																																									
妊婦健康診査	個別	無料																																																																									
妊婦歯科健康診査	個別	無料																																																																									
乳児一般健康診査	個別	無料																																																																									
4か月児相談	集団	無料																																																																									
4か月児健康診査	該当なし																																																																										
乳児相談	集団	無料																																																																									
10か月児健康診査	該当なし																																																																										
1歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																									
2歳6か月児健康診査	該当なし																																																																										
3歳児健康診査	集団	無料																																																																									
幼児歯科健康診査	集団	無料																																																																									
事業名	実施方法	自己負担額																																																																									
妊婦健康診査	個別	無料																																																																									
妊婦歯科健康診査	集団	無料																																																																									
乳児一般健康診査	個別	無料																																																																									
4か月児相談	該当なし																																																																										
4か月児健康診査	集団	無料																																																																									
乳児相談	該当なし																																																																										
10か月児健康診査	集団	無料																																																																									
1歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																									
2歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																									
3歳児健康診査	集団	無料																																																																									
幼児歯科健康診査	集団	無料																																																																									

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

妊婦歯科健康診査の実施方法に差異がある。  
 ・塩江町では、4か月児相談及び乳児相談を実施していない。  
 ・塩江町では、4か月児、10か月児、2歳6か月児に対して、医師による健康診査を実施している  
 ・高松市の制度に統一すると、1歳6か月児及び3歳児健康診査については、高松市保健センターで受診することとなる。

対 応 策

高松市の制度に統一する。  
 ただし、塩江町で実施している1歳6か月児及び3歳児健康診査については、現行のとおりに実施するものとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。

調 整 案

高松市の制度に統一する。  
 ただし、塩江町で実施している1歳6か月児及び3歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりに実施するものとする。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	健康教育 健康相談			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 健康まつり	<p>(目的) 「健やか高松 21」事業の目的達成のため、生涯を通じた健康づくりを積極的に推進する啓発の場</p> <p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 毎年 9月の第 1日曜日</p> <p>(内容) 健康チェック、健康相談、歯科検診等</p>	<p>(目的) 「しおのえワクワク健康のまちづくり」事業推進のため、健康づくりを積極的に推進する啓発の場</p> <p>(実施場所) 保健福祉総合施設 (保健福祉センターすこやか) か町民体育館</p> <p>(実施時期) 毎年 10月の日曜日</p> <p>(内容) 毎年、テーマにより変更</p>	<p style="text-align: center;">問 題 点 ・ 課 題</p> <p>・健康まつりの実施内容等に差異がある。 ・骨粗しょう症予防教室の実施内容等に差異がある。</p>	
2 骨粗しょう症 予防教室	<p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 原則として、毎週月曜日</p> <p>(内容) 骨密度測定、健康相談を実施</p> <p>(自己負担額) なし</p>	<p>(実施場所) 保健福祉総合施設 (保健福祉センターすこやか) ほか</p> <p>(実施時期) 7月 (2回)、10月 (1回)</p> <p>(内容) 「骨粗しょう症検診」として、検診車による集団方式でエックス線撮影等を実施</p> <p>(自己負担額) 500円</p>	<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <p>・塩江町で実施している健康まつりについては、高松市の健康まつりに統合するものとする ・塩江町で実施している骨粗しょう症予防については、骨密度測定による予防事業として実施するものとする</p>	
			<p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業																																															
分類	健康診査 がん検診																																															
	現 況																																															
項目	高 松 市	塩 江 市 町																																														
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター、検診車等で実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウィルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>個別・集団</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">総合検診として同時に実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別・集団	胃がん検診	個別・集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別・集団	前立腺がん検診	個別・集団	肝炎ウィルス検診	個別・集団	結核検診	集団	成人歯科健診	個別・集団		
事業名	実施方法																																															
基本健康診査	個別																																															
胃がん検診	集団																																															
肺がん検診	集団																																															
大腸がん検診	集団																																															
子宮がん検診	個別・集団																																															
乳がん検診	個別																																															
前立腺がん検診	個別																																															
肝炎ウィルス検診	個別																																															
結核検診	集団																																															
成人歯科健診	個別																																															
事業名	実施方法																																															
基本健康診査	個別・集団																																															
胃がん検診	個別・集団																																															
肺がん検診	集団																																															
大腸がん検診	集団																																															
子宮がん検診	個別・集団																																															
乳がん検診	個別・集団																																															
前立腺がん検診	個別・集団																																															
肝炎ウィルス検診	個別・集団																																															
結核検診	集団																																															
成人歯科健診	個別・集団																																															
2 実施形態	各検診を、個別に行っている。	総合検診として、基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診等を同時に実施している。																																														
3 自己負担額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査 800円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別 2,200円</td></tr> <tr><td></td><td>集団 1,000円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>視触診 1,000円、視触診+マンモグラフィ 2,000円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳 1,200円 70歳以上：600円</td></tr> <tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査 800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別 2,200円		集団 1,000円	乳がん検診	視触診 1,000円、視触診+マンモグラフィ 2,000円	前立腺がん検診	40～69歳 1,200円 70歳以上：600円	肝炎ウィルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>700円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査 300円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>300円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>視触診 300円 視触診+超音波 300円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～64歳 1,000円 75歳以上：500円</td></tr> <tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	1,300円	胃がん検診	700円	肺がん検診	喀痰検査 300円	大腸がん検診	300円	子宮がん検診	500円	乳がん検診	視触診 300円 視触診+超音波 300円	前立腺がん検診	40～64歳 1,000円 75歳以上：500円	肝炎ウィルス検診	500円	結核検診	無料	成人歯科健診	無料
事業名	自己負担額																																															
基本健康診査	無料																																															
胃がん検診	1,300円																																															
肺がん検診	喀痰検査 800円																																															
大腸がん検診	500円																																															
子宮がん検診	個別 2,200円																																															
	集団 1,000円																																															
乳がん検診	視触診 1,000円、視触診+マンモグラフィ 2,000円																																															
前立腺がん検診	40～69歳 1,200円 70歳以上：600円																																															
肝炎ウィルス検診	無料																																															
結核検診	無料																																															
成人歯科健診	無料																																															
事業名	自己負担額																																															
基本健康診査	1,300円																																															
胃がん検診	700円																																															
肺がん検診	喀痰検査 300円																																															
大腸がん検診	300円																																															
子宮がん検診	500円																																															
乳がん検診	視触診 300円 視触診+超音波 300円																																															
前立腺がん検診	40～64歳 1,000円 75歳以上：500円																																															
肝炎ウィルス検診	500円																																															
結核検診	無料																																															
成人歯科健診	無料																																															

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・実施方法、自己負担額、自己負担免除者に差異がある。</p> <p>・実施形態について、塩江町では、総合検診として、基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診等を同時に実施している。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町で実施している総合検診については、現行のとおりに実施するものとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。</p> <p>なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までには調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりに実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業	
分類	健康診査 がん検診	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
4 自己負担免除者	胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 前立腺がん検診： 生活保護世帯、市民税非課税世帯	基本健康診査、胃、肺、大腸、子宮、 乳がん検診、肝炎ウィルス検診： 75歳以上

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業																											
分類	地域保健組織																											
	現 況																											
項目	高 松 市	塩 江 町																										
1 地域保健組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>組織数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区保健委員会</td> <td>35組織</td> </tr> <tr> <td>保健委員会連絡協議会</td> <td>35地区の保健委員会の会長で組織</td> </tr> <tr> <td>地区献血推進協議会</td> <td>35組織</td> </tr> <tr> <td>献血推進協議会連合会</td> <td>35地区の地区献血推進協議会の会長で組織</td> </tr> <tr> <td>食生活改善推進協議会</td> <td>会員 140人</td> </tr> <tr> <td>愛育会</td> <td>一部の地域で自主グループとして活動している。</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	組織数等	地区保健委員会	35組織	保健委員会連絡協議会	35地区の保健委員会の会長で組織	地区献血推進協議会	35組織	献血推進協議会連合会	35地区の地区献血推進協議会の会長で組織	食生活改善推進協議会	会員 140人	愛育会	一部の地域で自主グループとして活動している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>組織数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区保健委員会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>保健委員会連絡協議会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>献血推進協議会</td> <td>活動休止中</td> </tr> <tr> <td>食生活改善推進協議会</td> <td>会員 110人</td> </tr> <tr> <td>愛育会</td> <td>会員60世帯</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	組織数等	地区保健委員会	該当なし	保健委員会連絡協議会	該当なし	献血推進協議会	活動休止中	食生活改善推進協議会	会員 110人	愛育会	会員60世帯
組織名	組織数等																											
地区保健委員会	35組織																											
保健委員会連絡協議会	35地区の保健委員会の会長で組織																											
地区献血推進協議会	35組織																											
献血推進協議会連合会	35地区の地区献血推進協議会の会長で組織																											
食生活改善推進協議会	会員 140人																											
愛育会	一部の地域で自主グループとして活動している。																											
組織名	組織数等																											
地区保健委員会	該当なし																											
保健委員会連絡協議会	該当なし																											
献血推進協議会	活動休止中																											
食生活改善推進協議会	会員 110人																											
愛育会	会員60世帯																											

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
塩江町には、地区保健委員会及び保健委員会連絡協議会がない。 高松市には、愛育会がない。

対 応 策
塩江町地域において、地区保健委員会の組織化を促すものとする 塩江町の献血推進協議会については、高松市の献血推進協議会連合会への統合を促すものとする 塩江町の食生活改善推進協議会については、高松市の食生活改善推進協議会への統合を促すものとする 塩江町愛育会については、自主グループとして取り扱うものとする

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 11 保健衛生事業		部 会 名	健康福祉
分 類	初期救急医療			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 夜間急病診療	(内容) 夜間における内科・小児科の急病患者的の初期医療を年中無休で実施 (診療科目) 内科、小児科 (診療日・診療時間) 毎日 午後 7時 30分 ~ 午後 11時 30分 (場所) 高松市夜間急病診療所 (保健センター 1階)	該当なし。		
2 休日歯科診療 補助事業	(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う日曜、祝日等の歯科診療事業 (診療日・診療時間) 日曜 祝日 年末年始 午前 9時 ~ 午後 4時 (場所) 高松市歯科救急医療センター (高松市福岡町)	該当なし。		
3 夜間救急歯科 診療補助事業	(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う平日夜間の救急歯科診療事業 (診療日・診療時間) 月曜日 ~ 土曜日 (祝日は除く) 午後 7時 30分 ~ 午後 9時 30分 (場所) 高松市歯科救急医療センター (高松市福岡町)	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

## 協議第34号資料

### 「環境対策事業について」に関する資料

ごみ処理事業（手数料）について	95
ごみ処理事業（収集方法等）について	96～97
ごみ処理事業（一般廃棄物適正処理指導事業）について	98
ごみ処理事業（一般廃棄物運搬・処理許可）について	99
廃棄物管理指導等について	100
衛生組織団体活動推進事業について	101～102
ごみ減量化推進事業について	103
環境基本計画について	104
環境保全推進事業について	105
大気汚染監視事業について	106
騒音振動防止対策事業について	107
水質汚濁監視事業について	108
公衆便所管理について	109
し尿収集事業について	110

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 13 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(手数料)	
現況		
項目	高松市	塩江町
1 家庭系一般廃棄物(可燃・破碎ごみ)	有料(平成16年10月1日以降に適用) (料金) 10% 10円/枚 20% 20円/枚 30% 30円/枚 40% 40円/枚	有料 (料金) 20% 13円/枚 30% 20円/枚
2 事業系一般廃棄物	収集していない(直接搬入するか許可業者へ) (処理手数料) H16.10改定後 ・10Kgまで 1,150円 (1,350円) ・20Kg増すごとに 230円加算 (270円加算)	家庭系一般廃棄物として収集している。
3 臨時・粗大ゴミ	南部広域クリーンセンターへ個人が直接搬入 H16.10改定後 ・10Kgまで 1,150円 (1,350円) ・20Kg増すごとに 230円加算 (270円加算) 随時戸別収集後、処理施設へ 有料シール制 品目ごとに500円,1000円,2000円の3種	高松市と同じ。  該当なし。
4 資源ゴミ	無料	有料(ゴミ袋代金)40% 25円/枚 (古紙類及び古布類は無料)
5 動物の死体	収集、運搬、処分 1体 1,480円 処分のみ 1体 590円	収集、運搬、処分 1体 1,050円 処分のみ 1体 525円
6 自己搬入手数料	【埋立・可燃・破碎ごみ】 H16.10改定後 ・10Kgまで 1,150円 (1,350円) ・20Kg増すごとに 230円加算 (270円加算)	【埋立・可燃・破碎ごみ】 高松市と同じ。
7 家電4品目収集運搬手数料	(1品目 1個) 2,000円	高松市と同じ。

部会名	環境
-----	----

問題点・課題
手数料の一部において差異がある。 事業系一般廃棄物及び臨時・粗大ごみの取扱いが異なっている。

対応策
手数料については、高松市の料金に統一する。 事業系一般廃棄物及び臨時・粗大ごみの取扱いについては、高松市の制度に統一する。 塩江町で現在使用しているゴミ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り塩江町地域に限り使用できるものとし、その後は高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町指定のゴミ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り使用できるものとする。



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-13 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(収集方法等)	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 燃やせるごみ	(種類) 生ごみ、紙ごみ、布くず、木・竹切れ、紙おむつ等 (収集回数) 週2回/乳白色半透明ポリ袋(H16.10.1より指定袋)	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週2回/指定袋
2 臨時粗大ごみ	(種類) 大型家具類、ふとん、自転車、灰等 (収集回数) 電話申込により随時戸別収集(月、火、木、金) (搬入場所) 【破碎ごみ】 南部広域クリーンセンター・廃棄物再生利用施設 【燃やせるごみ】 西部広域クリーンセンター	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 収集なし(自己搬入) (搬入場所) 【破碎ごみ】 南部広域クリーンセンター・廃棄物再生利用施設 【燃やせるごみ】 南部広域クリーンセンター・ごみ処理施設
3 破碎ごみ	(種類) 食器、ガラス、陶器、小型家電製品、金属類等 (収集回数) 月2回/乳白色半透明ポリ袋(H16.10.1より指定袋)	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週1回/指定袋
4 有害ごみ	(種類) 乾電池、蛍光灯、水銀体温計 (収集回数) 月2回/透明袋(蛍光管は購入時のダンボールケース破碎ごみと同じ収集日)	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週1回/透明袋

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
臨時粗大ごみ、破碎ごみ及び有害ごみの収集回数に差異がある。

対 応 策
塩江町における、ごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く2年度に限り現行のとおりとする

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町における、ごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く2年度に限り現行のとおりとする

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 13 環境対策事業			
分類	ごみ処理事業 (収集方法等)			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 市 町		
5 家電4品目	(種類) エアコン 洗濯機 冷蔵庫 テレビ (ブラウン管式) (収集方法) もよりの家電製品販売店に依頼 【依頼先がない場合】 郵便局でリサイクル料金を納付した後、粗大ごみ受付センターに申込、戸別収集後、メーカーの指定引取り場所へ	(種類) 高松市と同じ。 (収集方法) 高松市と同じ。 【依頼先がない場合】 住民課に相談し、手数料を徴収した後に、処分		
6 資源ごみ				
種類・排出回数・排出方法	缶	スチールアルミ	月2回 / 乳白色半透明ポリ袋により混合収集	月2回 / 指定袋 収集後、南部広域クリーンセンターへ搬入
	びん	無色 茶色 その他		
	ペットボトル			
	プラスチック製容器包装 白色トレイ		週1回 / 乳白色半透明ポリ袋による混合収集	週1回 / 指定袋 収集後、南部広域クリーンセンターへ搬入
古紙類	段ボール 新聞 雑誌 容器包装紙 紙パック		月2回 / 結束 (容器包装紙は紙袋に入れるか結束)	月2回 / 結束 収集後、南部広域クリーンセンターへ搬入
	古布		月2回 / 乳白色半透明ポリ袋	月2回 / 透明袋
7 家庭用パソコン		現在、ノート型パソコンは破碎ごみ、デスクトップ型は粗大ごみで収集	高松市と同じ。	

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-13 環境対策事業		部会名	環 境
分類	ごみ処理事業（一般廃棄物適正処理指導事業）			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 ごみステーション管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーション協力員制度の利用 ステーション協力員数 2,893名</li> <li>・設置基準 20～30世帯で1カ所を基準として設置</li> <li>・「ステーション管理システム」により設置場所を管理している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーション協力員制度の利用 ステーション協力員数 214名 ステーション数 214箇所</li> <li>・設置基準 1自治会2～3カ所程度を目安として設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみステーションの設置基準に差異がある。</li> <li>・塩江町においては、分別収集推進活動補助の制度がない。</li> </ul>
2 分別収集推進活動補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集に対する協力及び地域の生活環境の保全・向上のための活動を行う地区衛生組合協議会等に対して、補助金を交付している 600円/年×登録世帯数×世帯人数係数</li> </ul>	該当なし。		対 応 策
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩江町における、ごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする</li> <li>・塩江町において、合併時までに分別収集推進活動を行う地区衛生組合協議会等の組織化を促す。</li> </ul>
				調 整 案
				<ul style="list-style-type: none"> <li>高松市の制度に統一する。</li> <li>ただし、塩江町における、ごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする。</li> </ul>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 13 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業（一般廃棄物収集運搬・処理許可）	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 手数料	申請手数料として、申請時に 1件につき10,000円	申請手数料として、申請時に 1件につき5,000円
2 許可基準	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する施行規則」に基づき許可	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」塩江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」「塩江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」に基づき許可
3 許可の受付	随時	高松市と同じ
4 許可期間	許可日から2年間	高松市と同じ

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
申請手数料に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-13 環境対策事業		部会名	環 境
分類	廃棄物管理指導等			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 不法投棄等不法処理防止	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 高松市 中核市の事務として、警備会社に委託し、休日108回、夜間228回、昼間96回のパトロールを実施している。</p> <p>【一般廃棄物】 ・市内3カ所(亀水町・西宝町・屋島西町)において、監視カメラを設置 ・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄警告シールによる啓発</p>	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p> <p>【一般廃棄物】 ・毎月3カ所(安原地区・塩江地区・上西地区)について、各地区毎に1名ずつが巡視、監視を行っている。(塩江町シルバー人材センターへ委託) ・不法投棄防止看板の設置</p>		<p>・実施機関に差異がある。 ・不法投棄等不法処理防止業務の実施方法に差異がある。</p>
2 産業廃棄物適正処理推進等業務	中核市の事務として、社団法人香川県産業廃棄物協会に啓発資料の作成や講習会の開催等による不法投棄防止と適正処理の啓発事業を委託している。	該当なし		対 応 策
3 産業廃棄物空中監視、立入り指導等	中核市の事務として、航空会社のヘリコプター借り上げ及び県警ヘリコプターに同乗し、空中から、野外焼却や不法投棄の監視を行うほか、適宜、不適正処理の現場に立入り指導を行う。	該当なし		<p>・産業廃棄物の不法投棄等不法処理防止業務については、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・塩江町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p>
				調 整 案
				高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目		24- 13 環境対策事業		部 会 名	環 境
分 類		衛生組織団体活動推進事業			
		現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 団体	(平成 16年 4月 1日 現在) 地区衛生組合数 35 単位衛生組合数 1,605 加入世帯総数 100,512 衛生組合世帯加入率 74%	(平成 16年 4月 1日 現在) 地区衛生組合数 1 単位衛生組合数 84 加入世帯総数 1,331 衛生組合世帯加入率 100%		衛生組織団体活動補助に差異がある。	
2 衛生組織団体活動補助	<b>【運営補助】</b> 高松市衛生組合連合会へ助成 2,545,000円(平成 15年度予算) (1世帯当たり 25円×101,800世帯) <b>【共同防除用器材購入補助】</b> 肩掛噴霧器購入に対して助成 (1基当たり 4,000円) <b>【河川等清掃事業補助】</b> ・河川等清掃事業傷害保険料 1人当たり 11.1円 ・河川等清掃事業損害賠償保険料 <b>【啓発活動】</b> 『衛生だより』の発行 発行回数 ……年 1回 発行部数 ……122,500部	<b>【運営補助】</b> 塩江町地区衛生協議会へ助成を行っている。 100,000円 <b>【共同防除用器材購入補助】</b> 該当なし <b>【河川等清掃事業補助】</b> ・河川等清掃事業傷害保険料 (河川等清掃事業損害賠償保険料) (地区衛生事務費より 35,000円) <b>【啓発活動】</b> 該当なし		<b>対 応 策</b> ・塩江町地区衛生協議会は、高松市衛生組合連合会に統合する。 ・塩江町において、合併時までに地区衛生組合協議会の組織化を促す。	
				<b>調 整 案</b> 高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 13 環境対策事業		部 会 名	環 境
分 類	衛生組織団体活動推進事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 清掃活動補助	<p>【名称】 クリーン高松推進事業</p> <p>【内容】 道路等に散乱したごみの清掃活動、及び環境美化に関する啓発活動を、高松市衛生組合連合会を中心に事業を実施している</p> <p>【推進事業補助金】 1地区 80,000円 (35地区)</p> <p>【単位衛生組合交付金】 ・1単位組合 1,000円 (1,600組合) ・傷害保険料 1人当たり 11.1円)</p> <p>【清掃用具等購入】 清掃用具購入に対して、1世帯当たり 50円 (101,800世帯)</p>	該当なし		
			調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-13 環境対策事業		部会名	環 境
分類	ごみ減量・資源化推進事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 リサイクル推進員制度	<p>(目的) ごみの減量・資源化及び環境美化に関する地区リーダーとして、地区と市の連絡調整を行う</p> <p>(人数) 93名 (任期) 2年 (交付金) 1人・1年当たり 24,000円</p>	該当なし		<p>問題点・課題</p> <p>・塩江町には、リサイクル推進員制度がない。 ・ごみ減量・資源化の啓発内容及び生ごみ処理機等の購入経費補助制度に差異がある。</p>
2 ごみ減量・資源化啓発事業	高松市のごみとリサイクルの状況、「ごみ分別ガイドブック」(転入者用)、きれいな高松に(小学校4年生副読本)、「ごみ収集カレンダー」を作成・配布	「ごみ分別ガイドブック」(転入者用)、「分別ポスター」等を作成・配布		
3 生ごみ処理機等購入経費補助	<p>【生ごみ処理機】 補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯1台で、25,000円を限度</p> <p>【生ごみ堆肥化容器】 補助率等 購入金額の3/4以内 1世帯2基までで、6,000円を限度</p>	<p>【生ごみ処理機】 補助率等 (家庭用) 購入金額の1/2以内 1世帯1台で、20,000円を限度 (業務用) 購入金額の45/100以内 1事業所1台で 50kg未満 500,000円を限度 100kg未満 800,000円を限度 (平成16年度まで補助対象期間)</p> <p>【生ごみ堆肥化容器】 補助率等 (コンポスター130型) 購入金額の1/2以内 1世帯2基までで、2,500円を限度 (コンポスター190型、EM式) 購入金額の1/2以内 1世帯2基までで、3,000円を限度</p>		<p>対応策</p> <p>・塩江町において、合併時までにはリサイクル推進員を選定する。 ・ごみ減量・資源化の啓発内容及び生ごみ処理機等の購入経費補助制度については、高松市の制度に統一する。</p>
				<p>調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 13 環境対策事業		部 会 名	環 境
分 類	環境基本計画			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 環境基本計画	<p>(目的) 平成 8年 4月 1日に施行された高松市環境基本条例に基づいて、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したもので、市・事業者・市民が協力して環境への負荷の少ない社会を築くことで、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を送ることができる環境を守り育てていくことを目的としている。</p> <p>(策定) 平成 10年度 (計画期間) 平成 11年度～平成 23年度 (計画の内容) ・環境基本計画の考え方 ・高松市の環境の現状と課題 ・高松市の望ましい環境像 ・環境の保全および創造に関する施策 ・環境を保全・創造するための行動 ・計画の推進体制と進行管理</p>	該当なし	問題点・課題	塩江町においては、環境基本条例が制定されていないことから、環境基本計画及び環境白書が作成されていない。
			対 応 策	環境基本計画については、合併年度の翌年度に、塩江町地域を含めた計画に見直す。
			調 整 案	高松市の制度を適用する。
2 環境白書	高松市環境基本条例に基づき、市民に対し、環境の状況ならびに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした環境白書を毎年度作成し、公表を行う	該当なし		

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 13 環境対策事業	
分類	環境保全推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 環境パネル展	環境月間(6月)に、環境保全啓発事業の一環として、市役所1階の市民ホールで「環境展」を開催し、市民の環境問題及び環境保全に対する意識の啓発と高揚を図る。	該当なし
2 環境保全意識啓発	高松市ホームページ及び広報紙等を活用し、環境保全意識の啓発を推進する。	塩江町広報紙等を活用し、環境保全意識の啓発を推進する。
3 環境ボランティア団体の育成	高松市環境プラザにおいて、環境ボランティア団体の紹介・情報交換交流の場を提供し、環境意識の高い市民の育成が可能な日常的な交流の場づくりを推進する。	該当なし

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 13 環境対策事業		部 会 名	環 境
分 類	大気汚染監視事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 実施機関	高松市	香川県		
2 大気汚染自動監視	一般環境測定局 4局、自動車排ガス局 4局をテレメータ化し、常時保守管理を行う	常時監視については、県の業務。ただし、塩江町には、測定局はなく、過去に大気汚染測定車による測定の実績はある。		問 題 点 ・ 課 題 実施機関及び実施内容に差異がある。
3 有害大気汚染物質調査	・ 一般環境について、3地点を年 12回測定 ・ 沿道について、1地点を年 12回測定	有害大気汚染物質調査については、県の業務であるが、塩江町での測定実績は無い。		
4 ダイオキシン類調査	一般環境 1地点、沿道 1地点について、環境大気中のダイオキシン類を調査	ダイオキシン類調査については、県の業務であるが、測定実績は無い。		対 応 策 高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。
5 その他	大気汚染防止法に基づく届出 監視等 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出 監視等 香川県公害防止条例に基づく届出 監視等 高松市公害防止条例に基づく届出 監視等	～ については、県の業務。(東讃保健福祉事務所環境管理室)		調 整 案 高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 13 環境対策事業	
分類	騒音振動防止対策事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 環境騒音調査	一般地域15地点、道路に面する地域10地点について騒音測定実施。 道路に面する地域の騒音測定結果を用いて34区間について面的評価を行う	法に基づく地域指定がないため、調査は実施していない。
2 道路交通騒音・振動調査	道路交通騒音の測定を10地点、道路交通振動測定を10地点について実施	法に基づく地域指定がないため、調査は実施していない。
3 航空機騒音調査	1地点(西植田町)について香川県が騒音測定を実施	地域指定がないため、調査は実施していない。
4 その他	騒音規制法に基づく届出・監視等 振動規制法に基づく届出・監視 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	地域指定がない。苦情は町で対応。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町においては、行政区域全体が法律上の対象地域に指定されていないため、事業を実施していない。

対 応 策
高松市において、合併時までに、塩江町地域における対象地域指定について、香川県等と協議を行う

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 13 環境対策事業		部 会 名	環 境
分 類	水質汚濁監視事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 公共用水域水質調査	河川 (環境基準点 9地点、補助点 2地点、その他地点 2地点、ため池 (その他地点 10地点) 海域 (その他地点 5地点) の健康項目・生活環境項目・その他項目を調査	香川県に依頼し、香東川水域 4カ所について、年 2回健康項目・生活環境項目・その他項目を調査	問 題 点 ・ 課 題	
2 地下水質調査	(実施機関) 高松市 概況調査 (市内を 2kmメッシュに区分して年 1回調査し、計 46区分を、3年間でローテーションする。) 及び定期モニタリング (過去に有害物質が検出された井戸 4本について、年 1回調査) を実施	(実施機関) 香川県東讃保健所 香川県東讃保健所において、定期的に調査を実施している。 (隔年で、町内 2~ 3カ所)	塩江町においては、香川県が調査を行っており、高松市の調査方法と異なっている。	
3 ダイオキシン類調査	(実施機関) 高松市 河川水質、底質 (環境基準点 9地点で毎年実施)、土壌 (一般環境 2.5kmメッシュ 35地点、発生源周辺 20地点について、平成 16年度まで実施)、地下水 (市内 14区域を 3年間でローリング調査)	(実施機関) 香川県東讃保健所において、定期的に調査を実施している。 (隔年で、町内 2~ 3カ所)	対 応 策	
4 その他	水質汚濁防止法に基づく届出・監視等 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・監視等 土壌汚染対策法に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	~ については、県の業務。(東讃保健福祉事務所環境管理室)	高松市において、合併時まで、塩江町地域における調査地点・調査項目・調査回数等について、香川県等と協議を行い、実施機関を香川県から高松市へ移行する。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 13 環境対策事業		部 会 名	環 境
分 類	公衆便所管理			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 設置数	26カ所 (平成 16年 4月 1日 ) 公衆便所 20カ所 その他便所 6カ所	17 カ所 公衆便所 5カ所 その他便所 12カ所		問 題 点 ・ 課 題 塩江町では、町民トイレ制度がない。
2 清掃委託	業者委託 16カ所 個別管理委託 10カ所	業者 個人委託 15 カ所		
3 施設維持管理	管理用品購入、電気・水道・下水道料金、施設修繕料の支払い、浄化槽保守点検等の業務委託等に対応。	高松市と同じ。		対 応 策 塩江町において、合併時まで、既設便所の設置計画等について検討し、調整するものとする。
4 市民トイレ制度	(目的) 市街地における公衆便所の不足を補うため、民間施設の既存トイレを、市民や観光客が広く気軽に利用できるよ提供してもらおうもの。 (設置数) 8 カ所	該当なし。		調 整 案 高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 13 環境対策事業	
分類	し尿収集事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 し尿収集手数料	(徴収) 許可業者が徴収  (手数料) 一般家庭 (定額制) 人数割 (1人 1カ月につき) 330円 回数割 (1回につき) 340円 事業所等 (従量制) 18%につき 210円 特別料金 ホース2本 (40m)を超える場合 1本につき 280円加算 軽四輪車による収集の場合 1回につき 460円加算 一般家庭用無臭トイレの場合 1回につき 460円加算	(徴収) 許可業者が徴収  (手数料) 【従量制】 18%につき 230円 (内、投入料 20円)
2 収集 運搬主体	市の許可業者	町の許可業者
3 委託 許可業者数	5業者 (許可業者)	2業者 (許可業者)
4 許認可事務	・ 一般収集運搬事業者 1万円 ・ 浄化槽清掃事業者 1万円	・ 一般収集運搬事業者 5,000円 ・ 浄化槽清掃事業者 7,000円
5 貯留施設	該当なし。	中継用貯留施設 ・容量 = 110トン

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
手数料に差異がある。 塩江町においては、中継用貯留施設に一時貯留する収集体制となっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 塩江町の、し尿中継用貯留施設については、合併後においても継続して使用するものとする

調 整 案
高松市の制度に統一する。 塩江町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。

## 協議第35号資料

### 「農林水産関係事業について」に関する資料

財 産 区 事 務 に つ い て	.....	112
水 田 農 業 構 造 改 革 事 業 に つ い て	.....	113 ~ 114
農 業 団 体 育 成 事 業 に つ い て	.....	115
園 芸 団 体 育 成 事 業 に つ い て	.....	116 ~ 118
有 害 鳥 獣 駆 除 事 業 に つ い て	.....	119
森 林 組 合 育 成 等 事 業 に つ い て	.....	120
市 ・ 町 単 独 間 伐 補 助 事 業 に つ い て	.....	121
林 道 整 備 事 業 に つ い て	.....	122
農 林 施 設 に つ い て	.....	123 ~ 126
水 産 振 興 に つ い て	.....	127 ~ 128
土 地 改 良 事 業 に つ い て	.....	129
地 籍 調 査 事 業 に つ い て	.....	130
農 業 集 落 排 水 事 業 に つ い て	.....	131



行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業					
分類	財産区事務					
現			況			
項目	高 松 市			塩 江 町		
1 名称等	名称	区域	山林面積ha	名称	区域	山林面積ha
	弦打財産区	弦打地区	7.3	塩江地区財産区	安原上地区	31.8
	雌雄島財産区	雌雄島地区	78.3		安原上東地区	
	鬼無財産区	鬼無地区	99.0	上西地区財産区	上西甲地区	66.7
	香西財産区	香西地区	118.1		上西乙地区	
	下笠居財産区	下笠居地区	136.1			
2 機関	名称	設置日	定数	名称	設置日	委員定数
	弦打財産区管理会	H10.4.1	7	塩江地区財産区管理会	S33.7.1	7
	雌雄島財産区管理会	H12.4.1	7	上西地区財産区管理会	H11.12.6	7
	鬼無財産区議会	S32.1.24	14			
	香西財産区議会	S32.1.24	12			
	下笠居財産区議会	S32.1.24	14			
3 管理委員 議員の選任・選挙	財産区管理会の委員は、市長が選任する。財産区議会を設置している財産区は、公職選挙法により選挙を行い、議員を選出している。			財産区管理会の委員は、自治会ごとに住民の数に応じて一定数の選挙人を選任し、選挙人が選挙会において管理委員を選挙している。 (任期) 塩江地区財産区 H.13.11.9 ~ H.17.11.8 上西地区財産区 H.15.12.6 ~ H.19.12.5		
	管理委員報酬 日額 3,000円 議員報酬 年額 60,000円 費用弁償 実費弁償(日額 5,100円)			管理委員報酬 日額 7,000円 費用弁償 実費弁償		
4 委員等報酬・費用弁償	管理委員報酬 日額 3,000円 議員報酬 年額 60,000円 費用弁償 実費弁償(日額 5,100円)			管理委員報酬 日額 7,000円 費用弁償 実費弁償		
5 管理委員の公務災害補償	高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の例による。			香川県市町総合事務組合に加入している。		

部 会 名	産 業
-------	-----

問題点・課題	管理委員 議員の選任・選挙、委員等報酬・費用弁償及び管理委員の公務災害補償に差異がある。
--------	--

対応策	塩江町の現在の管理委員は、合併後に行われる最初の改選時から市長が選任する。 委員報酬・費用弁償及び公務災害補償については、高松市の制度に統一する。
-----	--

調整案	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業															
分 類	水田農業構造改革事業																		
	現 況																		
項 目	高 松 市	塩 江 町																	
1 地域水田農業推進協議会	<p>(名称) 高松市地域水田農業推進協議会</p> <p>(組織) 高松市、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 (協議会員数15名)</p> <p>(目的) 地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、対策の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進、担い手育成等に資する。 (水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、たばこ及び推進作物(9品目)の作付け実績に応じた金額を交付する。</p> <p>平成16年度予算]</p> <table border="0"> <tr> <td>産地づくり事業</td> <td style="text-align: right;">105,424千円</td> </tr> <tr> <td>特別調整促進加算</td> <td style="text-align: right;">1,750千円</td> </tr> <tr> <td>麦大豆品質向上対策</td> <td style="text-align: right;">3,900千円</td> </tr> <tr> <td>耕畜連携推進対策</td> <td style="text-align: right;">650千円</td> </tr> </table>	産地づくり事業	105,424千円	特別調整促進加算	1,750千円	麦大豆品質向上対策	3,900千円	耕畜連携推進対策	650千円	<p>(名称) 塩江・香川・香南地域水田農業推進協議会</p> <p>(組織) 塩江町、香川町、香南町及び農業関係団体等で構成 (協議会員数26名)</p> <p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、ソバ及び推進作物(7品目)に対し交付する。また、塩江町は重点作物としてソバを推進している。</p> <p>平成16年度予算]</p> <table border="0"> <tr> <td>産地づくり事業</td> <td style="text-align: right;">936千円</td> </tr> <tr> <td>特別調整促進加算</td> <td style="text-align: right;">50千円</td> </tr> <tr> <td>麦大豆品質向上対策</td> <td style="text-align: right;">実施していない。</td> </tr> <tr> <td>耕畜連携推進対策</td> <td style="text-align: right;">実施していない。</td> </tr> </table>	産地づくり事業	936千円	特別調整促進加算	50千円	麦大豆品質向上対策	実施していない。	耕畜連携推進対策	実施していない。	<p>問題点・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>両市町の地域水田農業推進協議会の組織に差異がある。</li> <li>水田農業構造改革交付金について、塩江町では重点作物(ソバ)を定め、推進している。</li> <li>集落実行組合長手当について、積算方法及び現地確認時報償に差異がある。</li> </ul>
産地づくり事業	105,424千円																		
特別調整促進加算	1,750千円																		
麦大豆品質向上対策	3,900千円																		
耕畜連携推進対策	650千円																		
産地づくり事業	936千円																		
特別調整促進加算	50千円																		
麦大豆品質向上対策	実施していない。																		
耕畜連携推進対策	実施していない。																		
			対 応 策																
			<ul style="list-style-type: none"> <li>塩江町が加入している塩江・香川・香南地域水田農業推進協議会については、合併時に脱退する。</li> <li>集落実行組合長手当については、高松市の制度に統一する。</li> <li>高松市の推進協議会の推進作物に、塩江町の重点作物(ソバ)を追加する。</li> </ul>																
			調 整 案																
			高松市の制度に統一する。																

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	水田農業構造改革事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 集落実行組合 長手当	<p>(活動に対する報償) 水田農業構造改革対策、実施計画の各農家への配布・収集・配分計画取りまとめ等の活動に対して報償を支給している。 (集落数) 633 集落 (農家戸数) 10,161 戸 (積算方法) 均等割 (10%) + 戸数割 (50%) + 面積割 (40%) 平成 15年度実績 3,481,500円) (現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する実行組合長、農業委員に対し、確認地の筆数等から算出した報償を支出している。 平成 15年度実績 1,800,000円)</p>	<p>(活動に対する報償) 高松市と同じ。 (集落数) 64集落 (農家戸数) 551戸 (積算方法) 2,000円+(350円×農家戸数) 平成 15年度実績 316,650円) (現地確認時報償) 現地確認に同行する各実行組合長等に対し、定額の報償を支出している。 平成 15年度実績 90,000円)</p>	対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	農業団体育成事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 生活研究グループ	<p>(名 称) 生活研究グループ</p> <p>(目 的) 農山村型ライフスタイルの実現を目指し、生活向上の学習活動 地域農林水産物の活用・担い手の能力開発を行う</p> <p>(構 成) 12団体 236名</p>	<p>(名 称) 生活研究団体(西山いきいき母さんグループ)</p> <p>(目 的) 高冷地野菜等の手づくり加工品の研究開発、地域女性相互の協力と親睦を図り 地域の活性化に資する</p> <p>(構 成) 1団体 10名</p>	生活研究グループ及び認定農業者連絡協議会に差異がある。	
2 認定農業者連絡協議会	<p>(名 称) 高松市認定農業者連絡協議会</p> <p>(目 的) 効率的、安定的な農業経営を図るため、市長が認定した認定農業者で組織する協議会が行う研修会や、講演会等の活動に対し1/ 2を補助している。</p> <p>(構 成) 認定者数 78名</p>	<p>(名 称) 塩江町認定農業者の会</p> <p>(目 的) 効率的、安定的な農業経営を図るため、町長が認定した認定農業者で組織する協議会が行う研修会や、講演会等の活動に対し予算の範囲内で補助金を支出している。</p> <p>(構 成) 認定者数 12名</p>	対 応 策	
			<p>・塩江町の生活研究団体は、高松市の生活研究グループの構成団体として取り扱う</p> <p>・塩江町認定農業者の会の会員については、高松市認定農業者連絡協議会への加入を促す。</p>	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	園芸団体育成事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 ユズ生産組合	該当なし。	<p>(目 的) 塩江町の地域性と遊休農地解消のため昭和50年頃からユズの栽培に着手し、本格的に果実の生産が始まったため、加工品の開発と産地化を行い、特産品の振興を図る。</p> <p>(組 織) 町内ユズ生産農家20名で組織</p> <p>(補助額) 50,000円(平成16年度予算)</p> <p>(活動内容) 柚子酢、ジャム、ゼリー等の加工、販売等。</p>		補助団体に差異がある。
2 茶業組合	該当なし。	<p>(目 的) 冷涼な高冷地で生産される塩江町の茶は、品質等についても高い評価を得ていることから、栽培農家の育成と加工、販売部門の育成を図り、生産体制の効率化や高品質化を目指す。</p> <p>(組 織) 町内茶生産農家28名で組織</p> <p>(補助額) 81,000円(15年度実績)</p> <p>(活動内容) 煎茶、番茶の生産、販売等</p>		対 応 策
				塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。
3 大豆生産組合	該当なし。	<p>(目 的) 遊休地対策と高付加価値作物の導入を図るために農業を一切使わない黒大豆を活用し、特産品の開発を行う</p> <p>(組 織) 黒大豆生産農家20名で組織</p> <p>(補助額) 81,000円(15年度実績)</p> <p>(活動内容) 黒豆茶・甘納豆の生産、販売等を行い、甘納豆は県農産物加工部門コンクールで最優秀賞を獲得。</p>		調 整 案
				高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	園芸団体育成事業		問 題 点 ・ 課 題	
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	対 応 策	
4 園芸特産振興協議会	<p>(目的) 高松市内の園芸特産の振興・発展を図る。</p> <p>(組織) JA香川県役職員、生産者、東讃農業改良普及センター職員、市職員</p> <p>(補助額) 800,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 共進会・品評会の開催、視察研修会の開催、展示会(高松市園藝展)の開催、市内園芸産物のPR活動、農業体験事業の実施</p>	該当なし。		
5 柑橘共同選果場	<p>(目的) 果樹産地(特に柑橘)銘柄高揚のため、生産組織・生産基盤の強化拡大を図る。</p> <p>(組織) JA香川県</p> <p>(補助額) 325,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 柑橘代表者会の開催、柑橘品質調査の実施、産地体質強化のための会議開催</p>	該当なし。		
6 植木盆栽センター	<p>(目的) 盆栽植木の普及と品質向上による有利販売を図るため、盆栽祭り等を通じた盆栽産地を育成する。</p> <p>(組織) 香川県鬼無植木盆栽センター(盆栽生産者)</p> <p>(補助額) 410,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 鬼無盆栽植木まつりの開催、盆栽PR行事の実施</p>	該当なし。	調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	園芸団体育成事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
7 葉たばこ共同施設利用組合	(目的) 良質乾燥葉たばこの生産と乾燥経費の軽減を図る。 (組織) 葉たばこ生産者 (補助額) 246,000円(平成15年度実績) (活動内容) 葉たばこ共同乾燥施設の運営	該当なし。		
8 花卉研究会	(目的) 地域や情勢に適した品種・品目を選定・導入し、特色ある花卉産地の育成を図る。 (組織) 高松市内の花弁生産者 (補助額) 492,000円(平成15年度実績) (活動内容) 新品種導入試験、先進地視察研修	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	有害鳥獣駆除事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 補助事業	(目 的) イノシシ等による農林産物の被害を防除し、農林業の保護と育成を図る。 (内 容) 指定された期間中にイノシシまたはサルを捕獲したものに對し、1万円/頭(県 5千円,市 5千円)の補助金を交付している。	高松市と同じ。		高松市では、単独事業を実施していない。
2 市・町単独事業	該当なし。	(目 的) イノシシ等から農林産物の被害を防除する。 (事業名) イノシシ等被害防除事業補助金交付事業 (事業内容) 【イノシシ等被害防除事業】 電気柵等の設置経費に對し補助金を交付 (補助対象) 1事業費5万円以上20万円未満 (補助率) 1/2  【団体補助】 (事業内容) イノシシ等捕獲団体に對し活動助成金を交付 (補助団体名) 塩江町有害鳥獣駆除イノシシ部会 (活動内容) イノシシ等の捕獲 (補助金額) 20万円/年		対 応 策
				・塩江町で実施しているイノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り実施する。 ・塩江町有害鳥獣駆除イノシシ部会への補助については、合併年度の翌年度から廃止する。
				調 整 案
				高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町が実施しているイノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り実施するものとする。



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業	
分類	森林組合育成等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象団体	香川東部森林組合	塩江町森林組合
2 目的	森林資源の培養と 山村地域の振興、森林の持つ公益的機能を増進するため、東部森林組合の育成を図る。	町土面積の83%を占める森林を活用した林業振興施策の展開について、専門的知識を備えた塩江町森林組合と共同で実施するために、団体及び人の育成をし、町内林業の活性化を図る。
3 内容	香川東部森林組合の健全運営と 健全な森林づくりのため、補助を実施している。  森林組合作業班員確保対策補助 森林巡視補助	林家育成のための林産物振興補助や、塩江町森林組合の健全な運営を図るため、車両の維持補助等、また、健全な森林づくりに対して、林業指導についての補助等を実施している。  林産物振興補助 ダンプ、トラック維持補助 労務共済補助 森林組合林業指導補助
4 補助額	600千円 (平成15年度実績)	759千円 (平成15年度実績)

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助目的、内容及び補助額に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	市 町単独間伐補助事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 目的	該当なし。	要間伐森林において、水源涵養機能及び山地災害防止機能等、公益性の高い森林づくりを図るため、針葉樹人工林を対象とした間伐作業について、町単独の事業により 補助金を交付する。	高松市においては、事業を実施していない。	
2 内容	該当なし。	補助事業の補助残の1/ 2以内を補助する。ただし、間伐材を搬出・販売し、収入を伴う間伐については2/ 3以内を補助する。	対 応 策	
			塩江町が実施している間伐補助事業については、塩江町地域において、現行のとおりに実施するものとする。	
			調 整 案	
			塩江町が実施している間伐補助事業については、塩江町地域において、現行のとおりに実施するものとする。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	林道整備事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 路線数等	(認定林道) 20 路線 (延長) 21 km	(認定林道) 23 路線 (延長) 48.6 km	問 題 点 ・ 課 題 ・単独事業の内容に差異がある。 ・塩江町の林道については生活道として利用している。	
2 国庫補助事業	該当なし。	(目的) 森林の健全な管理等を行うため、計画的に実施する。 (平成 15年度実績) 改築事業 1 路線 改良事業 2 路線 (平成 16年度予定) 改築事業 1 路線 改良事業 2 路線		
3 県費補助事業	(目的) 国庫補助事業の採択を受けない路線について事業を実施する。 (平成 15年度実績) 開設事業 1 路線 (平成 16年度予定) 開設事業 1 路線 (平成 15年度より継続)	(目的) 高松市と同じ。 (平成 15年度実績) 舗装事業 1 路線 (平成 16年度予定) 事業実施予定なし。	対 応 策 ・塩江町の林道については高松市の林道として引き継ぐものとする。 ・塩江町で実施している事業等については、高松市において引き続き実施するものとする。	
4 市・町単独事業	除草及び凍結防止剤の設置等を実施している。	林道の機能維持を図るため、崩土の取り除き、除草等を実施している。 また、住民が生活道として利用している路線については、冬期の除雪等も実施している。		

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	農林施設			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 生活改善センター	該当なし。	<p>(名称) 塩江町生活改善センター (塩江町大字安原下)</p> <p>(目的) 住民の生活改善の実践・研修等</p> <p>(概要) ・昭和51年度山村地域農村漁業特別事業により設置 ・敷地面積 1,987㎡ ・延床面積 197㎡ ・構造 鉄骨平屋 【和室(2室),会議室(2室),調理講習室】</p> <p>(設置時期) 昭和52年 1月</p> <p>(使用料) 目的内の使用 無 料 目的外の使用 半日 8,400円 1日 5,250円</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	
			塩江町の農林施設については、高松市に引き継ぐものとする。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	農林施設			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
2 高齢者活動促進センター	該当なし。	<p>(名称) 塩江町高齢者活動促進センター (塩江町大字安原下)</p> <p>(目的) 高齢者の知識・技術を活かした研修及び交流活動等</p> <p>(概要) 平成 9年度山村振興等農林漁業特別対策事業 により設置 ・敷地面積 1,247㎡ ・延床面積 308㎡ ・構造 鉄骨造 2階建 【会議室(3室),研修室,調理実習室】</p> <p>(設置時期) 平成 9年 6月</p> <p>(使用料) 目的内の使用 無 料 目的外の使用 無 料</p>	問 題 点 ・ 課 題	
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	農林施設			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
3 黒豆加工施設	該当なし。	<p>(名称) 黒豆加工施設 【塩江町大字安原下】</p> <p>(目的) 町の特産品である黒豆加工(甘納豆、黒豆茶等)</p> <p>(概要) ・平成13年度女性高齢者対策事業により設置 ・敷 地 高齢者活動促進センター敷地内 ・延床面積 14㎡ ・構造 木造平屋 【調理台 冷蔵庫】</p> <p>(設置時期) 平成14年4月</p> <p>(使用料) 無 料</p>	問 題 点 ・ 課 題	
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業																	
分 類	農林施設																				
	現 況																				
項 目	高 松 市	塩 江 町																			
4 中下所多目的 研修集会施設	該当なし。	<p>(名称) 中下所多目的研修集会施設 〔塩江町大字安原上東〕</p> <p>(目的) 塩江町住民の多目的集会場</p> <p>(概要) 昭和55年度農業構造改善村落特別対策事業 により設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積 877㎡ (借地)</li> <li>・延床面積 443㎡</li> <li>・構造 鉄骨2階 【1階 :アリーナ(325㎡)】 【2階 和室(2室)】</li> </ul> <p>(設置時期) 昭和56年2月</p> <p>(使用料)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>目的内の使用</td> <td>無</td> <td>料</td> </tr> <tr> <td>目的外の使用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和 室</td> <td>半日</td> <td>1,570円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1日</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> <td>半日</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1日</td> <td>15,750円</td> </tr> </table>	目的内の使用	無	料	目的外の使用			和 室	半日	1,570円		1日	3,150円	アリーナ	半日	8,400円		1日	15,750円	問 題 点 ・ 課 題
目的内の使用	無	料																			
目的外の使用																					
和 室	半日	1,570円																			
	1日	3,150円																			
アリーナ	半日	8,400円																			
	1日	15,750円																			
			対 応 策																		
			調 整 案																		

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	水産振興			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 重要稚仔放流事業	<p>(目的) 瀬戸内海漁業の振興を図るため、放流事業を実施している</p> <p>(放流魚種) ペラ種苗 1,303kg</p> <p>(事業費) 1,953千円 (県 1/ 2,市 2/ 5の補助)</p> <p>(内容) 高松市瀬戸内漁業協同組合実施の放流事業に対し補助金を交付する。</p>	<p>(目的) 豊かな自然と豊富な水、温泉地のイメージアップのために放流事業を行っている。</p> <p>(放流魚種) 鮎 100kg・アメゴ 100kg・うなぎ73kg</p> <p>(事業費) 844千円 (県補助 2/ 3)</p> <p>(内容) 町が県費補助を受け町淡水漁業組合と共同で放流を行っている。</p>		<p>問題点・課題</p> <p>・重要稚仔放流事業について、目的及び放流魚種に差異がある。 ・塩江町では、水産団体育成事業及び水産増養殖事業を実施していない。</p>
2 水産団体育成事業	<p>(目的) 水産団体の事業活動の充実強化を図り、水産業の振興を図る。</p> <p>(団 体) 高松市漁業協同組合連絡協議会 高松地区海苔養殖研究会 漁業後継者クラブ(5団体) 高松地区底曳網協議会</p> <p>(事業費) 2,610千円</p> <p>(内 容) 水産団体の年間事業活動に対し2分の1以内を補助している。</p>	該当なし。		<p>対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。 塩江町が実施している重要稚仔放流事業については、高松市が引き継ぐものとする。</p>
				<p>調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。 塩江町の重要稚仔放流事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p>



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	水産振興			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 水産増養殖事業	<p>(目的) 沿岸漁業の振興を図るため、増養殖事業を実施している。</p> <p>(増養殖種等)</p> <p>【のり養殖冷凍予備網】 2,800枚 (平成15年度実績) 事業主体:高松地区海苔養殖研究会</p> <p>【わかめ養殖種系】 620m (平成15年度実績) 事業主体:女木島・男木島・下笠居漁業協同組合</p> <p>【あわび種苗】 10,200個 (平成15年度実績) 事業主体:女木島・男木島漁業協同組合</p> <p>【くるまえばし種苗】 10万尾 (平成15年度実績) 事業主体:高松地区底曳網協議会</p> <p>【あさり種苗放流委託】 2,400kg (平成15年度実績) 委託先:香西漁業協同組合</p> <p>(補助額等) 3,038千円 (平成15年度実績)</p> <p>(内容) 増養殖事業の実施及び事業に対し補助金を交付している</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-15 農林水産関係事業		部会名	産業		
分類	土地改良事業		問題点・課題			
		現況				
項目	高松市	塩江町	対応策			
1 事業主体	土地改良区(29団体) 共同施行体(17団体)	塩江町	<p>・事業主体に差異がある。 ・国・県等補助事業及び市・町単独事業に差異がある。</p>			
2 国・県等補助事業	<p>高松市土地改良事業補助規程および実施要領に基づき、土地改良区等に対して補助金の交付をしている。</p> <p>県営土地改良事業 事業の補助率 国 45～55% 県 25～33% 市 12～25% 地元 5%</p> <p>団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 市 20～30% 地元 5～10%</p> <p>単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 市 25～45% 地元 5～25%</p>	<p>塩江町が事業主体となり国・県の補助金の交付を受け、条例に基づき地元負担金を徴収して実施している。</p> <p>県営土地改良事業 事業の補助率 国 55% 県 30% 町 10% 地元 5%</p> <p>団体営土地改良事業 事業の補助率 国 55% 県 20% 町・地元 未定</p> <p>単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 町 20% 地元 30%</p>			<p>対 応 策</p> <p>・高松市の制度に統一する。 ・塩江町地域において、平成18年度末を目標として土地改良区を設立するものとし、設立までの間の土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり実施するものとする。</p>	
3 市・町単独事業	<p>高松市土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、補助金の交付をしている。</p> <p>事業の補助率 市 85～100% 地元 0～15%</p>	<p>個人、団体が実施した農道、かんがい排水、土地基盤整備に対し、補助金交付申請により交付している。</p> <p>(補助率) 農道、かんがい排水等〕 事業費20万円以上100万円未満で1/2以内 土地基盤整備〕 事業費20万円以上300万円未満で1/3以内</p>				

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	地籍調査事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 調査事業	<p>(目的) 国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図る。</p> <p>(実施期間) 昭和 39年 ~ 昭和 54年 調査済面積 173.50km<sup>2</sup></p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(実施期間) 昭和 59年 ~ 平成 22年 (予定) 全体調査面積 72.64km<sup>2</sup> 平成 14年度末調査済率 80%</p>		<p>・塩江町では、地籍調査が完了していない。</p> <p>・塩江町には、修正マニュアルがない。</p>
2 地籍管理	<p>(地籍図の修正) 平成 11年度に作成した修正マニュアルに従い、修正登記の事務を行なっている。</p>	<p>(地籍図の修正) 修正マニュアルは作成していない。</p>		対 応 策
				<p>高松市の制度に統一する。 塩江町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p>
				調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。 塩江町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	農業集落排水事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	該当なし。	内場地区農業集落排水処理施設 処理対象区域 8集落 16.5ha 処理施設 1箇所 中継ポンプ 13基 管路総延長 6,442m		
2 使用料		(一般世帯) 均等割 1,000円/月 人数割 500円/月・人 区域内世帯数 86戸(253人) 加入世帯数 75戸(203人)  (事業所) 従業員数等により別に定める。 (事業所 11箇所 宿泊施設 1箇所加入)  平成15年度使用料 2,672千円		
3 維持管理		(委託費等) 施設委託費 1,199千円 維持修繕費等 3,159千円 平成15年度計 4,358千円		
4 償還金		償還期間 平成17年度～36年度 償還金 139,467千円		
			対 応 策	
			調 整 案	
			農業集落排水事業については、高松市に引き継ぐものとする	

## 協議第36号資料

### 「交通関係事業について」に関する資料

交通安全運動について	133
交通安全活動について	134
交通安全資材の配布について	135
市・町民交通傷害保障について	136
放置車両等対策について	137 ~ 138
チャイルドシート助成について	139
生活バス路線維持について	140

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 17 交通関係事業		部 会 名	土 木
分 類	交通安全運動			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 活動内容	春の交通安全運動 4月 秋の交通安全運動 9月 年末、年始の交通安全運動 12月～1月 高齢者の交通安全日 毎月5日 自転車の交通安全日 毎月8日 市民の交通安全日 毎月20日 交通安全対策会議 2回/年 交通安全都市推進協議会 6回/年 交通安全母の会連絡協議会 16回/年 各種交通安全会議 25回/年	春の交通安全運動 4月 秋の交通安全運動 9月 年末、年始の交通安全運動 12月～1月 高齢者の交通安全日 毎月5日 自転車の交通安全日 毎月8日 市民の交通安全日 毎月20日 交通安全対策会議 該当なし 交通安全都市推進協議会 該当なし 交通安全母の会連絡協議会 年4回程度 各種交通安全会議 該当なし		問 題 点 ・ 課 題 活動内容に差異がある。
				対 応 策 高松市の制度に統一する。
				調 整 案 高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 17 交通関係事業	
分類	交通安全活動	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 交通安全指導者研修会	交通安全母の会指導者研修会 保育所、幼稚園、小学校交通安全担当者研修会 老人クラブ指導者研修会 PTA指導者研修会 校区(地区)交通安全母の会研修会 高齢者交通指導員研修会	該当なし。
2 交通安全教室の開催	保育所 2回/年(年間延べ100回) 幼稚園 2回/年(年間延べ88回) 小・中学校 1回または2回/年(年間延べ66回)  高齢者 延べ15回/年 母親教室 延べ8回/年 地域、団体 延べ18回/年	保育所 2回/年  小学校 2回/年 中学校 1回/年 高齢者 1回/年 母親教室 該当なし。 地域、団体 該当なし。
3 街頭交通指導の実施主体等	交通安全協力会・PTA・子ども会育成協議連絡会等が実施している。	PTA等を中心に実施している。また、交通指導員による街頭補導を毎週月曜日に実施している。
4 マナーアップモデル地区事業	(指定) 毎年度3地区を指定 (目的) 全市民の模範となる交通安全活動を実践することにより、交通マナーの向上を図るとともに市民福祉の増進と交通安全都市の実現を図る。	該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩江町では、交通安全指導者研修会を実施していない。</li> <li>・交通安全教室の開催回数等に差異がある。</li> <li>・街頭交通指導の実施主体等に差異がある。</li> <li>・塩江町では、マナーアップモデル地区事業を実施していない。</li> </ul>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 17 交通関係事業		部会名	土木
分類	交通安全資材の配布			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		
1 保育所・幼稚園・学校関係資材	<p>目的 新入学児童に対して交通事故にあわないように交通安全用品を贈呈する。</p> <p>配布物 (保育所・幼稚園) 鈴付リボン、交通安全絵本、紙芝居 (小学校) 鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いワッペン、黄色いハンカチ、交通安全絵本 (中学生) 該当なし。</p>	<p>目的 新入学児童生徒に対して交通事故にあわないように交通安全用品を贈呈する。</p> <p>配布物 (保育所) 鈴付リボン、交通安全絵本 (小学校) 鈴付リボン、ランドセルカバー、サクランボワッペン、交通安全絵本 (中学生) ヘルメット</p>	<p style="text-align: center;">問 題 点 ・ 課 題</p> <p>保育所・幼稚園・学校関係資材の配布物等に差異がある。</p>	
2 街頭補導用資材	<p>(目的) 児童の登校の安全確保 (配布物) 指導旗、帽子、腕章 (対象者等) 街頭補導員</p>	高松市と同じ。	<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	
			<p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 17 交通関係事業																																					
分類	市 町民交通傷害保障																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	塩 江 町																																				
1 名称	高松市市民交通傷害保険	塩江町交通傷害保険																																				
2 加入者の資格	市内に住所を有する者 (外国人登録者を含む)	町内に住んでいる者 (外国人登録者を含む)																																				
3 保険期間	毎年 4月 1日から翌年 3月 31日まで (中途加入は加入の翌日から)	毎年 11月 1日から翌年 10月 31日まで (中途加入は加入受付時)																																				
4 保険料	年間 1人 1口 720円 (2口まで加入可)	年間 1人 2口 1,200円																																				
5 保険請求期間	交通事故発生日から2年以内	高松市と同じ。																																				
6 保険金	<p>死亡・後遺障害の場合 100万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治療期間6ヶ月以上</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1日以上1週間未満</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	120,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000	治療期間1日以上1週間未満	5,000	<p>死亡・後遺障害の場合 200万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治療期間6ヶ月以上</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>140,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1日以上1週間未満</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	240,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000	治療期間1日以上1週間未満	10,000
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	120,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	5,000																																					
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	240,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	10,000																																					

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
保険期間、保険料及び保険金に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 17 交通関係事業		部 会 名	土 木
分 類	放置車両等対策			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 放置自動車対策	<p>(内容) 放置自動車の発生を防止するとともに適正な処理を行う (対象車両) 125ccを超える車両(2輪車を含む) (対象区域) 道路、公園、公営住宅、その他国又は公共団体が設置・管理する場所</p>	該当なし。		
2 放置自転車対策	<p>(内容) 公共の場所から放置自転車を排除し、歩行者等の通行の安全と円滑を確保し、良好な都市環境を保持する。 (放置禁止区域) JR四国高松駅地区、中央通り 美術館通り 琴電瓦町駅地区、サンポート高松地区 (放置整理区域) JR四国栗林駅地区、琴電瓦町駅地区、琴電栗林公演駅地区 (整理及び撤去) 放置禁止区域、整理区域及び自転車等駐車場内の放置自転車等の整理を行うため、定期的に警告札等の貼り付けを行い、一定期間・期間経過後撤去作業を実施。その他区域についても、通報等により随時撤去作業を実施している。 撤去した自転車等は、保管所に60日間保管し、その間所有者等の調査を行い、返還通知を行う。 返還時には、移送保管料として、自転車1,500円、原動機付自転車2,500円の徴収を行う。</p>	該当なし。		
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 17 交通関係事業																										
分類	放置車両等対策																										
	現 況																										
項目	高 松 市	高 塩 江 市 町																									
3 放置自転車 保管後の再 利用	<p>レンタサイクルシステム (レンタサイクルポ- 設置場所) 瓦町地下レンタサイクルポ- ほか 4か所 (配置台数) 740台 (料金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>学生等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定期利用</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一時利用</td> <td>24時間以内</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> <tr> <td>24時間超</td> <td colspan="2">24時間までごとに100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>放置自転車の一般販売 放置自転車のうち引き取り手がなく再利用が可能な自転車を、自転車商組合が設立した高松市自転車/サイクル推進協会へ売却し、同推進協会に加盟している29の自転車店が点検・整備を行い各店舗で一般販売を行っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>販売台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>347台</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>670台</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>636台</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	学生等	定期利用	1か月	2,000円	1,800円	3か月	5,500円	5,000円	一時利用	24時間以内	100円		24時間超	24時間までごとに100円		年度	販売台数	13	347台	14	670台	15	636台	該当なし。
区分	一般	学生等																									
定期利用	1か月	2,000円	1,800円																								
	3か月	5,500円	5,000円																								
一時利用	24時間以内	100円																									
	24時間超	24時間までごとに100円																									
年度	販売台数																										
13	347台																										
14	670台																										
15	636台																										

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 17 交通関係事業	
分類	チャイルドシー 働成	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	該当なし。	チャイルドシート <sup>①</sup> の着用を推進し、自動車運転中の子どもの安全を守り、交通事故の軽減を図る。
2 対象		塩江町内に住所を有する6歳未満の子どもがいる世帯の世帯主
3 支給数		子ども的人数に応じて、1人につき2回を限度
4 支給額		購入金額の2分の1(2万円を限度)

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、実施していない。

対 応 策
塩江町地域におけるチャイルドシー 働成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとお <sup>①</sup> 実施するものとする。

調 整 案
塩江町地域におけるチャイルドシー 働成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとお <sup>①</sup> 実施するものとする。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 17 交通関係事業																																																		
分類	生活バス路線維持																																																		
項目	高 松 市	塩 江 町																																																	
1 内容	減便や廃止になっている路線バスに対し 市民の足の維持・確保のため、12の路線に対して補助している。	廃止になった1路線に対し 住民の公共交通機関確保のため、廃止路線代替バスとして、町営バス(がんぱりバス)を運行している。																																																	
2 対象路線	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">運行系統</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民病院 ループバス</td> <td>新北町</td> <td>市民病院</td> </tr> <tr> <td>ショッピング ホ-循環バス</td> <td>高松駅</td> <td>高松駅</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽(宮脇)</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽(倶体)</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>御厩</td> <td>県立体育館前</td> <td>県立総合プ-ル</td> </tr> <tr> <td>川島</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>川島(レインボー)</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>川島(サンメッセ)</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>西植田(サンメッセ)</td> <td>高松駅</td> <td>西植田</td> </tr> <tr> <td>浦生</td> <td>高松駅</td> <td>浦生</td> </tr> <tr> <td>引田線(引田)</td> <td>高松駅</td> <td>引田</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	運行系統		起 点	終 点	市民病院 ループバス	新北町	市民病院	ショッピング ホ-循環バス	高松駅	高松駅	弓弦羽	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(倶体)	高松駅	弓弦羽	御厩	県立体育館前	県立総合プ-ル	川島	高松駅	川島車庫前	川島(レインボー)	高松駅	川島車庫前	川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前	西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田	浦生	高松駅	浦生	引田線(引田)	高松駅	引田	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">運行系統</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上西</td> <td>塩江</td> <td>松尾</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考 塩江～奥の湯温泉 (6.5 km) 月～金 7.5 往復 土・日 7 往復</p> <p>奥の湯温泉～松尾 (2 km) 月～金 2 往復</p>	路線名	運行系統		起 点	終 点	上西	塩江	松尾
路線名	運行系統																																																		
	起 点	終 点																																																	
市民病院 ループバス	新北町	市民病院																																																	
ショッピング ホ-循環バス	高松駅	高松駅																																																	
弓弦羽	高松駅	弓弦羽																																																	
弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽																																																	
弓弦羽(倶体)	高松駅	弓弦羽																																																	
御厩	県立体育館前	県立総合プ-ル																																																	
川島	高松駅	川島車庫前																																																	
川島(レインボー)	高松駅	川島車庫前																																																	
川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前																																																	
西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田																																																	
浦生	高松駅	浦生																																																	
引田線(引田)	高松駅	引田																																																	
路線名	運行系統																																																		
	起 点	終 点																																																	
上西	塩江	松尾																																																	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では事業者に対し補助をしているが、塩江町では、町営バスを運行している。

対 応 策
塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおりに高松市に引き継ぐものとする。

調 整 案
塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおりに高松市に引き継ぐものとする。

## 協議第37号資料

### 「学校教育事業について」に関する資料

公立学校管理業務について	142
遠距離通学者等に対する助成について	143
学校給食について	144
支援制度について	145
保護者負担軽減対策について	146 ~ 148
学校教育指導について	149

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 21 学校教育事業		部 会 名	教 育	
分 類	公立学校管理業務		問 題 点 ・ 課 題		
現 況			対 応 策		
項 目	高 松 市	塩 江 町	調 整 案		
1 幼稚園	(施設数) 18 箇所 (学級数) 70 学級 (園児数) 1,991 人	該当なし。			
2 小学校	(施設数) 41 校 1 分校 (学級数) 普通 579 学級 特殊 91 学級 (児童数) 普通 18,242 人 特殊 217 人	(施設数) 3 校 1 分校 (学級数) 普通 16 学級 特殊 1 学級 (児童数) 普通 121 人 特殊 1 人			
3 中学校	(施設数) 18 校 (学級数) 普通 245 学級 特殊 40 学級 (生徒数) 普通 8,630 人 特殊 70 人	(施設数) 1 校 (学級数) 普通 3 学級 特殊 なし (生徒数) 普通 74 人 特殊 なし			
4 高等学校	(施設数) 1 校 (学級数) 普通科 24 学級 音楽科 3 学級 補習科 1 学級 (生徒数) 普通科 960 人 音楽科 94 人 補習科 37 人	該当なし。			

平成 16年 5月 1日現在

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 21 学校教育事業	
分類	遠距離通学者等に対する助成	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 小学校児童通学援助	該当なし。	(内容) 学校までの距離が一定以上の児童に対して、バスの乗車運賃を基準として町長が定める額を乗じた額に90を乗じた額を四半期分の支給額とし、通学距離が片道4kmを超える児童に対して、年4回補助している。 【平成15年度補助者数】 8人
2 中学校生徒通学援助	(内容) 城内中学校に通学する女木地区の生徒に対して、女木-高松間の船の定期代金を補助している。 【平成15年度補助者数】 4人	(内容) 学校までの距離が一定以上の生徒に対して、バスの乗車運賃を基準として町長が定める額を乗じた額に90を乗じた額を四半期分の支給額とし、通学距離が片道6kmを超える生徒に対して、年4回補助している。 【平成15年度補助者数】 18人

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市においては、小学校児童通学援助を実施していない。</li> <li>・中学校生徒通学援助に差異がある。</li> </ul>

対 応 策
塩江町地域で実施している小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおりに継続するものとする

調 整 案
塩江町地域で実施している小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおりに継続するものとする



行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 21 学校教育事業	
分類	学校給食	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 調理 配送方法	<p>単独調理場22ヶ所、共同調理場17ヶ所において、市立小 中学校 60校 (小学校 42校 (分校 1校を含む) 中学校 18校) の給食調理をしている。</p> <p>共同調理場から、関係する小 中学校 20校へ業者委託により給食の配送をしている。</p>	<p>各学校において調理している。</p> <p>上西小学校については、塩江中学校において調理し、配送している。</p>
2 給食費	<p>(小学校)</p> <p>低学年 3,570 円 / 月</p> <p>中学年 3,825 円 / 月</p> <p>高学年 4,080 円 / 月</p> <p>(中学校) 4,420 円 / 月</p>	<p>(小学校) 4,300 円 / 月</p> <p>(中学校) 5,000 円 / 月</p>
3 献立作成方法	<p>担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。</p> <p>なお、献立原案作成部会や献立委員会は (財) 高松市学校給食会が設置している。</p> <p>献立委員会 (開催回数) 1回 / 月 (委員構成) 学識経験者 (医師)、小・中学校長 (理事)、小・中学校PTA代表 (理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員</p>	<p>塩江中学校の栄養士により献立原案を作成し、学校給食運営審議会で検討した後、献立が決定する。</p> <p>なお、学校給食運営審議会は塩江町の附属機関である。</p> <p>学校給食運営審議会 (開催回数) 1回 / 年 (委員構成) 各学校校長、各学校PTA会長、学識経験者 (塩江病院薬剤師、塩江中学校栄養士)</p>
4 給食材料購入方法	<p>決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。</p> <p>なお、物資購入委員会は (財) 高松市学校給食会が設置している。</p>	<p>決定した献立に基づいて、塩江中学校の栄養士が購入する。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>調理 配送方法、給食費、献立作成方法及び給食物資購入方法に差異がある。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>なお、塩江町地域における学校給食の調理 配送方法については、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 21 学校教育事業	
分類	奨学制度等の支援制度	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 奨学制度	<p>(奨学金支給制度) 支給対象 高松市に住所を有し、成績優秀かつ向学心の盛んな生徒で、家庭の経済的理由のため高等学校への進学が困難な者 支給金額 9,000 円/月 (高等学校等入学準備金貸付制度) 貸付対象 高松市に住所を有し、高等学校等に入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者 貸付限度額(無利子) 国・公立学校 100,000円以内 私立学校 150,000円以内 返還方法 6ヶ月据え置きの後、25ヶ月以内の割賦弁済</p>	<p>該当なし。</p>
2 要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業	<p>(学用品費、通学用品費等) 国の基準で支給している。 (学校給食費) 実費を支給している。 (修学旅行費) 実費を支給している。 (市単独分) 算数セット及び英和辞典等の新入学児童生徒学用品費(限度額あり)や集団宿泊学習費を支給している。</p>	<p>(学用品費、通学用品費等) 高松市と同じ。 (学校給食費) 高松市と同じ。 (修学旅行費) 一部を支給している。 (町単独分) 該当なし。</p>
3 特殊教育児童・生徒就学奨励事業	<p>学用品費、通学用品費等、要保護および準要保護児童生徒就学奨励費の半額を支給。ただし、通学費については実費を支給している。</p>	<p>高松市と同じ。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>塩江町においては、奨学制度がない。 要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業について、修学旅行費に差異があるとともに、塩江町では、単独分を支給していない。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 21 学校教育事業																	
分類	保護者負担軽減対策																	
現 況																		
項 目	高 松 市	塩 江 町																
1 就園奨励費補助	<p>(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円以下の世帯 (支給額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th colspan="2">減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市立幼稚園</td> <td>市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 20,000 第2子 37,000 第3子 53,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立幼稚園</td> <td>市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 137,700 第2子 180,000 第3子 222,000</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割額非課税世帯</td> <td>第1子 104,900 第2子 157,000 第3子 209,000</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割額8,800円以下</td> <td>第1子 80,400 第2子 141,000 第3子 200,000</td> </tr> <tr> <td>園</td> <td>市民税所得割額8,801円以上102,100円以下</td> <td>第1子 56,500 第2子 124,000 第3子 190,000</td> </tr> </tbody> </table>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)		市立幼稚園	市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 37,000 第3子 53,000	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700 第2子 180,000 第3子 222,000	市民税所得割額非課税世帯	第1子 104,900 第2子 157,000 第3子 209,000	市民税所得割額8,800円以下	第1子 80,400 第2子 141,000 第3子 200,000	園	市民税所得割額8,801円以上102,100円以下	第1子 56,500 第2子 124,000 第3子 190,000	該当なし。
授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)																	
市立幼稚園	市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 37,000 第3子 53,000																
	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700 第2子 180,000 第3子 222,000															
		市民税所得割額非課税世帯	第1子 104,900 第2子 157,000 第3子 209,000															
市民税所得割額8,800円以下		第1子 80,400 第2子 141,000 第3子 200,000																
園	市民税所得割額8,801円以上102,100円以下	第1子 56,500 第2子 124,000 第3子 190,000																
2 私立幼稚園就園費補助	<p>(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円を超える世帯 (補助額) 年額27,600円。途中入園の場合は月割となる。</p>	該当なし。																

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・塩江町においては、就園奨励費補助、私立幼稚園就園費補助、第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度及び大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度を実施していない。</p> <p>・児童生徒副読本支給の費用負担等に差異がある。</p> <p>・中学校新人・総合体育大会及び学校行事等参加補助に差異がある。</p> <p>・高松市においては、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりに実施するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりに実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 21 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
3 第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度	<p>(対象) 同一保護者が、現に養育している3人以上の児童のうち、その出生の順番が第3位以降であり、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者 (補助額) 市民税の課税額により、6の階層に分け、就園奨励費の限度額を超えない金額</p>	該当なし。
4 児童生徒副読本支給	<p>(費用負担) 高松市が負担 (内容) 小学校1～6年生「わたしたちの体育」、道徳(なかよし・ともに生きる わたしのいく道)」、 小学校3～4年生に「高松の今と昔」 中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」</p>	<p>(費用負担) 保護者が負担 (内容) 小学校1～6年生「わたしたちの体育」、道徳(なかよし・ともに生きる わたしのいく道)」、  中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」</p>
5 大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度	金融機関から教育資金の融資を受けた保護者の経済的な負担を軽減するために、融資を受けた入学資金に係る約定利子(利子の年間支払額)のうち年利1%相当額(限度額2万円)を一定期間利子補給する。	該当なし。
6 高等学校生徒を育てる修学金等補助制度	該当なし。	<p>(目的) 高等学校等に修学している者に対して学資等の補助を行うことにより、修学の意欲と能力の向上を高めるとともに保護者の経済的な負担の軽減を図り、有能な人材を育成する。 (対象) 学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校に在籍する者 (補助額) 30,000円/人・年 【平成15年度補助者数】 84人</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 21 学校教育事業		部 会 名	教 育
分 類	保護者負担軽減対策			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
7 中学校新人・総合体育大会	<p>(補助内容) 高松市中学校体育部に對し、大会に参加する生徒輸送費の保護者負担の軽減を図るため、補助金を交付している。補助金は、参加生徒輸送費支給基準により、一部補助している。</p> <p>(高松市中学校新人体育大会) 開催時期 9月～12月 会場 高松市内 対象 高松市内の中学校1、2年生 参加種目 体操競技ほか16種目 主催 高松市教育委員会、高松市中学校長会 主管 高松市中学校体育部</p> <p>(高松市中学校総合体育大会) 開催時期 6、7月 会場 高松市内 対象 高松市内の中学校生徒全員 参加種目 体操競技ほか16種目 主催 高松市教育委員会、高松市中学校長会 主管 高松市中学校体育部</p>	<p>(補助内容) 塩江中学校に對し、生徒派遣として、全額補助している。</p> <p>(香川郡中学校新人体育大会) 開催時期 10月、11月 会場 香川郡内 対象 塩江町内の中学校1、2年生 参加種目 ハンドボール、卓球、剣道 主催 香川郡中学校長会 中学校体育連盟</p> <p>(香川郡中学校総合体育大会) 開催時期 7月、8月 会場 香川郡内 対象 塩江町内の中学校生徒全員 参加種目 ハンドボール、卓球、剣道 主催 香川郡中学校長会 中学校体育連盟</p>		
対 応 策				
8 学校行事等参加補助	<p>(小学校) 男木、女木小学校児童が体験学習の際に利用する船賃を支給。また、菅沢分校の児童が学校行事等で本校を往復する際のタクシー代を負担している。</p> <p>(中学校) 男木中学校生徒が体験学習の際に利用する船賃を支給。中学校部活動の大会参加に要する経費は、保護者負担している。</p>	<p>(小学校) 3校合同による修学旅行の打ち合わせ、運動会の練習等、児童の移動に要する経費を負担している。</p> <p>(中学校) 部活動が大会に参加する場合のバス借上等の経費等の経費を負担している。</p>	調 整 案	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 21 学校教育事業	
分類	学校教育指導	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 教育用パソコン整備状況	国の基準どおり 小中学校ともにパソコン教室は児童生徒 1人 1台を達成し、校内 LAN関係では普通教室 2台特別教室 6台の整備を実施済み。	小学校はパソコン教室児童 1人 1台を達成しているが、校内 LAN関係の整備は実施できていない。中学校は国の基準どおりの整備を完了。
2 英語指導助手派遣	<p>(配置状況)</p> 市招致英語指導助手 5名を9中学校に配置 県招致英語指導助手 6名を9中学校に配置	<p>(配置状況)</p> 町招致英語指導助手 1名を塩江中学校に配置 県招致英語指導助手 該当なし
	<p>(派遣回数)</p> 小学校 要請により 派遣 中学校 3週間に約 2回	<p>(派遣回数)</p> 小学校 週 1回 (3小学校) 中学校 週 2回
3 非常勤講師配置状況	<p>(小学校)</p> へき地校に 1名、教育充実校に 2名、それぞれ配置している。	<p>(小学校)</p> 複式学級解消のため、2名配置している。
	<p>(中学校)</p> 教育充実校に 2名配置している。	<p>(中学校)</p> 町費にて美術講師 1名、県費にて体育講師 1名を時間講師として配置している。なお、県費講師については、塩江町が給与の一部を補助している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語指導助手の配置状況及び派遣回数に差異がある。</li> <li>・非常勤講師配置状況に差異がある。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩江町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り 実施するものとする。</li> <li>・塩江町地域における、非常勤講師について、小学校では、複式学級を解消するため、引き続き配置し、中学校においては、これまでの経緯等を踏まえる中で、高松市の制度に準じ、配置するものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り 実施するものとする。</p>

「社会教育事業について」に関する資料

生涯学習基本計画について	151
子ども読書活動推進計画について	152
子どもの健全育成について	153 ~ 154
子ども会活動の促進について	155
P T A 活動の促進について	156
成人式について	157
青年活動の推進について	158
家庭教育等の推進について	159
スポーツ団体育成事業について	160 ~ 161
スポーツイベント等振興事業について	162
体育指導委員について	163
学校体育施設開放推進事業について	164
体育施設管理運営について	165 ~ 166

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	生涯学習基本計画			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 生涯学習基本計画	<p>(概要等)</p> <p>市民の学習意欲が高まる中、平成 7年 6月に策定した「高松市生涯学習基本計画」に基づき、総合的な学習環境の整備を行ってきたが、社会情勢の変化に的確に対応した計画とするため、平成 15年 8月に新たに「新高松市生涯学習基本計画（いきいき高松まなびプラン）」を策定し、生涯学習の推進を図るための施策事業の進行管理を行っている。</p> <p>(計画期間)</p> <p>平成 15年度～平成 19年度</p> <p>(目標)</p> <p>豊かな人間性と学びの輪を育てる生涯学習都市・高松</p> <p>(基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯にわたる学習機会の充実</li> <li>・生涯学習における人づくり</li> <li>・生涯学習における情報化</li> <li>・学びの場の充実と活用</li> <li>・生涯学習推進体制の強化</li> </ul>	該当なし。	<p>塩江町では、生涯学習基本計画が策定されていない。</p>	
対 応 策				
<p>合併後において、塩江町地域を含めた計画の見直し等を行う</p>				
調 整 案				
<p>高松市の制度を適用する。</p>				



行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	子ども読書活動推進計画			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 子ども読書活動推進計画	(概要等) 子どもの読書離れが指摘される中、子どもの読書活動を総合的かつ効果的に推進するため、高松市子ども読書活動推進委員会を設置し、平成16年度内に、「子ども読書活動推進計画」を策定することとしている。	該当なし。		問題点・課題 塩江町では、子ども読書活動推進計画の策定を予定していない。
				対 応 策 合併後において、塩江町地域を含めた計画の見直し等を行う
				調 整 案 高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	子どもの健全育成			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 子ども農園	<p>子どもが土に親しみ農作物を育てる喜びと勤労の尊さを体験することにより健康で情操豊かな子どもの成長を図るため、子ども農園開設に対し、補助している。</p> <p>(補助基準) 年額50円 / m<sup>2</sup></p>	該当なし。		
2 子ども外国語教室	<p>子どもが外国語や外国の文化に親しむため、地区公民館において講座を開設している。</p> <p>・1教室 小学生 20人程度 ・1講座 6回 2公民館</p>	該当なし。		
3 新春子どもフェスティバル	<p>親子の人間関係や友達との友情を育て、健康で明るい子どもの成長と子ども会活動の発展を図るため実施している</p> <p>・開催時期 毎年 2月の第1日曜日 ・開催場所 中央公園など ・主な内容 すもむ大会、ドッジボール大会、かるた大会など</p>	該当なし。		
4 フットベースボール大会	<p>子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を培うため、校区対抗子ども会フットベースボール大会を実施している</p> <p>・開催時期 毎年 8月中旬 ・開催場所 西部運動センター</p>	該当なし。		対 応 策
				調 整 案
				高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	子どもの健全育成			
現 況				
項 目	高 松 市	高 塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
5 少年教育指導者養成事業	<p>学校週5日制に対応し、地域と子どもの結びつきを深めるため、研修会などに、専門的な指導 助言を行う指導員を派遣している。</p> <p>子ども会・育成会の指導者の知識・技能の習得を図るため講習会を実施している。</p>	該当なし。		
6 留守家庭児童会事業	<p>留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。</p> <p>対象 小学校低学年(1~3年生)          開設数 29教室          定員 各教室 40人          開設時間              平日 放課後~午後6時              長期休業期間等 午前8時30分~午後6時          保護者負担 月額5,000円</p>	該当なし。		

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	子ども会活動の促進			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 内容	子ども会活動の充実と子どもの健全育成を図るため、団体に対して、補助金を交付している。	高松市と同じ。	問 題 点 ・ 課 題	
			補助対象団体に差異がある。	
2 補助対象団体	高松市子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 686子ども会 子ども会員数 15,579人 平成 15年度実績 1,993千円  高松市校区子ども会育成連絡協議会 校区子ども会数 41 平成 15年度実績 1,402千円	塩江町子ども会育成連絡協議会 「山ばと会」 単位子ども会数 9子ども会 子ども会員数 136人 平成 15年度実績 202千円  該当なし。	対 応 策	
			高松市の制度に統一する。 塩江町の子ども会組織については、高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促すものとする。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	PTA活動の促進			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 内容	PTA活動の推進・発展及び学校・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。	高松市と同じ。	補助対象団体に差異がある。	
2 補助対象団体	高松市PTA連絡協議会 校区数 62校 小学校 (市立 41 国立 1 直島 1) 中学校 (市立 18 国立 1 直島 1) (ただし 男木は小中学校で 1校) 会員数 30,455人 平成 15年度実績 2,000千円	塩江町PTA連絡協議会 校区数 4校 小学校 3 中学校 1  会員数 175人 平成 15年度実績 135千円	対 応 策	
			塩江町 PTA連絡協議会については、高松市 PTA連絡協議会への統合を促すものとする	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業	
分類	成人式	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 実施日	毎年 成人の日	毎年 1月3日
2 場所	高松市文化芸術ホール(平成16年度予定)	塩江町役場 会議室
3 対象者等	<p>(対象者) 新成人(4/2～翌年4/1までに生まれた者) (案内方法) 市内在住者に対しては、封書により教育委員会から案内を行っている。なお、市外在住者については、高松市ホームページにより周知を図っている。</p> <p>平成15年度対象者数 市内在住者 3,751人 市外在住者 341人 計 4,092人</p>	<p>(対象者) 高松市と同じ。 (案内方法) 町内在住者及び塩江中学校を卒業した者に対し、葉書等により教育委員会から案内を行っている。</p> <p>平成15年度対象者数 町内在住者 43人 町外在住者 5人 計 48人</p>
4 内容	記念式典を実施している。	高松市と同じ。
5 主催等	(主催) 高松市・高松市教育委員会 (企画・運営) 市民から公募する「成人式運営スタッフ」	(主催) 塩江町 (企画・運営) 塩江町教育委員会
6 記念イベント	成人の日の趣旨を啓発するために、新成人自らが、または、新成人を祝い励ますために市民が、イベント案を企画・提案・実施している。	該当なし。
7 記念品等	対象者全員に記念パンフレットを送付している。	記念写真と記念品(3,000円相当)を贈呈している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・実施日、対象者への案内方法、企画・運営及び記念品等に差異がある。 ・塩江町では、記念イベントを実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 なお、塩江町での対象者への案内方法が変更となることから適切な周知を行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業	
分類	青年活動の推進	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 市 町
1 青年団体の育成事業	市内の青年相互の連携や青年活動の振興に努めている高松市青年連絡協議会に対し、運営補助をしている。	該当なし。
2 青年活動指導員派遣	市内の青年等を対象に指導員を派遣し、仲間づくりや青年活動の活性化を図るとともに、青年団体の指導者として活躍できる人材を育成している。	該当なし。
3 青年寺小屋事業	青年自らが企画、運営して小学生たちと一緒に、学校や家庭から離れて行う体験学習や異年齢層との世代交流を通じて、集団の中で楽しみながら人と触れ合う機会を創出するとともに、青年の資質向上・社会参加を促進している。	該当なし。
4 知的障害者青年教室	知的障害のある青年が、集団活動を通じて、仲間との連帯の輪を広め、人と触れ合う喜びを築いていくとともに、社会人としての知識・技能の習得を図る場として開設している。  開設教室数 1教室	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業	
分類	家庭教育等の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 家庭教育学級	<p>家庭における子どもの教育上の諸問題等について学習する場として家庭教育学級を開設している。</p> <p>市立小学校、幼稚園家庭教育学級 59学級 市民グループ家庭教育学級 12学級</p>	<p>妊婦子育て講座を年1回開催している。平成16年度は、家庭教育講座(講演会)を2回開催することを予定している。</p> <p>子育てについての日常的な問題を学習課題として自発的な参加、全員協力のもと平成12年度から教育委員会主催による塩江町ママさんスクールを開催している。15年度からは、委員会は直接運営せず、受講生による自主的な教室として開催している。(年間12回程度/会員数16人)</p>
2 家庭教育セミナー	<p>家庭教育の充実を図るため、子どもの発達段階に応じた講座を開設している。</p> <p>・3コース</p>	該当なし。
3 父親のための家庭教育出前講座	<p>父親等を対象に、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、講座を開設している。</p> <p>・10講座</p>	該当なし。
4 就学時健診等を活用した子育て講座	<p>就学時健診等を活用して、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者向けに講演・指導を行っている。</p> <p>対象 市立小学校 41校(年1回開催)</p>	該当なし。
5 思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	<p>学校説明会や保護者会等の機会を活用して、思春期の子どもを持つ保護者を対象に講座を開設する。</p> <p>対象 市立中学校 18校(年2回開催)</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>家庭教育学級の開催内容等に差異がある。塩江町では、家庭教育セミナー、父親のための家庭教育出前講座、就学時健診等を活用した子育て講座及び思春期の子どもを持つ親のための子育て講座を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	スポーツ団体育成事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 体育協会	<p>(名 称) 高松市体育協会 (加盟団体) 27団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、スポーツ教室 講座の開催を奨励し、高松市における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 2,700千円 競技団体補助金 @50千円×27団体 = 1,350千円 選手育成補助金 1,350千円</p>	<p>(名 称) 塩江町体育協会 (加盟団体) 8団体 (活動内容) 各種スポーツ大会開催など、町民一般に対するスポーツの指導と奨励をしている。また、スポーツ少年団の育成も行っている。 (補助金) 405千円 競技団体補助金 225千円 スポーツ少年団補助金 180千円</p>		<p>・体育協会、スポーツ少年団への補助に差異がある ・塩江町には地区体育協会が存在しない。 ・スポーツ少年団の登録料に差異がある。 ・塩江町スポーツ少年団の平日の練習時間は、日没後となっている。</p>
2 地区体育協会	<p>(名称) 高松市地区体育協会 (地区数) 市内 37地区 (活動内容) 地区で行うスポーツ大会 教室 講座を奨励し、住民の健康・体力づくりの増進や、地域における生涯スポーツの振興を図っている。 (補助金) 6,100千円 地区体協補助金 @150千円×37団体 = 5,550千円 連絡協議会補助金 550千円</p>	該当なし。		対 応 策
				<p>・塩江町体育協会については、高松市体育協会への統合を促す。 ・塩江町地域において、地区体育協会の組織化を促すものとする ・塩江町地域のスポーツ少年団の新規登録受付窓口については、従来どおり塩江町で受付けることとする ・塩江町地域のスポーツ少年団の練習時間帯については、指導者確保の事情から日没後も認めることとする</p>
				調 整 案
				高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	スポーツ団体育成事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 高松市体力 づくり市民会議	(名称) 高松市体力づくり市民会議 (加盟団体) 16団体 (活動内容) いつでもどこでもできる生涯スポーツ を推進。有酸素運動の提唱、実践。 (補助金) 構成団体補助金 160千円 @10千円×16団体=160千円	該当なし。		
4 スポーツ少年団	(名称) 高松市スポーツ少年団 (登録数) 157団体 (人数) 3,627人 (登録料) 指導者 1,500円 (国700円、県300円、市500円) 団員 700円 (国300円、県200円、市200円)  (受付窓口) 高松市市民スポーツ課 (専門委員会) 軟式野球・剣道・バレーボール・サッカー・ソフト ボール・バドミントン・その他種目〔7専門委員会〕 (活動内容) 種目別交流大会の開催や、スポーツ少年団認定 員養成講習会、巡回指導者講習会を開催している 他、中高生の団員によるリーダー会活動等を行っ ている。 (練習時間帯) 日没まで (補助金) 矢島町・高松市スポーツ少年団交流 事業補助金 100千円 各スポーツ少年団が交互に訪問、 受け入れを行う事業に対する補助 (負担金) スポーツ少年団認定員養成講習会 事業負担金 61千円	(名称) 塩江町スポーツ少年団 (登録数) 6団体 (人数) 200人 (登録料) 指導者1,200円 (国700円、県300円、町200円) 団員 600円 (国300円、県200円、町100円) 育成者 200円 (町200円) (受付窓口) 塩江町教育委員会 (専門委員会) 該当なし。  (活動内容) ボランティア活動、各スポーツ少年団での交流 行事、指導者・育成者の研修会を行っている。  (練習時間帯) 平日は、日没後の19:00から (補助金) 剣道 70千円、ハンドボール 35千円、 ジュニアバレーボール35千円、サッカー35千円 計 175千円		
			対 応 策	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	スポーツイベント等振興事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 市・町民スポーツ大会	<p>(名称) 高松市民スポーツフェスティバル (開催時期) 9月～10月 (内容) ・小学校区対抗競技大会(校区別)     リレー競技           ゲートボール競技     ボウリング競技      卓球競技     バレーボール競技    ソフトボール競技     バドミントン競技    インディアカ競技 ・屋島一周クオーターマラソン   広域都市圏(周辺10町)オープン競技 ・スポーツ・レクリエーション大会「トムの祭典」   フリー参加型スポーツイベント (運営)   高松市民スポーツフェスティバル実行委員会   概要     企画、運営、広報、参加促進、関係機関及び     団体との連絡調整等 (主管団体)   高松市体育協会   高松市地区体育協会   体力つくり市民会議   高松市体育指導委員連絡協議会</p>	<p>(名称) 塩江町民運動会 (開催時期) 毎年 5月 (内容) ・小学校対抗競技(3小学校合同)     リレー競技等 ・中学校対抗競技(クラス別) ・保育所演技 3種目 ・一般競技 4種目 ・小学校演技 3種目 ・中学校演技 2種目 ・文化関係演技 2種目 (運営)   塩江町 塩江町教育委員会   概要     企画、運営、広報、参加促進、各小学校、     中学校、保育所等との連絡調整等 (主管団体)   塩江町教育委員会   塩江町体育指導委員連絡協議会</p>	<p>・市・町民スポーツ大会の開催時期、内容、運営主体等に差異がある。 ・塩江町では、地区運動会を実施していない。</p>	
			対 応 策	
			<p>塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として、取り扱うものとする。</p>	
			調 整 案	
2 地区運動会	<p>(名称) 町民運動会、地区運動会、校区運動会等   地区ごとに名称が異なる。   (37地区体育協会) (開催時期) 春または秋に開催 (内容) 地区ごとに決定する。 (運営) 各地区体育協会主催   各地区体育協会と小学校との共催</p>	該当なし。	<p>高松市の制度に統一する。 塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として取り扱うものとする</p>	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	体育指導委員			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 構成	(委員) 学識経験を有する者と 41小学校区から推薦された男女各 1名 (定員 95名以内：) 2名 × 41校区 + 学識 9名 = 91名 (任期) 2年 (平成 14年 4月 1日 ~ 平成 16年 3月 31日)	(委員) 各種スポーツにおける実技指導力や知識を有する者、及びスポーツ振興に携わる者 20名 (任期) 2年 (平成 14年 4月 1日 ~ 平成 16年 3月 31日)	体育指導委員の構成・活動内容(定例会等)報酬に差異がある。	
2 活動内容	(定例会) 毎月 1回 (第 3木曜日) (研修会) 年 2~ 3回開催 (主管、協力事業等) 年数回の全市的行事に参加 ・高松市民スポーツフェスティバル総合開会式(運営) ・トムの祭典(ニュースポーツの紹介) ・健脚大会(琴平、塩江) 都市対抗源平駅伝 競走大会(立哨)	(定例会) 年 5回 (研修会) 年 3回開催 (主管、協力事業等) 年数回の町内行事に参加 ・町内各種スポーツ教室、大会 ・合同運動会、塩江町健脚大会	対 応 策	
3 報酬	6,600円/人 × 出席回数	20,000円/人・年	高松市の制度に統一する。 塩江町地域の委員については、3小学校区から推薦された男女各 1名ずつとすることとし、委員定数については見直しを行うこととする	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 開放施設(学校)の種類	小学校 体育館 41、運動場 41(夜間照明設置 37) 中学校 体育館 5、運動場 6(夜間照明設置 6、内 1校は小学校の代替) 高等学校 運動場 1(夜間照明設置 1、内 1校は小学校の代替)	小学校 2校(安原小、塩江小)の体育館、運動場、夜間照明施設 中学校 1校(塩江中)の第 1 第 2 体育館、運動場、夜間照明施設(上西小学校については、塩江中学校第 1 体育館を代替で使用している)
2 管理運営方法	小学校については、校区住民による自主管理運営方式(各校区毎に学校体育施設開放運営委員会を設置)とし、中学校については、市教育委員会直属の指定校方式として、二段構えで管理運営を行っている。	鍵の管理は、町教育委員会が管理し、小学校は駐在所、役場宿直室、各学校、中学校は一般に委託している
3 使用の申請方法	小学校の体育施設については、学校体育施設開放運営委員会(自主運営)に申込書申請、中学校の体育施設については、高松市立中学校体育施設利用登録申請書を教育委員会に提出し、システムにより予約申込を行っている。	町教育委員会に申請、学校長の使用許可を得て、教育長が許可する。
4 補助金	中学校の体育施設開放事業に関しては、補助金制度はない。 小学校の体育施設開放事業に関しては、各校区の学校体育施設開放運営委員会に年額 270千円の補助金を支出している。	該当なし。
5 管理謝金	小学校体育施設開放事業については、各校区の学校体育施設開放運営委員会が学校体育施設開放事業費の中から支出している。 中学校体育施設開放事業費は、市教育委員会が固定給と歩合給を合算して計算し、毎月支給している。 中学校の体育施設管理人 1人平均 月 42千円	小学校 該当なし。 中学校 門扉管理料 月 10千円、鍵管理料 月 6千円

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
管理運営方法、使用の申請方法及び管理謝金の支出等に差異がある。

対 応 策
塩江町地域の小学校については、校区住民による自主管理運営(各校区毎に学校体育施設開放運営委員会及び 3 小学校合同開放運営委員会を設置)を行うこととする。 ただし、上西小学校については、現行どおり塩江中学校第 1 体育館を代替、新たに塩江中学校第 2 体育館を塩江町 3 小学校合同開放運営委員会で使用し、鍵管理料等については、学校体育施設開放運営委員会が学校体育施設開放事業費の中から支出する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	体育施設管理運営			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 体育館	総合体育館(アリーナ面積 4,474.24㎡) バスケットボール3面、バレーボール5面 バドミントン18面ほか 亀水運動センター(体育館アリーナ面積 768㎡) バスケットボール1面、バレーボール2面 バドミントン3面、卓球9台 西部運動センター(体育館アリーナ面積 1,484㎡) バスケットボール2面、バレーボール2面 バドミントン8面、卓球20台 インディアカ8面ほか	該当なし。	管理運営方法、使用の申請方法及び使用料に差異がある。	
2 競技場	ヨット競技場 艇庫7棟(ディンギー58艇) 艇置場(ディンギー229艇、クルーザー72艇) クレーン4.8トン	該当なし。	対 応 策	
3 庭球場	亀岡庭球場 クレーコート4面 朝日町庭球場 砂入人工芝コート5面、夜間照明施設 クレーコート4面 仏生山運動場庭球場 クレーコート2面 亀水運動センター庭球場 砂入人工芝コート8面  コート(砂入人工芝)使用料 1時間 一般340円 学生230円 夜間照明使用料 1面あたり 110円	緑の村野外運動緑地施設(東地テニスコート) 砂入人工芝コート2面 夜間照明施設  コート使用料 1時間 町内310円 町外630円 夜間照明使用料 1時間 町内520円 町外940円	高松市の制度に統一する。 なお、東地テニスコートについては、高松市公共施設利用総合情報システムに登録するとともに、自然休養村センターに同システム端末を設置する。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 22 社会教育事業		部 会 名	教 育		
分 類	体育施設管理運営					
	現 況					
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題			
4 グラウンド	南部運動場 第1グラウンド(野球場) 両翼 91m 中堅 120m 第2グラウンド(多目的広場) 長袖 100m 短袖 80m 亀水運動センター グラウンド(野球場) 両翼 85m 中堅 112m 西部運動センター 第1グラウンド(野球場) 両翼 91m 中堅 120m 第2グラウンド(多目的広場) 長袖 100m 短袖 80m	該当なし。				
5 プール	市民プール 流水、少年プール 1,022m 水深 1m 収容人員 680人 幼児プール 256.26㎡ 水深 0.3m 収容人員 250人 身体障害者がプールを利用する場合は、無料 福岡町プール 温水プール(25m× 6コース) 補助プール、採暖プール 身体障害者がプールを利用する場合は、無料 亀水運動センタープール 2.5m× 8 コース 身体障害者がプールを利用する場合は、無料	該当なし。			対 応 策	
6 管理運営	(財)高松市スポーツ振興事業団	塩江町で実施している。			調 整 案	

## 協議第39号資料

### 「文化振興事業について」に関する資料

指 定 文 化 財 に つ い て	168
埋 蔵 文 化 財 調 査 事 業 に つ い て	169
文 化 財 学 習 事 業 に つ い て	170
文 化 奨 励 賞 に つ い て	171
文 化 祭 開 催 事 業 に つ い て	172
文 化 芸 術 活 動 推 進 事 業 に つ い て	173
文 化 団 体 の 育 成 ・ 支 援 事 業 に つ い て	174
歴 史 資 料 館 運 営 事 業 に つ い て	175
歴 史 資 料 整 備 事 業 に つ い て	176
文 化 教 育 普 及 事 業 に つ い て	177
図 書 館 運 営 事 業 に つ い て	178
図 書 館 事 業 に つ い て	179
文 化 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	180 ~ 181
菊 池 寛 記 念 館 運 営 事 業 に つ い て	182
文 化 芸 術 ホ ー ル 運 営 事 業 に つ い て	183 ~ 184



行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業	
分類	指定文化財	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 文化財審議会	・名称 高松市文化財保護審議会 ・委員数 10人以内 ・報酬 6,700円 ・任期 2年(16年5月31日まで)	・名称 塩江町文化財保護審議会 ・委員数 6人 ・報酬 7,000円 ・任期 2年(17年7月2日まで)
2 現況	高松市指定文化財 34件(平成15年4月1日現在) ・有形文化財 19件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 1件 ・史跡 9件 ・天然記念物 4件	塩江町指定文化財 1件(平成15年4月1日現在) ・有形文化財 - 件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 - 件 ・史跡 - 件 ・天然記念物 - 件
3 保存等事業補助	文化財の保存・管理等のための事業に対して、予算の範囲内で補助。	高松市と同じ。
4 文化財の指定	文化財指定申請を受けて調査し、高松市文化財保護審議会に諮問。審議会の答申を受け、教育委員会に上程し指定。	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・文化財保護審議会の委員数及び報酬等に差異がある。 ・塩江町では、無形文化財のみの指定となっている。

対 応 策
・塩江町文化財保護審議会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。 ・塩江町指定文化財については、高松市の文化財として引き継ぐこととするが、指定に当たっては、塩江町の意向を十分に尊重する中で、高松市文化財保護審議会に諮るものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査書 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業	
分類	埋蔵文化財調査事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 埋蔵文化財調査	(試掘調査) 公共事業・民間開発事業を問わず、周知の埋蔵文化財包蔵地並びにその隣接地で土木工事が行われようとしているときは、文化財専門職員により事前に試掘調査を行っている。 (発掘調査) 試掘調査で埋蔵文化財の包蔵が確認された土地については、工事に先立ち文化財専門職員により発掘調査を実施し記録保存を行っている。	該当なし。
2 出土品整理・保管	発掘調査で出土した土器等遺物は、市内円座町にある整理事務所で復元及び図面どりの後、パソコンにデータを取込み、同所にある収蔵倉庫で保管している。	過去の発掘調査により出土した土器等遺物は、町教委事務局で保管している。
3 埋蔵文化財包蔵地	昭和52年の「全国遺跡地図香川県」を元に、市内一円の分布調査等の成果も加えて包蔵地台帳と地図を作成している。 (現在の包蔵地数は約860ヶ所、年間300件余の包蔵地照会に対応)	台帳、地図とも整備していない。
4 埋蔵文化財不時発見対応	土木工事中等に土器等遺物や遺構が発見された時は、文化財保護法第57条の5の規定に基づき文化庁長官への届出を行っている。 (年間1件程度)	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出土品整理 保管方法に差異がある。</li> <li>・塩江町では、埋蔵文化財包蔵地の台帳及び地図が整備されていない。</li> </ul>

対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩江町で所有している出土品については高松市に引き継ぐものとする</li> <li>・塩江町地域を含めた埋蔵文化財包蔵地の台帳及び地図を、合併時までには作成するものとする。</li> </ul>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業		部 会 名	文 化		
分 類	文化財学習事業					
現 況						
項 目	高 松 市	塩 江 市 町	問 題 点 ・ 課 題			
1 学習会等開催	<b>【ふるさと探訪】</b> ・市内に住所を有する市民を対象 ・ほぼ月 1回 (日曜日の午前中)開催 ・市内及び近郊の史跡を訪ねる。 <b>【親子文化財教室】</b> ・親子ペアで土器づくりなどを体験 ・年 2回開催 <b>【知って貰おう高松講座】</b> ・転入者等を対象として、高松の文化財等を紹介 ・年 2回開催	該当なし。				
2 埋蔵文化財展	「市内の埋蔵文化財展」を、毎年 8月に 1週間 市庁舎 1階市民ホールで開催	該当なし。			対 応 策	
3 埋蔵文化財 出前講座	(内容) 発掘調査の成果などをテーマに、文化財専門職員 が市内の公民館等へ要請に基づいて出向き、講演 (開催時期) 希望により随時開催	該当なし。			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。			

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	文化奨励賞			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 名称	高松市文化奨励賞	該当なし。		
2 内容	高松市における文化の振興に貢献し、将来も活躍が期待される者に対して文化奨励賞を授与 (贈呈式は、原則 11月 1日に開催)			
3 選考審議会	(目的) 文化奨励賞の受賞候補者の選考に関し、市長の諮問に応じ、調査審議する。 (委員数) 8人(定数は10人) (任期) 1年 (報酬) 6,700円			
4 文化祭典	(名称) 高松文化祭典 (内容) 過去の文化奨励賞受賞者が、芸術文化活動の成果を発表するもの (実行団体) 「受賞者の集い」	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目		24- 23 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類		文化祭開催事業			
		現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題		
1 市・町民文化祭	<p>(名称) 高松市市民文化祭 「アーツフェスタたかまつ」 (開催時期) 9月上旬から3週間程度(平成15年度実績) (内容) 生活文化ショー、音楽まつり、文芸まつり、茶会と生け花展、民謡・民舞まつり、演劇祭、美術展、趣味文化祭等 (運営委員会) 【組織】 市民文化祭運営委員会 【概要】 企画・立案、各団体との連絡調整、広報活動等 【委員数】 17名 (運営補助) 市民文化祭運営委員会に対して補助 6,445千円(平成15年度実績)</p>	<p>(名称) 塩江町文化祭 (開催時期) 毎年11月中旬から下旬 (内容) 文化協会加入団体による作品展示及び芸能発表会(芸能発表会については、文化の日に実施)  (運営委員会) 【組織】 塩江町教育委員会と塩江町文化協会の共催 【概要】 高松市と同じ 【委員数】 18名(塩江町文化協会役員により構成) (事業費) 塩江町教育委員会により予算措置をしている。</p>	<p>・市、町民文化祭の開催時期、内容、運営委員会及び運営費の対応に差異がある。 ・塩江町では、地区文化祭を開催していない。</p>		
			対 応 策		
			<p>塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする なお、運営費の対応については、合併時までに調整するものとする。</p>		
2 地区文化祭	<p>(開催場所) 高松市内の公民館等(41地区)で実施 (開催期間) 毎年10月から2月(地区により開催時期が異なる) (運営補助) 1開催につき、50,000円を補助している。</p>	該当なし。	調 整 案		
			<p>高松市の制度に統一する。 塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。</p>		

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	文化芸術活動推進事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 デリバリ(出前)アーツ	<p>【概要】 圏域住民の身近なところに芸術文化を出前する事業 【対象】 高松市と周辺10町のサンネット高松の圏域住民 【内容】 毎年、5メニューを実施</p>	高松市と同じ。		<p>問 題 点 ・ 課 題</p> <p>塩江町では、学校巡回教室及び町民大学を実施していない。</p>
2 学校巡回教室	<p>【芸術教室】 【対象】 市内の小中学校の児童生徒 【内容】 洋舞・邦楽・オーケストラ演奏など生の優良な芸術を鑑賞する機会を提供 【能楽教室】 【対象】 市内の小中学校の児童生徒 【内容】 能・狂言・お囃子の生の優良な古典芸能を鑑賞する機会を提供</p>	該当なし。		<p>対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>
3 市 町民大学	<p>【名称】 秋季市民大学 【内容】 高松大学・高松短期大学との共催で、文化講演会を開催し、地域の文化振興を図る。 【開催時期】 9月</p>	該当なし。		<p>調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業		部 会 名	文 化		
分 類	文化団体の育成・支援事業					
	現 況					
項 目	高 松 市	塩 江 町				
1 文化協会活動補助	<p>(名称) 高松市文化協会</p> <p>(組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。 (平成16年3月31日現在)</p> <p>(補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。</p>	<p>(名称) 塩江町文化協会</p> <p>(組織) 部門別協会はなく、18の団体により構成されている。</p> <p>(補助内容) 高松市と同じ。</p>	<p style="text-align: center;">問 題 点 ・ 課 題</p> <p>両市町の文化協会の組織に差異がある。</p>			
2 文化団体事業補助	<p>(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。</p> <p>(補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体</p> <p>(補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(補助団体) 塩江町文化協会が事業主体となっている。</p> <p>(補助内容) 文化協会活動補助に含まれている。</p>			<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。 塩江町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 なお、塩江町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との統合等について、合併時までに調整するものとする。</p>	
3 芸術文化活動事業補助	<p>(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。</p> <p>(補助団体) 28団体 (平成14年度実績)</p> <p>(補助額) 4,790千円 (平成14年度実績)</p>	該当なし。				

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	歴史資料館運営事業			
	現況			
項目	高松市	塩江町	問題点・課題	
1 施設	<p>(名称) 高松市歴史資料館</p> <p>(概要) 常設展示室、学習室、特別展示室、収蔵庫、事務室等</p>	該当なし。		
2 事業	<p>(常設展) 【常設展示】 常設展示室では、高松の歩みをわかりやすく展示している。 学習室では、高松の歴史を映像等で学べるようしている。</p> <p>【高松市収蔵品情報システム】 資料の検索システムを学習室内に設置し、パソコンから閲覧できるようにして、市民の方に利用いただいている。</p> <p>(特別展) 【特別展の開催】 年間3回の特別展を実施している。 展示については、館の独自色を出すため郷土色豊かな内容となるよう心がけている。</p> <p>【収蔵品展の開催】 館の収蔵品を紹介する年間1回の収蔵品展を実施している。</p> <p>【ロビー展の開催】 歴史資料館エントランスホールを利用し、ロビー展を随時開催し、資料の展示・公開をしている。</p>		対応策	
			調整案	
			高松市の制度を適用する。	



行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	歴史資料整備事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 資料調査業務等	<p>(調査業務) 高松市の歴史・文化等に関係した資料の収集および調査・分類整理(記録) 収集した資料を適正に保存・管理するため、資料情報のカード化・画像化とともにデータを入力し、高松市収蔵品情報システムに随時反映(保存・管理) 高松市歴史資料館内の収蔵庫および円座町収集資料保管倉庫において、適正な環境の中で保存・管理し、必要な保存修理等も随時実施</p>	該当なし。	歴史資料の保管方法に差異がある。	
2 寄託・寄贈	受入後、写真撮影・採寸・函面・カード作成等を行い収蔵庫で保管	随時、町民から資料を募集し、その後塩江美術館等で保管	対 応 策	
3 資料の周知・公開	・ロビー展・収蔵品展 高松市収蔵品情報システム等で公開 歴史資料館年報等で周知	該当なし。	高松市の制度に統一する。	
4 資料購入	高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、資料購入を行っている (購入価格に応じて専門有職者の関係評価)	該当なし。	調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	文化教育普及事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 サンクリスタル学習	<p>歴史資料館・図書館・菊池寛記念館の三館が合同して、市内の小学生(中・高学年)を対象にした体験学習を開催 (内容) 三館の施設 資料を利用した学習の実施 送迎の実施 等</p>	該当なし。		
2 歴史資料館講座	<p>市民を対象に各種の歴史資料館講座や講演会を開催。</p> <p>【古文書講座】 ・内容……実際の古文書を題材に取り上げ、参加者とともに古文書に親しむ。 ・開催回数……年7回</p> <p>【歴史資料館講座】 ・内容……特別展に係る講座や各種講座の実施 ・開催回数……年5回程度</p> <p>【夏休みに郷土高松の歴史を探ろう】 ・内容……夏休みに小学生を対象として、郷土高松を学習する機会を提供する。 ・開催回数……夏休期間中・1回(5日間開催)</p> <p>【小学生の郷土史学習講座】 ・内容……土曜日を利用して、小学生を対象に郷土史を学ぶ機会を提供する。 ・開催回数……土曜日開催・1回(4日間開催)</p>	該当なし。	対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	図書館運営事業			
	現況			
項目	高松市	塩江市町	問題点・課題	
1 図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本館 1(サンクリスタル高松内)</li> <li>・分館 1(市民文化センター内)</li> <li>・分室 40(地区公民館内)</li> <li>・移動図書館車 2台</li> </ul>	該当なし。		
2 資料整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本館 485,741冊・点 (図書413,219冊、視聴覚資料27,830点、絵本・紙芝居等44,692冊・点)</li> <li>・分館 188,343冊・点 (図書161,073冊、視聴覚資料1,050点、絵本・紙芝居等26,220冊・点)</li> <li>・移動図書館、分室 116,678冊・点 (図書96,039冊、絵本・紙芝居等20,639点)</li> </ul>			
3 貸出 返却	<ul style="list-style-type: none"> <li>(貸出)</li> <li>図書館の利用者カードの発行、管理(平成14年度新規登録者の発行枚数9,045枚)</li> <li>(返却)</li> <li>図書館のカウンターへの返却と開館時間外のブック・ポスト、警備室への返却</li> </ul>			
4 レファレンス	調べものに関する相談や図書を探す相談等を行っている。場合によっては、他の図書館から資料の取り寄せも行う。			
			対応策	
			高松市の制度を適用する。	
			調整案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	図書館事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 市 町		問 題 点 ・ 課 題
1 ブックスタート事業	<p>(内容) 4ヶ月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う (実施場所) 4ヶ月児相談会場 (高松市保健センター及び各公民館) (配布冊数) 2冊/人</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。  (実施場所) 高松市と同じ。 (塩江町保健センター) (配布冊数) 高松市と同じ。</p>		<p>児童行事の開催時期等に差異がある。 移動図書館の巡回について、塩江町では県立図書館の巡回図書を利用している</p>
2 児童行事	<p>(内容) ボランティアの方により、本の読み聞かせ等を行っている (開催時期) 週に1回程度 (開催場所) 図書館本館</p>	<p>(内容) 外部団体により、絵本読み聞かせ会を行っている。  (開催時期) 読書月間にあわせて年1回程度 (開催場所) 塩江町保健センター</p>		<p>児童行事については、高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施する児童行事の開催場所については、塩江町の現行のとおりとする 移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により巡回するものとし、箇所については、合併時まで調整するものとする。</p>
3 移動図書館の巡回	<p>移動図書館車2台により、市内7か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回</p>	<p>県立図書の巡回図書において、役場本庁と塩江支所、上西支所の3か所を実施(町単独ではなし) 県立図書館の貸出資料の返却受付を塩江本庁で実施。</p>		調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業	
分類	文化センター事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 施設	(名称) 高松市民文化センター (概要) 【本館】 地下1階 地上5階 【別館】 地上3階	該当なし。
2 主催事業	<p>子ども教室 市内の幼稚園児・小学校児童を対象に、春・秋の期間、毎週土・日曜日4回の日程で10コースと夏休み期間、4日連続で16コース開催</p> <p>文化センター学習 校外学習の一つとして、5月から翌年2月までの期間、市内小学校5年生・中学校1年生を対象に、各学校で1日実施</p> <p>プラネタリウム 一般来館者を対象に、投映を通して、市民の天体への興味と、関心を高めるとともに、文化センター学習等の学習教材として活用</p> <p>・土曜日、夏休みの期間 1日 3回 ・日曜日、祝日、冬休み、春休みの期間 1日 2回 ・平日(火～金曜日) 1日 1回</p> <p>視聴覚 映写機操作技術講習会等を開催 館内活動の一環として、毎週土・日曜日に、親子映画会を開催</p> <p>科学展示 児童生徒の科学に対する関心や、未来の夢を育てるための展示</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	文化センター事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
	<p>昆虫展示 郷土に生息する昆虫の標本展示コーナーをはじめ、保管・作業研究・学習・視聴覚の各コーナーからなる昆虫展示室を開設。 展示事業 天体写真展及びこども教室作品展等、市民文化センター主催事業の展示会を開催。</p>			
3 併設施設	<p>(施設名) 平和記念室 (事業) 平和記念品室常設展示 戦争遺品等収集 戦争遺品等展示 ・「平和を語るつどい」演劇公演 写真、パネル展示 平和祈念映画等上映</p>			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業	
分類	菊池寛記念館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 施設	<p>(名称) 菊池寛記念館                  (概要)                  【サンクリスタル高松 3階】                  高松市が生んだ偉大な文化人で、現在の文壇の礎を築いた菊池寛の功績を顕彰するとともに、遺品・生原稿・著書等を展示している。</p>	
2 事業	<p>(常設展)                  菊池寛の生涯と業績をグラフィック 解説映像により編年的に紹介するとともに、遺品・生涯稿 著書等を展示                  菊池寛の生家、上演戯曲舞台を模型で再現、東京の雑司ヶ谷の旧邸宅内の書斎を原寸復元し、展示。                  芥川賞」、直木賞」、菊池寛賞」、菊池寛ドラマ賞」、香川菊池寛賞」の受賞者及び受賞作品などを紹介                  菊池寛をはじめ、郷土にゆかりのある作家の著書、芥川賞・直木賞受賞作品や、その他大衆文学作品などが閲覧できる「研究・閲覧室」を併設                  (特別展)                  ・文学展 年1回開催                  ・コレクション展 例年2～3月開催                  (文芸講座)                  毎月1回開催                  (文学探訪)                  年2回開催                  (朗読劇)                  児童 生徒を対象に、菊池寛の作品等を朗読により上演 年1回開催                  (菊池寛顕彰事業)                  ・香川菊池寛賞                  ・菊池寛ジュニア賞</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

高松市の制度を適用する。
--------------

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	文化芸術ホール運営事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	<p>(名称) 高松市文化芸術ホール(愛称 :サンポートホール高松) (概要) 大ホール(1,500席)、第 1小ホール(312席)、 第 2小ホール(308席)、リハーサル室3、練習室6、 会議室12、市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ等 (開館) 平成16年5月20日</p>	該当なし。		
2 事業	<p>(事業計画) 当該事業については、(財)高松市文化芸術財団に委託 または経費補助を行い、同財団に実施させている。平成 16年度における財団ベースの事業計画は下記のとおり 1.文化芸術振興普及事業 (1)財団自主事業の企画・実施業務【補助事業】 鑑賞参加事業 1)市民参加組織の組織化・運営 友の会、文化ボランティア 2)能 3)自主事業 交流情報事業 1)財団情報誌等の発行 2)ホームページの運用管理</p>			
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	



行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 23 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	文化芸術ホール運営事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
	(2)文化芸術振興普及事業の受託業務【委託事業】 サポートホール高松開館記念事業 1)サポートホール高松開館記念事業 企画提案事業、招聘公演事業、 施設開放事業、関連文化事業 2)サポートホール高松開館記念式典 鑑賞参加事業 1)学校巡回事業 2)能楽教室 3)デリバリーアーツ (3)一般業務 理事会等運営業務 事務局運営業務 2.文化施設等管理運営事業【委託事業】 (1)文化施設等管理運営業務 市施設管理運営業務   サポートホール高松 広域施設管理運営業務   広域交流センター		対 応 策	
			調 整 案	